

NWEC INTERNATIONAL SYMPOSIUM

To Make a Society

WITHOUT VIOLENCE AGAINST WOMEN

a Reality

Oct. 27 (Sat), 2012

13:00~17:30

会場：国際協力機構 JICA 研究所

独立行政法人 国立女性教育会館
平成 24 年度 NWEC 国際シンポジウム

女性に対する 暴力のない社会の 構築に向けて

2012 NWEC INTERNATIONAL SYMPOSIUM
平成24年度 NWEC国際シンポジウム
～女性に対する暴力のない社会の構築に向けて～
主催：独立行政法人 国立女性教育会館 (NWEC) 後援：独立行政法人 国際協力機構 (JICA)
平成24年10月27日 於：JICA研究所



Organizer: National Women's Education Center of Japan (NWEC)

This program is conducted with the support of Japan International Cooperation Agency (JICA).

主催：国立女性教育会館

後援：国際協力機構

PROGRAM

平成 24 年 10 月 27 日 (土) 13:00 -17:30
Saturday, October 27, 2012 from 1 p.m. to 5:30 p.m.

開会

13:00-13:20

主催者挨拶 内海 房子 (国立女性教育会館 理事長)
来賓挨拶 合田 隆史 (文部科学省 生涯学習政策局長)
佐村 知子 (内閣府 男女共同参画局長)

OPENING SESSION:

Welcome Remarks FUSAKO UTSUMI, President, National Women's Education Center
TAKAFUMI GODA, Director-General, Lifelong Learning Policy Bureau,
Ministry of Education, Culture, Sports, Science & Technology
TOMOKO SAMURA, Director-General, Gender Equality Bureau, Cabinet Office, Government of Japan

第一部 基調講演

13:30-14:30

“乖離した他者をつながるということ”
グローバル化した世界におけるジェンダーと人身取引に係る課題の再考と新たなコミットメント
ナンシー・キャラウェイ

PART I : KEYNOTE ADDRESS:

“Bound to Distant Others”
The Challenges of Gender and Human Trafficking in a Global World Reconsiderations and Recommitments
Dr. NANCIE CARAWAY

休憩

14:30-14:45

BREAK

第二部 パネルディスカッション

14:45-17:20

- (1) 「アジア諸国における女性に対する暴力根絶のための取組」
NWE C国際研修・平成 24 年度アジア太平洋地域における男女共同参画推進官・
リーダーセミナー研修生 (カンボジア、韓国、フィリピン、タイ、ベトナム)
- (2) 「専門家からの提言 ～ 政策と実態の格差解消をめざして」
パネリスト カムルン・ナハール
竹信 三恵子
大津 恵子
ファシリテーター 越智 方美

PART II: PANEL DISCUSSION:

II-1 “Best Practices to Tackle against VAW in the Asian Countries”
Participants of 2012 Seminar for Gender Equality Officers and Women Leaders in the Asia Pacific Region,
multi-country training program organized by NWE C (Cambodia, Korea, Philippines, Thailand, and Viet Nam)

II-2 “Filling the Gaps between Policies and Reality – Recommendations from Experts”

Panelists: KAMRUN NAHAR
MIEKO TAKENOBU
KEIKO OTSU
Facilitator: MASAMI HELEN OCHI

閉会

17:20-17:30

閉会挨拶 山根 徹夫 (国立女性教育会館 理事)

CLOSING SESSION:

Closing Remark TETSUO YAMANE, Vice President, National Women's Education Center

開会 / 来賓挨拶



内海 房子
国立女性教育会館 理事長



合田 隆史
文部科学省
生涯学習政策局長
Hawaii-Manoa
Lady, State of Hawaii



パネルディスカッション
専門家からの提言



佐村 知子
内閣府 男女共同参画局長



「つながるということ」
世界における、ジェンダーと人身取引に係る
新たなコミットメント

"No Distant Others"
Challenges of Gender and
Human Trafficking in a Globalized World
Reflections and Recommitments

基調講演
ナンシー・キャラウェイ
ハワイ大学マノア校
グローバルイノベーション研究センター
ヒューマンライツフェロー
ハワイ州知事夫人



シンポジウムに先立ち開催された有識者との懇談会



パネルディスカッション
NWECLリーダーセミナー研修生の報告

平成24年度 アジア太平洋地域における男女共同参画推進管・リーダーセミナー

2011年10月18日(木)～10月29日(土)

10月18日



国立女性教育会館へ到着



山根理事 NWECCの事業紹介

10月19日



カントリーレポートの発表



女性教育情報センター 見学



内海理事長 開講の辞



日本の女性管理職との意見交換会

10月22日

10月20日



女性ネットSaya-Sayaで、DVサバイバーの女性と子供たちへの支援の最前線について学ぶ



内閣府男女共同参画局での講義



文部科学省 表敬訪問

10月25日

10月23日～10月24日 盛岡スタディツアー



盛岡へ移動



もりおか女性センター訪問



宮古市内の仮設住宅を訪問し、被災女性の経済的自立支援プログラムを見学



NWEC研修事業に関する講義

10月26日



閉校式



日本文化の紹介

10月27日



NWEC 国際シンポジウム

平成24年度 NWECC国際シンポジウム 女性に対する暴力のない社会の構築にむけて 報告書

目次

はしがき		1
主催者挨拶	国立女性教育会館 理事長 内海 房子	3
来賓挨拶	文部科学省 生涯学習政策局長 合田 隆史	5
	内閣府 男女共同参画局長 佐村 知子	6

第 I 部 基調講演

「乖離した他者をつながるということ」 グローバル化した世界におけるジェンダーと 人身取引に係る課題の再考と新たなコミットメント	ナンシー・キャラウェイ	17
質疑応答		38

第 II 部 パネルディスカッション

II-1 アジア諸国における女性に対する暴力根絶のための取組み		
	平成24年度アジア太平洋地域における男女共同参画推進官・リーダーセミナー研修生	43
II-2 専門家からの提言—政策と実態の格差解消をめざして		
	バングラデシュの草の根団体による、 女性に対する暴力根絶のためのイニシアティブ	
	カムルン・ナハール	49

震災と女性への暴力	竹信 三恵子	55
支援の現場からみる人身売買	大津 恵子	60
パネルディスカッション 質疑応答		66
閉会挨拶	国立女性教育会館 理事 山根 徹夫	78

発表資料

1) 研修生資料	81
2) カムルン・ナハール氏資料	86
3) 竹信 三恵子氏資料	90
4) 大津 恵子氏資料	95

ポスター展示

カンボジア、韓国、フィリピン、タイ、ベトナムにおける、女性に対する暴力撲滅のための ベストプラクティス	103
--	-----

はしがき

独立行政法人 国立女性教育会館

理事長 内海 房子

この報告書は、独立行政法人国立女性教育会館が実施した「平成24年度NWEC国際シンポジウム」の記録をまとめたものです。

平成24年度は、シンポジウムのテーマを「女性に対する暴力のない社会の構築にむけて」として設定し、実施しました。国立女性教育会館では、女性に対する暴力はアジア太平洋地域の共通の課題であり、とりわけ人身取引は各国が連携して対応することが求められていると捉えています。この観点から議論を喚起すべく、国内外から専門家の方々を「NWEC国際シンポジウム」の基調講演者やパネリストとして招聘いたしました。

本報告書には「NWEC国際シンポジウム」の基調講演とパネルディスカッションの抄録が掲載されています。またシンポジウムに先だって会館が実施した国際研修である「平成24年度アジア太平洋地域における男女共同参画推進官・リーダーセミナー」に参加した5ヵ国9名の研修生が発表した各国の女性に対する暴力に係る政策や取組みを分析したポスターも収録しています。

この報告書をお読みいただいた皆さまが、今後、本シンポジウムの成果を、アジア太平洋地域における男女共同参画を推進する際の資料として活用していただければ幸いです。

「NWEC国際シンポジウム」の実施にあたり、ご後援くださいました国際協力機構、ならびにご協力いただいた関係者の皆さまに、厚く御礼申し上げます。

平成25年3月

平成24年度 NWEC国際シンポジウム 女性に対する暴力のない社会の構築に向けて

主催者挨拶

内海 房子

国立女性教育会館 理事長



本日は、「平成24年度NWEC国際シンポジウム」に、多くの方においでいただきましたことを大変うれしく存じます。海外からおこしいただきました基調講演者ならびにパネリストの皆さま、そして国内外でさまざまな立場から女性のエンパワーメントのためのご活動をされている方々に、お忙しいところお集まりいただき、心からのお礼を申し上げます。

今年度の「国際シンポジウム」では、「女性に対する暴力の根絶」をテーマとして取り上げます。第Ⅰ部の基調講演を、グローバリゼーション研究の国際的な権威であり、人身取引の分野の第一人者でいらっしゃるナンシー・キャラウェイ（ハワイ大学グローバリゼーション研究センターヒューマンライツフェロー、ハワイ州知事夫人にお願いすることができました。

キャラウェイ先生からは、グローバル化のもとに生起している人身取引という世界規模の課題について、ご講演いただきます。数多くの具体的な事例に基づくキャラウェイ先生のご講演は、人身取引の受入国のひとつである日本に生きる私たちが、この問題に今後どう向き合っていくことが求められているのかについて考える契機となることと存じます。

第Ⅱ部のパネルディスカッションでは、本シンポジウムに先だって会館が実施した国際研修「アジア太平洋地域における男女共同参画推進官・リーダーセミナー」に参加したカンボジア、韓国、タイ、フィリピン、ベトナムの5カ国から来日した9名の研修生から、10日間の研修成果を発表していただく予定です。また「リーダーセミナー」の研修生が自国における女性に対する暴力防止のための制度や先進的な取組みについてまとめたポスターを、会場前のホールに展示してございます。こちらをあわせてご覧いただければ幸甚でございます。

研修生の報告に続き、3名の専門家による報告をお願いしております。バングラデシュからお越しいただいたカムルン・ナハールさんは、バングラデシュで女性の人権推進のために活動している全国規模の女性組織である「ナリポッコ」のメンバーであり、弁護士としても活躍されています。

日本からは、和光大学教授であり、東日本大震災女性支援ネットワーク共同代表をつとめておられる竹信三恵子さんと、人身売買禁止ネットワーク共同代表の天津恵子さんのお二人に、ご登壇いただきます。専門家の先生方からは、バングラデシュと日本両国において、女性に対する暴力がさまざまな形態をとりながら起こっており、また日本で暮らす外国籍女性への支援が求められていることなどを、ご報告いただけることと存じます。

なお、本日のシンポジウムは、独立行政法人国際協力機構よりご後援をいただき、実施しております。本シンポジウムの実施にあたりご尽力いただきました関係者の皆様に、この場をお借りして心より感謝申し上げます。

本シンポジウムが、ここにお集まりいただいた参加者の皆さまの交流を深める良い機会となり、女性のエンパワーメントの推進につながることを祈念して、開会のごあいさつとさせていただきます。

来賓挨拶



合田 隆史

文部科学省 生涯学習政策局長

ナンシー・キャラウェイ様、カムルン・ナハール様、パネリストの皆さまや、NWECアジア太平洋地域における男女共同参画推進官・リーダーセミナーの研修生の皆さまをはじめ、このように多くの皆さま方のご参加を得まして、平成24年度NWEC国際シンポジウムが開催されますことを心からお喜び申し上げます。本日参加されている皆さま方が国内外の男女共同参画の推進に関しまして、平素から多大なるご尽力をいただいておりますことに、この場をお借して心から敬意を表します。

女性と男性が互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、我が国が政府一体となって取り組むべき最重要課題であります。その中で、教育あるいは学習が果たす役割は極めて大きなものがあると考えております。文部科学省におきましては、第3次男女共同参画基本計画を踏まえ、学校、家庭、地域、職場など、社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育、学習の充実を図るよう、努力をしています。

今回のテーマ「女性に対する暴力のない社会の構築」に関しても、文部科学省としては、学校の教職員などの指導的立場にある者による性犯罪の防止に関する指導、あるいは注意喚起等を教育委員会や大学にお願いしているところです。また被害を受けた子どもたちについては、学校関係者がメンタルヘルスについて正しい知識をもって適切な対応ができるように、教職員向けの指導参考資料の作成、あるいは子ども心のケアに関する専門家の配置という取り組みを行っております。

国立女性教育会館でも、人身取引を防止するための教育に関する調査研究を行っていただいております。大学や各地の男女共同参画センターにおいて、この問題を取り上げて学んでいただくためのパネルの貸し出し、あるいはインターネットによる様々な情報提供などを行っておられます。女性に対する暴力の根絶を含め、男女共同参画の推進のためには国際的な連携が必要です。本日のシンポジウムにおいてグローバルな視点から多くの議論が活発になされるとともに、ご参加の皆さまのネットワークが広がっていくことを心より期待しております。

結びに、このシンポジウムが皆さま方にとって有意義なものとなり、引き続き皆さまがそれぞれの地域、分野でご活躍されることを祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

来賓挨拶



佐村 知子

内閣府 男女共同参画局長

本日のこのNWEC国際シンポジウムがナンシー・キャラウェイ様をはじめ、多くのシンポジストやご参加の方を得て、盛大に開催されますことを心からお祝い申し上げます。国立女性教育会館の皆さまには、日頃から女性教育の振興に何かとご尽力いただいております、感謝申し上げます。これまで長年培われてきた教育研究成果や国内外の絆を本日のような国際貢献や協力で生かしていただくことは、私どもとしても大変ありがたく思っております。今後とも、今、合田局長のお話にもありましたように、男女共同参画の推進に、皆さま方、また国立女性教育会館の力をしっかり借りてまいりたいと思っておりますので、連携かたがた共に頑張ります。どうぞよろしく願いいたします。

さて、本日は、女性に対する暴力のない社会の構築に向けてというテーマで設定されております。実は11月25日が、女性に対する暴力撤廃国際日という、国連で定めている日に当たります。そして、それに至る11月12日から25日の2週間を日本では、女性に対する暴力をなくす運動の期間として、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組みの啓発や、いろいろな取組みをする期間としております。私も今日、ここに紫の小さなリボンをつけております。このパープルカラーがその色で、11月12日、この期間には東京タワーをはじめ、全国の10ほどのタワーをこの紫の色にライトアップして、啓発の一助にするという取組みをやっております（さすがに今年できたスカイツリーはもともと紫というカラーを、塔の色として持っているので、スカイツリーはそうはならないのですが）。ですから、本シンポジウムが女性に対する暴力を取り上げているということは大変にタイムリーな企画であると思ひ、感謝申し上げます。

女性に対する暴力は、言うまでもなく女性の人権に対する著しい侵害であり、決して許されるものでもありませんし、根絶すべきものです。私どもが今進めている第3次男女共同参画基本計画では、女性に対する暴力の根絶をひとつの大事な一項目としてあげ、例えば、配偶者等からの暴力、性犯罪、人身取引、またストーカー行為等、様々な形態に対して、その根絶に向けた取組みを進めております。

もちろんその暴力関係では、例えば障害者の女性の方といった問題、あるいは外国人、あるいは被災地というケースなど、それぞれいろいろなケースが複合する場合に、大変難しい問題があり、決して十分ではないということは、自覚していますが、いろいろなご指導を受けながら、少しでも

進めていきたいと思っております。

今年の4月に、内閣府が男女間における暴力に関する調査を公表しました。この結果では、女性の約3人に1人が配偶者から何らかの被害を受けたことがあり、約10人に1人は何度も被害を受けているという数字が出ています。また被害を受けた女性の約4割がどこにも相談をしていない、ということも課題として同時に明らかになっています。

私どもではDV被害者のための相談機関、電話番号案内サービス、DV相談ナビを実施するなど、被害を受けた女性が1人で悩まずに、相談しやすい環境を整備することで、DV被害者を的確かつ迅速な保護がはかれるような施策を、関係機関と連携していきながら講じているところです。

本日この会で皆さま方からの識見、諸外国の例、それぞれのご経験などについて、ご講演、あるいはパネルディスカッションでいただきながら、国際連携の考え方やいろいろな取組みの進化がはかれると思っておりますので、ぜひいい機会にさせていただければと思っております。

最後に、本日の開催に当たりご関係の皆さま方のご尽力に心から敬意を表しますとともに、本日のこの会が皆さま方にとって、これからいろいろなことを考えていく上で、有意義な会になることを心から祈念をしてご挨拶いたします。

プロフィール

ナンシー・キャラウェイ

ハワイ大学マノア校 グローバリゼーション研究センター ヒューマンライツフェロー
ハワイ州知事夫人

ナンシー・キャラウェイ博士は、受賞歴のある政治学者であり、フェミニスト学者、活動家として、20年間、先頭に立って人権と社会正義に取り組む。1992年に発刊された著書*Segregated Sisterhood: Racism and the Politics of American Feminism*（差別された姉妹たち：人種差別とアメリカのフェミニズムの政治）は、女性と政治に関する最も優れた書籍として、米国政治学会シャック賞を受賞。ジャーナリストとして豊富な経験もある博士は、著名な知識人として、多文化のアイデンティティと政治、ポスト植民地主義とハワイ先住民の権利、グローバル化する世界における権力と特権の性質、ポストモダンの枠組における政治的实践主義の挑戦、などをテーマに執筆活動をしている。

グローバル化と人身取引に関する専門家として、これまでに下記のテーマの主な世界フォーラムやアジアフォーラムに参加。

- ・「平和を進める女性たち」（2000年、ハーバード大学ケネディスクール）
- ・「アジア地域人身取引防止イニシアチブ」（2000年、マニラ）
- ・「第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」（2001年、横浜）
- ・「新しい人身売買禁止法は効果があるか」（2003年、フリーダムネットワーク会議、ニューヨーク）
- ・「国境を越えた人身取引に関するセミナー」（2004年、フェミニスト法律研究センター、ニューデリー）

現在は、外国語能力を育てるハワイ州言語サミットの開会に向けた準備や、ECPATと共同で国際観光産業における児童への性的虐待についての認識を高めるプロジェクトなどに取り組む。

カムルン・ナハール

「ナリポッコ」メンバー

弁護士

人権派弁護士。開業弁護士として弁護士活動を開始。17年間、ラングプール・ディナジプール農村整備サービス（RDRS）やナリポッコと共同で人権の擁護と推進に取り組み、大規模な法律扶助プログラム、女性や子どもに対する暴力に関する調査、政策の改革や立案、判事、警察、医師、官僚、ディベロップメント・ワーカー、弁護士などの能力育成研修をはじめとする活動に従事。

バングラデシュ国内で女性の人権を推進しているNGO「ナリポッコ」のメンバーとして、人権、社会開発、ジェンダーなどいくつかの取組みに参加し、コンサルティングをおこなう。硫酸を用いた暴力の撲滅運動や、女性に対する暴力に関して、女性差別撤廃委員会（CEDAW）での報告も担う。「バングラデシュの女性に対する暴力廃絶のための国家介入モニタリング」という実地研究プロジェクトに協力し、司法執行制度における手続き上の抜け穴や性差別問題などを明らかにしてきた。政府の法律、政策、決定を分析し、適切な実行や必要な変更も提言している。また弁護士として、クライアントに法的助言をおこなっている。

女性に対する暴力と政治的エンパワーメントの問題に取り組むバングラデシュ全土のネットワークで、535の女性団体が加盟している「ドゥルバル」の作業部会メンバー。女性に対する暴力を廃絶するため、女性活動家やその組織に研修を行い、能力育成に力を注ぐ。

ラジシャヒ大学で法律学士号および修士号を取得。

竹信 三恵子

和光大学教授

東日本大震災女性支援ネットワーク共同代表

東京生まれ。1976年、朝日新聞社に入社。水戸支局、東京本社経済部、シンガポール特派員、学芸部次長、編集委員兼論説委員（労働担当）などを経て2011年から和光大学現代人間学部教授。非正規労働の激増による貧困の広がりや、女性労働や家族をめぐる経済について幅広く取材・調査を続けてきた。著書に『日本株式会社の女たち』（朝日新聞社）、『ワークシェアリングの実像』（岩波書店）、『ルポ雇用劣化不況』（岩波新書 日本労働ペンクラブ賞）、『女性を活用する国、しない国』（岩波ブックレット）、『ミボージン日記』（岩波書店）など。新著として2012年4月に『ルポ賃金差別』（ちくま新書）、6月に『しあわせに働ける社会へ』（岩波ジュニア新書）。2009年貧困ジャーナリズム大賞受賞。

大津 恵子

人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）共同代表

女性の家HELP 前ディレクター

アメリカ、シンガポール、タイで生活した経験から外国籍の人々の問題に関心を持ち、電話相談、シェルターで女性と子どもの人権を守るために活動する。

現在、日本キリスト教婦人矯風会理事及び女性の家HELP運営委員

内閣府男女共同参画局「女性に対する暴力に関する専門調査会」の元委員

人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）共同代表

移住労働者と連帯する全国ネットワーク共同代表

全国女性シェルターネット理事

著書に、『出版倫理とアジア女性の人権』（共著）明石書店、『人身売買をなくすために受け入
大国日本の課題』（共著）明石書店、『生きるって何 戦争はなぜ起こるの』日本ユニセフ協
会（共著）主婦と生活社（中学2年の道徳の教科書に掲載）など。

研修生プロフィール

カンボジア

マーデイ・ケス

女性省 法的保護課 ディレクター

女性省に11年間勤務し、女性の権利の推進と女性と少女に対する暴力防止に深く携わっている。最近では、様々な防止方法を用いて女性や少女に対する暴力を根絶することを目的としてカンボジア全土で実施した「グッドメン・キャンペーン」に、部局や省を挙げて取組む。主に国内外のNGOや国連から構成されるテクニカル・ワーキング・グループ（TWG）を統括し、マスコミ、社会的動員、組織的動員に関する要素など、キャンペーンのあらゆる面を監督している。また地方レベル（州の省庁や地区の事務所）を通じたキャンペーンの推進にも尽力している。

カンボジア

パンハ・ヴィチェトル・ポク

カンボジア女性のための危機管理センター（CWCC）センター長

CWCCのセンター長として、4州の事務所のスタッフが対象地域の女性に対する暴力を排除するプログラムを効果的に実施できるように指導し、ビジョンを示している。このプロジェクトを実施するにあたって、最初に方向づけをおこない、定期的（少なくとも6ヵ月毎）にモニタリングを実施し、プロジェクトの中間と終了時に評価をおこなってどんな変化が生じたか進捗状況を把握するなど、プロジェクト実施の調整役として中心的な役割を果たす。スタッフの活動向上のためには建設的な助言を与えることが必要だと考えている。

大韓民国

ジェヨン・チョウ

韓国女性ホットライン 教育・エンパワーメント部 カウンセラー

様々な教育プログラムやキャンペーン・プログラムを企画して実務家の研修をおこない、女性の権利についての意識啓発を担当。主な役割は、韓国女性ホットライン（KWHL）の会員

を増やし、教育、ワークショップ、キャンペーン、ネットワーキング・グループなどの様々な活動により会員の活動を強化すること。ボランディアやインターンを対象としたプログラムも企画する。その他青少年向け教育プログラムを企画し、青少年活動クラブを運営。青少年クラブは女性学を研究し、ジェンダーバイオレンスに反対する署名活動や意識改革キャンペーンなどを実行している。

フィリピン

フランツ・モニック・C. ヴィレイ

フィリピン女性委員会 情報課職員

主な任務は、マスメディアを戦略的に活用し、ジェンダーと開発（GAD）に関するフィリピン政府のプログラムやサービスを国民に宣伝すること。毎年3月におこなわれる全国女性月間を祝う行事や、11月25日から12月12日まで18日間おこなわれる「女性に対する暴力をなくそう」キャンペーンなどの特別行事のためのメディア計画の準備も含まれる。ジェンダー主流化に技術的な支援をおこない、GADの計画や政府のメディア関連省庁の予算の見直しもおこなっている。また、政府ラジオのキーステーションから毎週放送されるラジオ番組「Tinig ng Kababaihan（女性の声）」の共同制作を担当。

フィリピン

ジェニファー・C. ジョゼフ

フィリピン大学（UP）バギオ校 助教授

フィリピン大学内にカサリアン（ジェンダー）研究を設置するために活動している。現在、学内でのセクシュアル・ハラスメント防止対策局（OASH）の設置に取り組む。カサリアンの内外で、女性／ジェンダーおよび性に関するカリキュラム開発、研究、研修、政策提言活動に関する各種プロジェクトを継続的に実施。具体的には、先住民の女性と、それに関連した先住民族の健康知識や習慣などのテーマ、女性と環境、女性／社会運動、ジェンダーの平等／公平LGBTIQ（レズビアン／ゲイ／バイセクシャル／トランスジェンダー／トランスセクシャルの人々／インターセックス／同性愛者）研究、女性に対する暴力など、多岐にわたるプロジェクトを実施している。

タイ

ワンシリ・ピントホン

社会開発・人間の安全保障省

女性と家族開発部

ジェンダー平等推進局 社会開発担当職員

2006年にチェンマイ大学卒業後、企業の人材開発部で募集と選考、研修と人材開発プロジェクト企画、評価、福祉手当を担当。2009年4月、社会開発・人間の安全保障省の女性と家族開発部（OWAFD）ジェンダー平等推進部に転職。現在、社会開発担当官として、ジェンダーの平等と女性の開発に関連した役割を担う。政策の策定、プロジェクトの企画と予算調整、OWAFDの戦略的マスター計画の一部作成、ジェンダー主流化政策への重要な情報として技術・行政サービスの提供、農村部の女性に対する地方行政組織への関与と参加の推進など。

タイ

ウィライポーン・ピアンクラトック

女性の地位向上協会（APSW）広報・募金部長

女性に対する暴力をなくし、ジェンダー平等を推進するため、以下の業務を担当する。①支援運動・広報戦略を立案、作成、実施する、②メディア、個人、その他の組織と連絡を取り、質問に答える、③調査をおこない、プレスリリースを書き、対象メディアに配布する、④女性に対する暴力の撲滅を推進するため、記者会見、展示会、公開日、プレスツアーなどのイベントを企画する、⑤潜在的な危機的状況の広報面を管理する。

ベトナム

ロアン・ティ・ビッチ・トラン

ベトナム国家女性の地位向上委員会（NCFAW）

労働傷病兵社会福祉省男女共同参画局 NCFAW副委員長

ジェンダー平等と女性の地位向上の分野に、過去12年間従事。現在は以下の活動をおこなっている。①ジェンダー平等に関する国家戦略およびジェンダー平等に関する全国プログラム

についての助言と推進、②閣僚レベルおよび州レベルのジェンダー平等推進政策の実施に対するモニタリングと助言、③省庁、産業部門、地域におけるジェンダーの平等と女性の地位向上に関する政策立案実行の審査、④女性の地位向上を推進し、あらゆるレベルの男女格差をなくすいくつかのプロジェクトの実施。

ベトナム

フォング・テイ・ヴィ・ダオ

ベトナム女性連合 客員研究員

家族・社会問題課副課長として、女性が「幸福で持続可能な」家族を作ることができるように支援するため、ベトナム女性連合幹部会に助言。地方の女性連合が、ジェンダーの平等と人権に関する活動を計画し、実施できるように支援している。長年にわたる経験から、家庭内暴力を廃絶するため、コミュニティの女性に研修をおこない、エイズの女性や家庭内暴力の犠牲者など、恵まれない女性や弱い立場にある女性をサポートする。州レベルにおける女性へのジェンダーバイオレンスや、出生時性比の不均衡などの新たな人口問題への取組みの実施と、取組み能力向上のための技術的な支援の提供。恵まれない女性の支援に努めている。

第 I 部 基調講演

「乖離した他者をつながるということ」

グローバル化した世界におけるジェンダーと
人身取引に係る課題の再考と新たなコミットメント



ナンシー・キャラウエイ

ハワイ大学マノア校 グローバリゼーション研究センター
ヒューマンライツフェロー
ハワイ州知事夫人

ごあいさつ

ここに独りで立っているということで、大変心細く感じているのですが、客席には私の姉妹と仲間たちがおります。まずは、ありがとう、そして、こんにちはと言いたと思います。随分前から日本に来たいと思っていました。そうすれば、皆さまと知的で政治的で文化的なアイデアを共有することができるからです。NWEC国際シンポジウムが、ようやく、その機会を私に与えてくださいました。皆さまと一緒できますことを大変嬉しく思いますとともに、皆さまからいろいろと学ぶことを楽しみにしています。

まず最初に、「女性教育の振興を図り、男女共同参画社会の形成に資すること」という国立女性教育会館（NWEC）のミッションの妥当性を強調したいと思います。これは非常に深遠なコミットメントであり、同じくこうしたコミットメントを掲げる皆さまお一人お一人と同席できますことを、大変嬉しく思っております。

パキスタンのマララ・ユスフザイさんのような15歳の少女が、学校に通っていることを理由に暗殺すると脅されるような時代において、またそのような世界において、ここにいる皆さまは、世界をこのNWECのビジョンに導こうとしていらっしゃいます。ここで改めて、皆さまのコミットメントに、ありがとうと言わせていただきます。

特に、NWEC理事長の内海房子様には、私たちを本シンポジウムにお招き下さったことに対し、お礼申し上げます。また、来賓としてご出席されている合田局長と佐村局長にも、感謝申し上げます。同時通訳をつとめてくださるお二人にもお礼を申し上げたいと思います。

この会場には、今年4月にハワイでお会いした友人の方々もいらっしゃいます。NWECがワシントンDCのNGO女性政策研究センターと共催し、今回と同じようなリーダーシップ・イベントを開催されました。このときにお会いした友人や仲間の方々がたくさんいらっしゃいます。

パネルディスカッションに参加されるナハールさん、竹信さん、大津さんをはじめ、アジアのさまざまな国からお越しいただいた方々からも、多くのことを学べるよう願っています。このシンポジウムは、実に啓発的な国際会議であり、基調講演者として参加できることを大変嬉しく思います。

皆さまにお話しする中で、『アロハ』という言葉を使っています。皆さまは、アロハの意味をよくご存知だと思います。私の故郷であるハワイで使われている、最も朗々とした響きのある詞的な挨拶の言葉です。この特別な挨拶の言葉は、ハワイの先住民が使うハワイ語では、こんにちはずきよならの両方を意味しています。愛情と尊敬の両方を具現化する言葉です。

私は、あまり男性の話を書くことはないのですが、時々、夫である、ハワイ州知事、ニール・アバクロンビーの話に耳を傾けることがあります。彼は何度も来日していて、島国同士の互いの親近感を、私と一緒に強調しています。ありがたいことに、非常に多くの日本人観光客の方々が、私たちの美しい州を訪問してくださっています。また、同様に、ハワイの住民の多くが、すぐにでも日本に行って休日を過ごしたいという思いでいます。

歴史的に見て、ハワイの多文化的な社会には、多くの日本的な趣きがあります。このように、さまざまな文化が融合し、調和し、尊重し合うことで、称賛に値する価値が生まれているのです。実際、夏になると、ハワイの至るところで、近隣の人たちが集まって法被（はっぴ）を着て、一生懸命に『盆踊り』を踊りながら、お盆の行事に参加している風景を目にすることができます。盆踊りについては、私自身はまだ初心者で、習得できていないのですが、少しは自慢できるかなといったところです。また、日本語も勉強するつもりなのですが、残念ながら、まだ上手く話せません。ハワイに、申し分のない、魅力的な小さな『居酒屋』を見つけました。そちらに、ヨーロッパやハワイの、また、アジアの友人の方々をお連れしています。ここで、もう一度言いたいと思います。アロハ。

昼食後でもあり、皆さまが眠くなられてはいけませんので、原稿のいろいろなところに飛びながら、お話しさせていただくつもりですが、今日ここでの私の役割は、創造性豊かな活力、熱意を皆さまと共有することと考えています。長い原稿であり、1時間という長い時間ですが、あるトピックから別のトピックへ、またあるページから別のページへと飛びながら、通訳の方とともに、このバレーを踊るかのように基調講演を進めていきたいと思っています。

少し気持ちを高めていただいて、創造性豊かで知的な政治的交流を活発なものにするために、優秀で雄弁な、そして素晴らしい、ホノルル生まれの大統領、バラク・オバマ氏のスピーチを引用したいと思います。私たちは、彼のことを非常に誇りに思っています。

これは、大統領選でオバマ氏が聴衆に訴えている精神と言えるものです。ご存知のように、間もなく大統領選挙がおこなわれます。私はオバマ氏の勝利を確信しています。オバマ大統領は、「勇敢であれ (be bold)」と言います。彼の好きな表現のひとつに「大胆な (be audacious)」というのがありますが、「大胆であれ、頑張ろう、自分自身にチャレンジしよう (be audacious, push yourself, challenge yourself)」という言葉をよく使っています。また、彼の好きな大統領選のスローガンは、「気合は十分だ！ (I'm all fired up!)」です。

私たちが掲げた主題に対して、このように熱意あるアプローチをすることを前提として、私たちの思考を喚起しようではありませんか。さて、この場にお集まりの皆さまのほとんどが、専門家でいらっしゃると思います。人身取引についても、よくご存知かと思しますので、改めてその全体構造をお話しするつもりはありませんが、概要については、最初にご説明したいと思います。

ここで、本日お越しいただきました学生の皆さまにもお礼申し上げます。私たちを次の段階へと導いてくれるのは、こうした若くて有能で、才能にあふれた、明確なビジョンを持つ男性や女性たちです。というわけで、本日ここにお集まりいただきました学生の皆さまにありがとうと感謝の意を表します。私は教授をしておりますので、学生の方々からもいろいろなことを学びたいと思います。

はじめに

人間の国際取引によって生じる悲惨な状況には、労働のために利用される人々の勧誘、移送、隠匿、そしてしばしば売却が関わっています。これらのことが労働搾取工場、水産業、衣料品工場、建設、採掘、農業、観光業、性風俗業や、その他多くの場所で起きています。人身取引の対象になるのは社会的弱者です。すなわち労働者、移民、難民、無国籍者、戦争や地域紛争、自然災害で行き場をなくした人、そして増える一方なのが、少女や女性たちです。この報告の後半で、最もひそかにおこなわれている違反行為のひとつである家庭内労働者の見えざる世界をご紹介します。

人身取引

不正取引された人々は商品です。グローバルな地下経済で何十億ドルも生み出す越境的な犯罪ネットワークや秘密の裏部屋では、有名な研究者で活動家のケヴィン・ベイルズ (Bales: 1999) が名づけたように、この人たちは「使い捨ての人々」なのです。また研究者たちが指摘するように、「隣に住む人」も「末端の密売人」として奇妙な行動を取ることがしばしばあり、被害者を奴隷にするためその家族が協力することさえあります (Kempadoo: 2005:15-6)。ベテランの活動家や救助活動員さえ、このような複雑な手法を突きとめ分析するには、「明確な概念」が必要だと報告しています。私は、このようにいくつもの重複した関連変数を整理しようと試みた好例として、バングラデシュ・テーマ・グループの専門家たちの2001年の調査結果を紹介しようと思います。研究者たちは、人身取引、および人身取引関連の不法行為の重複した行動、テーマ、結果を図で示した大きなフローチャートを作成しました。(Bangladesh Thematic Group: 2001)

研究執筆者の1人、アフタブ・アーメドは頭に浮かんだ多くの定義を記しています。人身取引は「法的問題、人権問題、ジェンダー問題、児童労働問題、健康問題、移住問題、あるいはこのいずれかひとつ以上の組み合わせ」(Kempadoo: 2005: 199) とみなすことができます。

人身取引禁止活動の分野では、ひとつの人身取引を「それだけで独立した個別の事象」と見なす傾向があります。しかし実際は、人身取引という出来事が単独の独立した事象であることはめったにありません。むしろそれは「人の勧誘 [送出国] から、その人を [中継国を通過して] 最終地点 [受入国] へ移送する広範な連続体に沿って、回復と統合のプロセスを通じた、相互関連性のある一連のステップ」(ibid: 202) なのです。人身取引された人は他国に密入国した「非正規移住者」ではありませんが、多くの国の法律では、この重要な違いを有効あるいは合法と認めていません。そして結局、この人たちの「監禁し、強制退去させる」のですが、この人たちは犯罪者ではなく、むしろ被害者なのです。重要なことは、受け入れ地点の隷属的な状態が人身取引を成立させているということです。

現代の専門家的一致した意見として、アジア全体（北アジア、南アジア、東南アジアのメコン地域を含み、これは搾取された人々の「需要」「供給」圏と見られています）における人権の危機を増大させているのが人身取引だと考えられています。特に強調したいのは、ここにはいくつかの圧力が働いていることで、それが供給の「プッシュ」要因と需要の「プル」要因をもっともよく説明しているということです。被害者と搾取者と消費者という3極が一番わかりやすいのはこの地域なのです。

過去10年、私たちは裕福な人々が貧しい人々を犠牲にして、ますます裕福になるのを見てきました。ボストン・コンサルティング・グループによると、2010年には百万長者と言われる階層の割合がシンガポールを筆頭に、12%増えました。さらに富はますます集中し、百万長者世帯が世界の資産を支配する割合は、前年の37%から39%に増えました (Leondis: 2011)。アジア太平洋地域（日本を除く）の富は世界平均のほぼ2倍の割合で増加し、その結果、世界の富の中でこの地域が占める割合は2015年には23%になると予想されています (ibid)。

この社会的破滅を招くような展開が、アメリカ合衆国では、恐ろしいほどのレベルに達しています。金融部門独自の組織で、企業役員の報酬データを提供しているエクイラー (Equilar) 社によると、賞与や特典や株式や税控除などによって、最高経営責任者の給与水準は24%もアップしました (Beck: 2011)。アメリカでは4,600万人が貧困の中に暮らしており、私たちはアメリカの何人かの大富豪が連邦議会で、富裕層への増税を求める証言をするという光景さえ目撃しました (Kellman: Press: 2011)。世界で最も裕福なビジネスマンの1人であるウォーレン・バフェットは、自分の税率の方が秘書の税率より低いのは常軌を逸していると指摘し「大富豪を甘やかす」のをやめるよう議会に要求しました (Buffett: New York Times: 2011)。

ここで少し余談になりますが、「人権という視点」から、人身取引についての少々荒削りな私の仮説をご紹介します。お断りしておきますが、この考えは決して、アジア太平洋地域の多くの指導者にとっての絶対的な原則などというものではありません。過去10年というもの、マレーシア、中国、シンガポール、そしておそらくこの地域の他の国々で、普遍的人権という概念に対して、自分たちの特殊性を主張する力強い理論的根拠が論じられてきました。アジアの哲学や思想は、個人の価値を守るというより、むしろ集団、地域社会、全体の安定と調和に重点を置くものであるという主張は、世界人身取引禁止の精神が土台とする基盤の合法性を無効にしてしまうように思われます。1949年の国連世界人権宣言はその名が示す通り、たしかに、個人の権利が他のすべてにまさることを明言するものです。

私たちの行動の基本理念に関わるこのような議論は、人身取引禁止活動家にどんな影響を与えているのでしょうか。学問としてのフェミニズムは過去数十年間、白人優越主義の名残から解放されることを求めてきましたが、途上国に「西洋の」価値をおしつける傾向には好意的な反応を示しています (Moller Okin in Cohen, Howard and Nussbaum: 1999)。哲学者アンソニー・アッピアは、人権論は100パーセント西洋の概念というわけではなく、上からおしつけられたものでもないと主張しています。「人は誰でも人間の本质から流れ出る生来の権利を持っているということ、政府の役人に苦しめられたくない、恣意的な逮捕の対象になりたくないと考えることに……私たち全員が同意する必要がないのは言うまでもない」 (Appia in Guttman: 2001) と。

これらの問題についてアッピアと対話した歴史家のマイケル・イグナチエフは、現代の人道主義者が活動しているのは、植民地独立後の世界であることを悟りました。そして、このような世界の中で、私たちは歴史や帝国や人種について学んでいるのです。世界の南と北で力や富や機会の格差があると指摘しているのです。集団と個人の権利についてのディスカッションで、イグナチエフは、個人主義を弁護していますが、この観点については今日ここにいる私たち全員が妥当だと考えるでしょう。

非西洋人が魅力的だと感じ、人権がなぜ世界的な運動になったかという理由を説明するのは、まさにこの個人主義なのである。人権は、家父長制社会や部族社会で、女性や子どもが味わう抑圧に対する訴えの正当性を確認する、唯一の普遍的使用が可能な道德用語である。それは被扶養者が自分を道徳的主体として認識し、彼らの文化の重鎮や権威者によって承認された慣習——見合い結婚、女性隔離、公民権の剥奪、性器切除、家庭内奴隷制度など——に逆らって行動できるようにする唯一の用語なのである (Ignatieff in Guttman: 2001)。

人身取引は確かにグローバリゼーションの負の側面です。

21世紀の現代

マルクスが生きた19世紀の工業化社会への変貌を述べるのに使った詩的表現を借りると、「形あるものがすべて大気中に溶けていく」という特徴を持った、私たちの生きているこの歴史的な大変革の21世紀について、少しコメントしたいと思います。国連と国際労働機関の研究者たちは、人身取引のプロセスを「送出国」から「中継国」を通過して「受入国」までの移送と説明しています。絶望した人々が、自分の生まれ故郷を捨て、身を危険にさらしてまで、自分自身や家族のためによりよい生活を求めて出ていかざるをえない状況に追いやる経済状況というものを、私たちはつい先ほど、繰り返して述べたところです。もう一度言いますが、経済的不平等の拡大、女性や少女の地位の低さ、汚職、手ぬるい法の執行、懲罰的移民政策、人種差別、家父長制度、物質主義、これらはみな周知のことです。またおそらく、それほど指摘されてははいませんが、共感疲労の現象や私たち自身の社会のモラル・エコノミー（道德経済）が、犠牲者を「他者」と考え、同情に値しないと考えるようにしむけていることもあります。このような「他者」の人間性の否定によって、搾取労働

の慣行は正当化してよいと考える——「奴隷状態がこんなに長く続いてきたのだから、それは当り前のことに違いない」などという宿命論的な考え方を受け入れる——ようになるのです (Bales: undated: ChildTrafficking.com)。この問題についてはまた後ほどお話しします。

「準備ができていますかどうか」に関係なく、グローバリゼーションは報酬や除外の格差システムの中に人間を配置します。ウィリアム・グライダーは、世界資本の社会力学について、次のように述べています。

グローバルな産業 [デジタル] 革命の最も根底にある意味は、人はもはや自由に選択ができないということである……準備ができていますかどうかに関係なく、人はもはやこの世界のものである。生産者や消費者として、労働者や商売人として、あるいは投資家として、世界を統一市場として再編成する商業や金融の複雑な構造を通じて、今や彼らは遠くの他者と結び付いている (Greider: 1977: 333 強調部分は筆者による)。

グローバリゼーションは使い捨てのできる人々を生み出しますが、その手段となるのは、ますます複雑化し重複する広範な連結網です。国家、市場、通信、金融、アイデアが目まぐるしいほど急速な移動によって国境を越え、国境線や法的権限の管轄区域を不明瞭にしています。一見無秩序な経済計画のように見えますが、移住労働者の略取者が労働者を誘い出すのに使う「法的虚構」は、たいていは透明性を欠き、返済条件を恣意的につり上げ、何十年も延長することもあり、搾取を隠蔽し秘密にしています。K. ベイルズが「不正な労働契約の仮面……それは企業主や個人の主人にとって閉じ込めと隠匿というふたつの重要な用途がある」と書いているように (Bales: 1999: 26)、現代の奴隷制は多くがそのような仮面の後ろに隠れているのです。これらの主人の手にかかれば、世慣れない（しばしば現地の言語を話すことさえできない）労働者たちは抵当権、ローン契約、労働契約など、どんなものにも署名させられてしまいます。問題が起きれば、署名された契約書が持ち出され、腐敗した警察が関与したり、買収されたりすることもよくあります (ibid)。

私たちはグローバリゼーションをすべて否定的に見るべきでしょうか。答えはノーです。そうでなければ、私は今日ここでみなさんにお会いすることはなかったでしょう。グローバリゼーションのプロセスと、それを促進するデジタルIT技術に、開発、民主主義、個人の権利拡張の可能性を与える力があるのは言うまでもありません。しかし私たちは毎日のように、グローバリゼーションによって人々が解雇されるのを目にしています。グローバル経済では誰が勝者で誰が敗者なのでしょう。さらに私たちの懸念の根底には人道精神があることを考えると、無視されがちで非常に弱いこの人権の主張を、グローバリゼーションがいかに弱めているかを問う必要があります。これ

らの問題については示唆に富むタイムリーな論文が書かれていますが、その執筆者たちは、NGOや人権活動家はこれらの技術を解放的に展開することができるものの、「長きにわたる人権侵害の張本人である国家、民兵組織、反政府勢力に、グローバルな意識や圧力がどれほどの効果をもたらすかは、それぞれのケースで大いに異なる」と指摘しています。彼らは、新しいグローバルな仕組みへのアクセスは不均等に配分されているので、最も必要度の高い被害者「たとえば僻地の貧困者や難民の女性が、世界や国内の救済策を受け取る可能性が最も低くなる」とも述べています (Brysk: 2002: 2)。

このように、グローバリゼーションは人を奴隷にするという犯罪を世界中に蔓延させる環境を作っていることを理解していただいたところで、本日のテーマに戻りたいと思います。私たちは過去20年間、最前線、すなわち労働搾取工場からの記録を見、被害者個人の話聞き、NGOや民間団体の人身取引撲滅計画の戦略に関わってきました。この話をするために、何百万ドルのお金と、多くの時間を費やしてきました。人身取引が国際人権問題の中で最初に話し合われる議題になったことは、私たちの取組みの証です。私たちは自国の政府に国内人身取引禁止法を制定するよう働きかけ、現在の枠組である「保護 (Protection)、予防 (Prevention)、訴追 (Prosecution)」の3Pを推進する国内行動計画案を作成しています。(TIP: 2012: 9; UN Palermo: 2000) また社会啓発キャンペーンに従事し、重要な会議にも出席しています。アジア研究専門家のフィル・マーシャルが寄せてくれた簡単なあいさつは、この取組みを新たな方向にふり向けてくれるものです。

19世紀初めに大西洋の奴隷貿易がなくなったのは、アフリカの村々に啓発キャンペーンのポスターが貼られたからではなく、奴隷の需要を根絶したからだ (Marshall: 2012: rightswork.org)。

ここまでは、私たちのプロジェクトに伴う問題をいくつか簡単に紹介してきました。ここからは、人身取引の需要と供給に取組むための、いくつかの「優良事例」の効果と潜在的被害者の定義についてお話ししたいと思います。次のセクションでは、消費者主導戦略における人身取引の需要サイドに関する有望な改革についてお話しし、さらに家事労働者を保護するための新しい政策についても述べることにします。

サプライチェーンから奴隷制をなくす

人身取引と闘うためには、これからも政府や法律・執行制度、あるいはNGOや社会サービス機関に頼っていかねばなりません。これらの部門だけに依存するべきではありません。これまで民間部門には、ほとんど何も求められてきませんでした。私はまず、被害者を数字で表すことと、なぜ多くの専門家が、供給の防止に力を入れるだけでは不十分だと認識しているのか、民間部門による需要志向の解決策を推奨することを考慮すべきではないか、という2点について警告したいと思います。

ほとんどの社会科学方法論者は、有害な慣行の範囲を判断する上で、実証的で現場主義的な証拠を求めます。過去20年間、人身取引禁止活動家たちは、世界の人身取引被害者数を科学的に扱える閾値レベルに合わせようと苦勞してきました。ILOは今年、第2回強制労働者世界推計で、随時の被害者数を2,090万人と発表しました（TIP: 2012: 44）。ケヴィン・バイルズは、今日世界中に奴隷状況に置かれている人々が2,700万人にのぼり、この数値は「大西洋奴隷貿易の時代にアフリカから連れてこられた人々の総数を上回っている」と推計しています（Bales: 1999: 8）。地域別では、アジア太平洋地域の被害者数がやはり最も多く1,170万人です（TIP: 2012: 45）。

しかし、どんな犯罪活動でもそうですが、数字をどれほど正確に出せるかについては、つねに危ういものがあります。研究者たちは事例証拠を集めようと努力しています。しかし世界規模の人身取引を数字で表すことはそう簡単ではありません。社会や文化によって人身取引にもさまざまな方法があり、地域によっても異なるため、はっきりした全体像をつかむことが困難なのです。先にも述べたように、犯罪の被害者は表には出ず、隠されています。

本質的に、これまでの人身取引問題の最優先課題は、被害者の供給防止と「弱点を減らすこと」を重視してきましたが、当然ながらそれは貧しい送出国だけに重点を置くことになります。政策によって供給問題を「片づける」責任を負わせられてきたのです。思い出していただきたいのは、人身取引は被害を及ぼすプロセスが終わってはじめて犯罪と見なされる、ということです。研究者らは熟慮し分析した結果、送出国に重点を置くのは間違っていると批判しました。なぜならば、受入国で起きている人々のひどい搾取から目をそらすことになるためです。人身取引は送出国で防止できるという考えは、政府や国際機関が人身取引ビジネスの経済を断ち切るためどんな手立てを打たねばならないかということから目をそらすことになります。

長きにわたって東南アジアを専門に研究してきたF. マーシャルとテイタムは、潜在的被害者の供給国だけを偏って重視するとどんな危機的状況が生じるかを、図式的に説明しています。

それでは、5歳のクメール人の少年がバンコクの路上で花を売り、売れ残った花を食べるよう強制されているのは、カンボジアの責任だということになる。タイの若い女性が何年も売春婦として働かされ、今はオーストラリアの拘置所で病気になっているのは、タイのせいだということになる。ベトナムの少年少女たちがカンボジアで、国内外の児童性犯罪者に利用され、児童買春をさせられているのはベトナムの責任ということになる (Kempadoo: 2005: 53)。

これらのことを理解しようとする、すべてのプッシュ要因についての人権侵害の負担は誰が負うべきなのかを問う必要があります。これまでは、その負担は圧倒的に南の、より弱く貧しい社会が負うべきであるとされてきました。これらの社会は、そこに蔓延するより過酷な状況の道義的責任を問われ、その住民には、より強力な北の国々が作る国際社会によって矯正的な介入措置が取られています。パプバックが指摘するように、国際的な人権活動の責務として確実に善を実行しようとする、かえってその目的に反することがあります。このような国際人権モデルは「南北の格差に取り組むことができず、かえってそれを増大させる」ため、「世界的な正義の保証」を先延ばしにしているのです (Kempadoo: 2005: 54)。

このような批判的な意見によって、消費者に関する新たな分析がおこなわれ、消費者に注意が向けられるようになってきました。この変化は、現行の防止プログラムの限界を反映しています。事実、ほとんどの国で、人身取引事件の大部分は罰を免れています。米国でもそうです。司法省が明らかにした被害者の数は実際より少なく、訴追件数はわずか151件にすぎません (www.justice.gov)。

多くの人身取引禁止活動は、とりわけ大メコン圏では、問題に目立った影響を与えていないというのは、専門家も一般に認めるところです。マーシャルとこの地域の研究者たちは、「搾取地点をターゲットにして、このビジネスの利益を減らすように取締活動の焦点をリセットしなければならない」と主張しています (Kempadoo: 54)。彼らはその分析の矛先を、消費者向けの運動の過去の例、歴史、戦略などに向けつつあります。過去数十年間の世界的な労働搾取工場禁止キャンペーンや、強制労働を利用した企業経営はしていないと消費者に保証するよう企業に義務づけることなどは、今後有望なモデルになるでしょう (Klein: No Logos)。

たとえば、繊維やチョコレートといった様々な業界で国際的な児童労働慣行の禁止が成功を収めているのは、採取や製造業での虐待に世界中の国民の関心が呼びさまされた好例と言えましょう。多くの映画やマスコミのキャンペーンで、西洋風の儀式で幸せなカップルがダイヤを交換するという架空の映像と、何の保護も与えられない労働者が危険な鉱山で、人間の悲劇を秘めた「血のダイヤ」を掘り起こすドキュメンタリーの現実とが対照的に描かれています (Zwick: 2006; National

Geographic: 2003)。マーシャルは、「人身取引と単なる人々の移動（合法か非合法かにかかわらず）とを区別する、搾取や虐待といったやり方は、結局のところは被害者ではなく加害者によってもたらされる」のだから、需要サイドへの働きかけは理にかなっていると主張しています（Marshall: Rightswork.org）。

人身取引という違法行為を減らすため、需要サイドに重点を移行させることは重要であり、それは私たち全員が、消費習慣の倫理的側面に向き合わねばならないということです。消費者キャンペーンが効果的なのはすでに実証済みです。消費者に働きかけ、搾取的な労働慣行を一掃するよう企業に圧力をかけることもできます。事情を理解した人々が圧力をかければ、事業者は現地の問題を心配するようになるでしょう。その好例がアップルです。先ごろ、アップル（やその他の多国籍企業）が電子製品の生産を委託している大企業のフォックスコン社についての意外な実態が明らかになり、スキャンダルが噴出したことを覚えていらっしゃるでしょう。昨年末、中国の武漢にあるフォックスコン社の工場の労働者約150人が、劣悪な労働条件に抗議して、工場の屋根から飛び降り自殺すると脅しました（Moore:2012）。労働者の自殺を恐れた会社は、工場の一部に転落防止ネットを取り付けました。多くの労働者は厳しい軍隊式で1週間に7日働き（中にはわずか16歳の少年もいました）、混みあった寮におしこめられていました（Duhigg and Barboza: 2012）。

各国でフォックスコン社に対する怒りが高まったため、アップルは納入業者の行動規範を定め、厳正な監査キャンペーンを開始しました（ibid）。効果を上げるには、世界の消費者の意識を高めるとともに、企業に圧力をかけて、利益を増やし企業イメージを高め、サプライチェーンの経営陣を管理することはメリットがあると企業に分からせることです。

マーケティング手法の考え方を活かして最も簡単に言うと、この変化は次のような結果を生み出します。

- 人身取引企業への報酬となる利益を減少させる
- 人身取引のコストを高める
- 各国の多様な関係者が協力する（有名人など）
- 違法者の経済的資産をターゲットにし、没収する

さらに、バイルズは人身取引された人々の「USP（Unique Selling Point）」すなわちマーケティング幹部が新製品を発表するとき考慮する「独自のセールスポイント」を調べました。調査結果では、市場で人間を意味する際に不当で打算的な用語は使っていませんが、それでもやはり商品の比較優位を求める人身取引業者の考え方を捉えるには非常に有益です（Bales: Childtrafficking.com）。

民間部門も人身取引の撲滅に重要な役割を果たすことができます。不法な暴利を貪る者や犯罪組織が実際に利益を得ていますが、民間部門も人身取引によって直接的、間接的に経済利益を得てい

ます。このサプライチェーンの最後の「お金の最終到達点」を本当に知りたければ、金の流れを調べ、一見全くばらばらに見えるグローバルプロセスの点と点をつなぐ技術が必要になります。このようなつながりをケヴィン・ベイルズほど詳細に解明した人はいません。彼は、経済的存在としての奴隷とは何かをよく理解するよう私たちに勧告し、良心的な研究者、良心的なエコノミスト、良心的なビジネスマンに、奴隷の手から最終的な消費者に至るまでの、原料と製品の流れを調べるよう協力を求めています。「農場の奴隷労働と、役員室にいる給料をもらいすぎの最高経営責任者とを結びつける」ことができたとき、私たちはこの憎むべき慣行のバールをはぐ大きな一歩を踏み出したことになるのです (Bales:1999: 243, 262)。

アメリカの法律研究者であるジョナサン・トドレスは、民間部門に人身取引の撲滅に乗り出すよう促すため、政策立案者がどのように法律を活用できるか、その様々な方法について包括的に説明しています。重要なことは、トドレスの研究は、企業の社会的責任に関する文献の中の、もっと幅広い議論にまで発展しているということです (Todres: 2012)。今年初めに制定されたカリフォルニア州の透明性強化法は、人身取引撲滅の戦いにおける民間部門独自の基本的な役割をフルに生かしたアメリカ初の法律のひとつとして光彩を放っています。トドレスによると、「情報開示の仕組みを利用して、人身取引に対する闘いに民間部門の関与を深める機会を与えてくれる」(ibid: 208) ものです。この方法では、企業がその事業で搾取的な労働慣行をおこなっていないことをウェブサイトで自主的に発表してくれるよう、企業に「依頼する」のです。同法では、企業は以下のことについて開示するよう義務づけています。

- 人身取引の有無を確認し、そのリスクを評価する
- 納入業者の監査をおこなう
- 直接の納入業者には原材料の保証を義務づける
- 社内の説明責任を果たす
- 従業員と管理職に人身取引について研修をおこなう

私たちの国の企業がこんな精査を受けるのを歓迎するでしょうか。歓迎するところはまずないでしょう。しかし企業はふつう、その事業が「外部性」を生み出し、地元コミュニティに犠牲を強いていることを知っています。このサプライチェーン報告規則は、ただそれを企業に思い出させるだけのものなのです。世界の世論と、人間の正義に対して私たちが共有する象徴的な責任は、一般市民と同じく、良き企業市民にも適用されます。誰もが安全で不安のない社会にするよう貢献する義務、「社会契約」があり、それは企業市民も例外ではありません (King: 2001: 481, 483)。

事実、市民団体や非営利組織は消費者を手助けするサービスを提供しています。ウェブサイト www.slaveryfootprint.org には奴隷労働に関する情報が集められ、環境汚染度を測定するカーボン

フットプリントのサイトを模した作りになっています。このサイトは、奴隷労働についての消費者と納入業者との会話を広げることによって、サプライチェーン法を補完する重要な手段になっています。

このような民間部門の取組みには潜在的な可能性がありますが、それは自主的な基準の上に成り立っているところがあります。批評家は、これまでも同じような改革があったが、厳格な罰則と法的制裁がなければ、その改革には限界があったことを思い出させてくれます。ほかにも、政治運動費規制策など、一般市民に「報告する」リベラルな政策がありますが、何十億ドルもの資金が政治運動に流れこむのを止める効果は、それらにほとんどないことが指摘されています（Mayer: 2012）。カリフォルニア州の透明性強化法の場合、企業は「同法が人身取引や奴隷労働の利用と闘うために制定した措置は何も」おこなっていない、とウェブサイトに発表することもできるわけです（ibid: 205）。新法の本当の影響をはっきり評価するには何年もかかるかもしれない事例ですが、活動家は、透明性強化策は実施する価値があり、同法は立派な法律だと考えています。世界の世論という面では、このような政策が全国で制定されれば、またこのような基準は、アメリカ市場を開拓したければ、サプライチェーンに含まれる問題のリスクを最小限に抑える措置が必要だというメッセージを、世界の多国籍企業に送ることになるでしょう（Todres: 208）。

アメリカの人身売買対策担当大使のセデバカ氏は最新号の『TIP報告書』で、フェアトレードと人身取引と闘うための行動規範の限界に警鐘を鳴らしています。大使は、多大な努力を払って自社のサプライチェーンに何の汚点もないことを確認することもしないで、フェアトレードの実績を宣伝するような企業があることに注意を呼びかけています（TIP: 2012: 20）。どんな改革でも限界がありますが、私たちはこの限界については賢く行動しなければなりません。セデバカ氏は、民間部門のイニシアチブは、保護し、予防し、違反者を訴追するという政府の任務を補完するものであって、それに代わるものではないと考えています。この論拠はもちろん、州および警察の強力な施行義務を期待してのことです。このサプライチェーン計画についての重要な点は、既存の人身取引防止方法を完全に放棄するよう促したり、民間部門の救済策に頼るのではなく、問題の防止に向けたさらなる加圧箇所を明らかにするということです。

サプライチェーン戦略では、私たちは企業とその監査人に、被害者の特定という難しい仕事（多くの人身取引取り締まりの専門家でも行き詰ることのあるプロセス）を依頼しています。被害者は誰かを特定する、それが実は、民間部門では最も厄介で論争が起きやすく、また関係者の間で政治やイデオロギーに関する激しい論議を生む側面のひとつなのです。ある人が「人身取引の状態」にあるかどうかを認知する認定条件や規準が泥沼に陥ると、重大な影響が生じてきます。多くのフェミニスト活動家は、一部の被害者には特権を与え、他の被害者には与えないという「被害者状態の

ヒエラルキー」があることを批判しています。日本におけるフィリピン女性の出稼ぎ労働者の移動パターンを分析した論文の題名「人身取引の被害者、あるいは移住労働者？」は、この区別の曖昧さを示すものと言えましょう (Hoang: 2012)。

国連パレルモ議定書は2種類の正当な違法行為を明示しています。すなわち、搾取労働および商業的な性的搾取の被害者で、このふたつは条約の対象となりますが、実際は、多くの人々が合法と非合法、商業的と非商業的の間の中間地帯に該当するのです (UN Palermo Convention: 2000)。しかし私たちは、人身取引の国際的定義が、売春からもっと幅広い強制労働の移民プロセスや事例へと変わり始めたのを目の当たりにしています。そしてこのように、より広い視野で眺めてこそ、変化を起こすためのさらに包括的な戦略を考えることが可能になるのです。

東南アジア研究の専門家であるマット・フリードマンが言及した曖昧さ、人身取引は法律、人権、ジェンダー、児童労働、あるいは健康問題として考えることができる、ということばを思い出してみましよう。フリードマンとその仲間が考案した「第2世代」の人身取引パラダイムは、まず定義の矛盾という問題に対処しなければなりません (Bangladesh Thematic Group: 2001)。さらに、人身取引された移住者、定期的移住者、不定期的移住者に人工的な区別が用いられることがよくありますが、これは非生産的で混乱させるものです。2005年のニューデリー会議では、女性移住者が自分は搾取されているのだと気づく重複プロセスについて協議され、ただ「人身取引」だけに注目すると、より広範囲な移住の全般的な状況から目をそらすことになる指摘されています。会議では、人身取引の定義がしばしば排他的で選択的に使われていることが明らかになりました。

[人身取引だけに注目すると] 政府は、ますます限られた少数の「人身取引の被害者」と見なされる人々を保護することだけに注意を集中してしまう。州やその他の関係者は、性産業を離れようとしている、売春業に「身を落とした」「被害者」の女性（男性またはトランスジェンダーの人々ではなく）を支援する準備があり、人身取引業者の告発にも積極的である……こうして、人身取引の枠組は、それ以外の人身取引されたすべての人々に対する支援をしなくなってしまう（「越境移動と人権」(CBMHR) 会議：New Delhi: 2004: 17)。

オックスフォード大学の研究者である、デビッドソンとアンダーソンは、2002年にアジアの非政府組織について広範な分析を行い、やはり人身取引された人の特定に用いられる一般的な規範や規準には多くの例外があると指摘しています。2人は失意の中、次のように結論づけています。

……搾取され奴隷のような境遇におかれた人の視点から見ると、彼女の搾取者が略取者と共謀しているかどうか、あるいは彼女の入国が合法だったか非合法だったか、あるいは彼女が虐待されたのは遠い地域や国なのか自分の故郷の町なのかは、どうでもいいのである。彼女にとって重要なのは、それをやめることができず、基本的な自由を奪われ、賃金も払ってもらえず、劣悪な条件で生活し働かされ、仕事のペース、労働時間、あるいは仕事内容を自分でコントロールできず、身体的暴力や脅迫の対象とされていることだ（Anderson and O'Connell Davidson 2002: 11）。

「人身取引」についてのこのようなあいまいな正当化は、人間の絶望に関する他の形態以上だという考えは、概念的な意味以上のものがあります。それは研究者たちに人身取引ネットワークや多国籍企業を追求する動機を与えるもうひとつの要因にもなっているのです。フィル・マーシャルは人身取引防止プロジェクトの評価指標について批判しています。マーシャルは、『TIP報告書』は、各州が報告することのできる起訴の成功事例の数をあまりに偏重していると主張し、「小規模なリクルーターや移送者は、被害者と同じくらい使い捨てにされることが多い」ことを私たちに気づかせてくれます（Marshall: webpaper: 4）。成功の度合いを測る「最重要指標」として、起訴率を重視していることは、報告書の3段階のランキングが示すとおりです。起訴件数を数え、国内の人身取引業者に罰を与えることも、人身取引という悪事を正す上で一定の役割を果たしていますが、こればかり重視していると、大きな犯罪組織を壊滅させるより、むしろマーシャルの言う「小物」しか逮捕できなくなってしまう。「2人の車夫」を投獄することは「アル・カポネを起訴することの2倍の意味がある」でしょうか（ibid）。

このような批評が私たちの理解の一部となっています。さらに、今年米国『TIP報告書』では、人身取引の狭義の定義を使う危険性が認識されている点にも注目すべきでしょう。この報告書は、多くの被害者が、当然与えられるべき正義、保護、利益を受けられず、締め出されていることを正しく認識しています。「法律がその規定によって、人身取引のすべての被害者、たとえば男性、労働者、成人、あるいは国境を超えてから奴隷状態に置かれた者を保護することができなければ」、多くの虐待が明らかにされないままこれからも続くことになる、と報告書は指摘しています（TIP 2012: 14）。

さらに報告書は、女性と少女だけが人身取引の被害者であり、他の人は心配するに値しないという固定観念や間違った通念をなくす努力をしている、と述べています。人身取引は、ただ売春する女性や少女に限った問題ではありません。私たちのまわりには、強制労働させられ、違法入国や強制送還に直面している移民男性や少年がいくらでもいます（ibid:25）。世界の海洋を荒らしまわっ

ている業者を考えてみるとよいでしょう。これは特にひどい、隠れた虐待労働の1例です。今年の『TIP報告書』は、陸地から離れた漁船に乗せられ、奴隷状態に置かれている男性がいかに弱い立場にあるかという説明に、非常に注意を向けています。このような沖合の漁船にあえて乗り込む監視団体や政府の検査官が、何人いるでしょうか。

『TIP報告書』は特に、この沖合の漁船から逃げ出すことのできた現地の2人の男性、プラムとユスリルに敬意を表しています。それにしても、彼らが強制労働によって捕獲した魚はどこへ輸出するものだったのでしょうか。アメリカ市場には安価な魚に大きな需要があります。このような奴隷労働で捕獲した水産物の輸出品は、輸出されない場合は、私たち自身の近所にある評判のよい小売チェーンへと流れます。それらは食料品店やレストランの冷凍庫や棚におさまり、最終的には私たちの食卓に上ります。このような違法行為に、NGOやメディアがあらためて注目するようになれば、世界の水産業で強制的に働かされているおよそ4,490万人の人たちが、先に話したような世界意識啓発キャンペーンに弾みをつけることができるかもしれません。世論が圧力をかけ、水産業にサプライチェーンを監視させることもできるでしょう。ちょうど、衣料品工場やテニスシューズのメーカーが、暗い労働搾取工場に灯りをつけなければならなかったように。

この『TIP報告書』では「実に驚くべきことは、この世界の水産業の使い捨て要員である何千人ものミャンマー人、カンボジア人、インドネシア人、ベトナム人の男性たちにとって、これらの体験がいかに普通で日常的なものかということである」と指摘しています (ibid: 396)。水産業は、最も激しい搾取がおこなわれている場所だということは、長い間見過ごされてきました。プラムやユスリルのような男性たちが地獄のような状況に苦しみを、例えば弱ってこれ以上働けなくなった者が海へ投げ入れられるのを、目撃することもあります。消費者と企業が行動を起こさないなら、男性や少年の人身取引の状況とそのメリットを否定するなら、私たちはみずから犯罪者に執行猶予を与えていることになるのではないのでしょうか。売春に対して向けられた憤りを、4,490万人以上の市場規模を有する水産業に少しでも向けることは、困難ではありますが、価値ある試みです。

家事労働者の権利宣言

家事労働は、社会の中で最も私的な階級と呼ばれることがあります。約1億人と推定される家事使用人の場合、その福利は、国際人権基準には含まれないその世帯の主人の気まぐれや、権威主義的で家父長的な考え、文化宗教的慣習に左右されることが非常に多いのです。虐待は、給料の未払いから不衛生な労働状況、さらにレイプまで多種多様です。みなさんもきっと「外国人」としての

彼らの弱みを十分ご存じでしょう。また今では「移住者の女性化」は、このプロセスの動態を網羅した公認の決まり文句となっています。膨大でなお増え続ける貧困労働者が、安い移動労働の世界で働いているのです。

さらに、この報告にも紙数に制限があるため、女性移住者、略取方法、またアジアから移住してきた家事労働者が直面する多くの虐待についての多くの側面を十分に話すことができませんが、サウジアラビアで起きたアジア人のメイドに対する虐待の4つの事例を取り上げたいと思います。これらの事例は、2011年3月の『ニューヨーク・タイムズ紙』の記事から取ったものです（Martin: 2011）。この残虐なふるまいに対して、おそらく互いに感じる嫌悪感と恐怖を、どうか我慢して共有して下さるようお願いします。

- インドネシア人のメイド、ケニ・ビンティ・カルダは、2008年にサウジアラビアから帰国したとき、体中に傷を負っていました。彼女は、主人にアイロンで火傷をさせられ、排泄物を無理やり食べさせられたと述べました。
- スリランカ人のメイド、L. D. アリヤワティは2010年に帰国したとき、体に24本の釘を打ちつけられていました。彼女は主人の仕業だと言いました。関係者にはレントゲン写真を見せました。
- インドネシア人のメイド、スミアティ・ビンティ・サラン・ムスタファは2010年に骨折と顔面の損傷によりメディナの病院に収容されました。彼女の主人に対する有罪判決は覆されました。
- 2011年6月18日、サウジアラビアは、ルヤティ・ビンティ・サブビという名のインドネシア人を断首刑に処しました。インドネシア大使はサウジのやり方と価値観を非難しました。サウジアラビアは単純に新しいインドネシア人メイドの入国許可を中止しました。すでにフィリピン人についても同様の禁止措置をとっていました。サウジアラビアを訪れたフィリピンの議員が、虐待の話聞いてショックを受けたことを記事に書いたためです。その後、サウジアラビアの人員調達担当者は、何千人ものバングラデシュ人を、1ヵ月170ドルの賃金で雇う計画を説明しました。これは、フィリピン政府が自国民の給与として求めている額の半分未満です（Jason DeParle: 2011）。

ありがたいことに、この女性たちやほかの同様の女性たちは、証言し、抵抗する勇気を示してくれました。さらに、良い知らせもあります。

2011年6月に世界各国の政府は拘束力のある協定「家事労働者の適切な仕事に関する国際労働機関・国連条約第189号」を圧倒的多数（賛成396票）で承認しました。これは一大転機ともいえる出来事です。この行動は、子守や家事使用人、料理人として働くこれらの女性が他の労働者と同じ権利を持つ価値があるという世界的な合意の現れです。私たちが知っているように、多くの国では家

事労働者を労働保護法の対象から外し、その労働時間や賃金に制限を設けていません（米国では、家事労働者は最低賃金法の対象になっていますが、保健、時間外労働、団結権について連邦法では除外されています）。

もちろん、このような保護をおこなうには多くの問題がありますし、この国連条約を批准していない国もたくさんあります。しかしこれらの国はその基準によって判断されるでしょう。この条約の制定に働きかけたNGO、労働組合、労働者の権利保護団体による世界キャンペーンの報告では、今後このようなおぞましい虐待を起こさないため、人々に情報を与え結束させるという取組みに、新たな仲間が次々に加わっているということです。1965年というはるか以前から、家事労働者を保護することが急務であると考えていたILOにとって、これは大きな成果です。今後の活動に象徴的な、しかし強力な仕組みを与えてくれるものです。ILO当局者は、隠れた家事労働者のことを忘れてはいなかったことが、これで明らかになりました。サウジアラビアで起きた上記のような虐待は他の国でも起きています。過去10年間のアメリカの新聞には、外交官やアメリカのエリート、世界銀行や国際通貨基金の職員によって、ワシントンDCやニューヨーク市につれてこられた家事使用人に対する虐待の記事が多数掲載されています（Grow: 2011）。

多くの活動家が驚いたことに、この国連条約によって、ペルシャ湾岸諸国が拘束力のある協定を締結し、家事使用人の権利をもっと尊重するようになったのです。さらに、ペルシャ湾岸諸国は、契約締結権、残業手当、雇用主との争いを法廷に訴える権利について、もっと強い文言を使うように求めました。「これには本当に感心しました」と、マニラの移住者擁護センターのエレナ・サナは語っています。「虐待といえばペルシャ湾岸というくらいですから。でも見てください、彼らは今、家事労働者のために立ち上がっています」（DeParle: *ibid*）。

ILO条約により国際的な検証がおこなわれることになったため、人々の保護に向けてすでに起きている変化が、いっそう加速しています。たとえば2010年には、ニューヨーク州がアメリカで初めて子守、メイド、老人介護者として働く家事労働者の権利法を制定しました。この人たちは、見過ごされ、保護を受けられなかったこれまでと同様、今でも経済に欠かせない存在です。同法は（農場労働者と在宅介護者の保護は含まれていません）祝日休暇、病気休暇、有給休暇、残業代、および団体交渉の権利を保証しています（New York Times editorial: June 6, 2010）。カリフォルニア州、コロラド州、ハワイ州も同様の法案を検討中です。注目すべきことは、この法案の制定に向けてニューヨーク州議会に働きかけた最大の功労者は、アイジェン・プーという1人の若い女性だったことです。彼女は中国移民の娘で、神経生物学者、腫瘍学者、そして全国家事労働者連盟のエネルギーギッシュな代表者でもあります（Ehrenreich: 2011）。

結論

最後に、私たちは活動家として、学者として、人道主義者として、研究者として、なにより地球市民として、互いに多くの協力を求めていることを、声を大にして申し上げたいと思います。私たちは、難しく複雑で混沌とした状況に向き合っており、そのため事態はいっそう難しくなっています。なぜなら、多くのことつまり、社会で最も弱い人たちの安全と正義が危機に瀕しているからです。私たちは、国家から受ける予算が縮小する中で、体系的で明確な方法、定義、手続きもない枠組の中で、企業や国や犯罪組織の欲望と汚職と無関心、そして私たち個人にとっては最も困難な共感疲労と社会的な無気力感と戦っています。

私たちのプロジェクトの大きな目的のひとつは、価値の転換を起こすことです。そのためには、社会とのしっかりした対話に参加する必要があります。それが、これまで当然視されていたものを定義しなおすことになるからです。つまり、奴隷となった人の視点は尊重すべきものであり、代理人として、その意見に耳を傾けることです。「社会の意識が高まり、人身取引や奴隷化に対する社会の態度がきわめて否定的になれば」私たちは社会のモラル・エコノミーに変化をもたらしたことになります (Bales: Childtrafficking.com)。私たちの正義を求める運動には少年や男性に参加してもらうこと、女性に対する搾取的な態度を終わらせるために、彼らだけが果たせる役割があることに敏感に気づいてもらうことが必要です。これが、人々の心や考え方を変える唯一最善の方法かもしれません。私たちは批判し、政府や企業や政治家に厳しい質問をする必要があります。そうやって、行動に向けた政治的意思を促進するのです。

そして「自分たちとは違う人」、私がこの講演の題名にしている「乖離した他者」と見なされている人たちへの虐待に対する社会的容認を減らしていくように、私たち自身も本当に努力しなければなりません。

本日みなさんにその元気を与えるため、私が最も尊敬する1960年代のアメリカの市民権運動の立役者のひとり、ファニー・ルー・ヘイマーのスローガンを使って「継続を継続していくこと」という言葉を申し上げたいと思います (Mills: 1993)。どのような精神が、長期的な視野の実現に向けて私たちを育ててくれるのでしょうか。仏教が教える、静かで忍耐強く着実な気質でしょうか。仏教の名言を最後に引用したいと思います。皆さんにもその意味はよくおわかりになると思います。

悟りを開く前、木を伐り、水を運んでいた…

悟りを開いた後も、木を伐り、水を運んでいる。

参考文献

- Ahmed, Aftab. *Using a Dynamic, Interactive, and Participatory Process to Develop and Redefine the Human Trafficking Paradigm in Bangladesh*. Ed. Kempadoo, K. *Trafficking and Prostitution Reconsidered: New Perspectives on Migration, Sex Work, and Human Rights*. Boulder and London: Paradigm Publishers, 2005
- Anderson, Bridget and Davidson, Julia O'Connell. "Is Trafficking in Human Beings Demand Driven?: A Multi-Country Pilot Study 9-12." International Organization for Migration, 2003
http://www.iom.int/jahia/webdav/site/myjahiasite/shared/shared/mainsite/published_docs/serial_publications/mrs15b.pdf
- Bales, Kevin. *Disposable People: New Slavery in the Global Economy*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1999
- Bales, Kevin. "Understanding the Demand Behind Human Trafficking." undated
http://www.childtrafficking.com/Docs/bales__understanding_the_de.pdf
- Bangladesh Thematic Group. "Revisiting the Human Trafficking Paradigm: The Bangladesh Experience: Trafficking of Adults." International Organization for Migration, 2004.
<http://www.iom.org.bd/publications/16.pdf>
- Beck, Rachael. "Bonuses, perks, stocks fire up CEO pay by 24%" *Associated Press*, 8 May 2011
- Brysk, Alison. *Globalization and Human Rights*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 2002
- Buffett, Warren. "Stop Coddling the Super-Rich." *New York Times*, 14 August 2011
- "Cross-Border Movements and Human Rights" seminar in New Delhi, India (2004), http://books.google.ca/books/about/International_seminar_on_cross_border_mo.html?id=oRUmQAAMAAJ
- DeParle, Jason. "Treaty May Offer Hope for Domestic Workers, Often Victims of Abuse." *New York Times*, 18 September 2011
- Dinan, Kinsey. *Owed Justice: Thai Women Trafficked Into Debt Bondage in Japan*. New York: Human Rights Watch, 2000
- "Domestic Workers' Rights." *New York Times* editorial, 6 June 2010
- Duhigg, Charles and Barboza, David. "In China, Human Costs Are Built Into an iPad." *New York Times*, 25 January 2012
- Ehrenreich, Barbara "The Nannies' Norma Rae Ai-jen Poo fights for domestic workers' rights." *New York Times*, 26 April 2011
- Flock, Elizabeth. "New York Hotel Maids Have Had Enough." *The Washington Post*, 29 June 2011
http://www.washingtonpost.com/blogs/blogpost/post/new-york-hotel-maids-have-had-enough/2011/06/29/AG4RdlqH_blog.html
- Greider, William. *One World Ready or Not: The Manic Logic of Global Capitalism*. New York: Simon & Schuster, 1997
- Grow, Brian. "Strauss-Kahn Case Raises Issues of Diplomatic Abuse in US." *Reuters*, 18 May 2011
- Hoang, Kimberly Kay. "Trafficked Victims or Labor Migrants? The Indentured Mobility of Filipina Hostess Workers in Japan." *Rights Work Initiative*, 28 February 2012

- Ignatieff, Michael. *Human Rights as Politics and Idolatry*. Ed. Amy Gutmann. Princeton: Princeton University Press 2003
- Kellman, Laurie. “Millionaires’ Group asks Congress to Increase Taxes on Rich” *Associated Press*, 17 November 2011
- Kempadoo, Kamala. *Trafficking and Prostitution Reconsidered: New Perspectives on Migration, Sex Work, and Human Rights*. Boulder and London: Paradigm Publishers, 2005
- King, Betty E., Ambassador. “The UN Global Compact: Responsibility for Human Rights, Labor Relationship, and the Environment in Developing Nations.” *Cornell Int’l LJ* (2001) 481-483
- Klein, Naomi. *No Logo: No Space, No Choice, No Jobs.* New York: St. Martin’s Press, 2002
- Leondis, Alexis. “Number of World’s Millionaires rises by 12%.” *Bloomberg News*, 1 June 2011
- Marshall, Phil. “Addressing the Demand Side of Trafficking.” *Rights Work*, 2012
<http://rightswork.org/wp-content/uploads/2012/01/Addressing-the-Demand-Side-of-Trafficking.pdf>
- Marshall, Phil and Thatun, Susu “The Trouble with Prevention in the Greater Mekong Sub-region” Ed. Kempadoo, K. *Trafficking and Prostitution Reconsidered: New Perspectives on Migration, Sex Work, and Human Rights*. Boulder and London: Paradigm Publishers, 2005
- Martin, Andrew. “Slavery Becomes a Personal Question Online.” *The New York Times* 21 September 2011
http://www.nytimes.com/2011/09/22/business/22slaves.html?_r=2
- Mayer, Jane. “Schmooze or Lose.” *The New Yorker*, 27 August 2012
- Mills, Kay. *This Little Light of Mine: The Life of Fannie Lou Hamer (Civil Rights and the Struggle for Black Equality in the Twentieth Century)*. New York: Plume, 1995
- National Geographic Television. “Diamonds of War-Africa’s Blood Diamonds.” 2003
- Okin, Susan Moller. *Is Multiculturalism Bad for Women?* Princeton: Princeton University Press, 1999
- “Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, especially Women and Children (also referred to as the Trafficking Protocol or UN TIP Protocol)” http://www.uncjin.org/Documents/Conventions/dcatoc/final_documents_2/convention_%20traff_eng.pdf
- The Universal Declaration of Human Rights: <http://www.un.org/en/documents/udhr/index.shtml>
- Todres, Jonathan. “The Private Sector’s Pivotal Role in Combating Human Trafficking.” *California Law Review Circuit Vol. 3* (February 2012): 190-207
- “Trafficking In Persons Report (TIP)”. United States Department of State, 2012
- Yen, Hope. “46 Million Americans Live in Poverty.” *Associated Press*, September 2011
- Zwick, Edward, Director. *Blood Diamonds*. 2006

質疑応答

質問1：日本で先日「名誉殺人」に関する書籍が出版されました。このような「名誉殺人」は、女性が「間違った行為」を行わないように男性がコントロールするという、家父長的な意志の表れなのではないかと私は考えます。キャラウェイ先生はご講演の中で、湾岸諸国で働く家事労働者への人権侵害について言及されていました。家事労働者の人権侵害と「名誉殺人」には共通点があると思われませんか。

質問2：日本では「夫の買春行為を妻が許容する傾向にある」との調査結果が報告されています。この点について、キャラウェイ先生はどのように思われますか。

質問3：家事労働者の適切な仕事に関して、国連の国際労働機関が採択した条約第189号（ILO-UN Convention 189）を、どのように活用すれば、家事労働者の人権を守ることができるのでしょうか。

キャラウェイ：どの国にも、その国なりの暴虐行為が存在し、女性をおとしめ、罰するための独自の非常に残虐な方法があります。その手法には、信じられないほど野蛮なものもあります。しかし、家事労働者が完全に孤立すると、彼女たちには何の手立てもありません。その結果、ご指摘およびお話にあったような酷い違反行為を助長することになってしまいます。フロイトの言葉を借りるならば、いかなる人間の理解をも超えたところへ境界線を押しやってしまうような、イドやエゴといった側面があると思います。ですから、インド他亜大陸のいくつかの国の伝統にもみられるように、焼殺といったことまでおこなわれていたとしても、私は驚きません。

日本において妻の多くは、商業目的の性産業を利用した夫の買春行為をなぜ許容するのか、という質問ですが、これは非常に興味深い文化の問題です。経済的な観点に目を向ければ、罰則を非常に厳しくしなければなりません。厳しい罰則が必要です。しかし、これには「私たち」という考え方が関わってきます。こんなことが「私たち」の娘に、「私たち」の幼い娘に起こることを、「私たち」は望むだろうか、という考え方です。しかし、性的な分野の問題もまた、非常に危険なモラル・パニック（道徳パニック）のような言動を引き起こします。

廃止論者が世界中で売春の根絶を訴えていますが、効果は極めて薄いと思います。実際には、私たちが考慮しなければならない構造的側面や法的側面から、関心をそらしてしまっています。

最近、ノルウェーとスウェーデンのケースに触れる機会があったのですが、両国とも売春および性産業は以前は合法でした。医療が提供されていましたし、政府は営業に対して課税していました。安全でした。性産業労働者にとっては、この方が良かったのです。なぜなら、オープンで透明性があり、政府による規制がおこなわれていたからです。現在ではスウェーデンとノルウェーで、どちらの国の制度も変更され、その結果、売春は処罰の対象から外されていますが、顧客による買春は違法となっています。このやり方がどのような結果につながるかを語るのは、時期尚早です。しかし、女性たち自身が、かつてのように投獄されることはないものの、性産業労働者の安全を考えれば、問題を地下に潜らせてしまうだけのようです。

私はこの分野の専門家ではありませんが、この点に関しての世界的な撲滅運動には、多くの懸念を抱えています。現実的な意味では、もし政府が規制するならば、もし政府が検査を展開させたならば、またニュージーランドやドイツ、オランダ、また現在ではオーストラリアの一部でおこなわれているように、もし政府がリソースや医療を提供するならば、その方がこの問題に対処するためのより現実的な方法になると思います。しかし、ここでもまた、文化の影響を考慮しなければなりません。つまり今ある文化的な固定概念を変えることは、非常に難しいのです。しかし、皆さまにはそれができると確信しています。

マレーシアで起きた家事労働者の問題について、読んだことがあるのですが、お手本となる香港を例にとってお話しします。香港の家事労働者は、組合を結成しています。大規模なデモやストライキをおこなっています。大きな力を持っていて、組合を組織することで、拉致された捕らわれの身ではないことを確認するという自らの権利を要求しています。以上のように、香港の家事労働者を取り巻く環境は良好だと思えます。

マレーシアでも、家事労働者が問題を抱えていることは、十分承知していますが、今、社会全体でこの問題に注意を払うことができる状況になりました。私たちには国連の条約があります。したがって、現状に異議を唱えることが、法的に認められています。この点は良かったと思います。

第Ⅱ部 パネルディスカッション

II-1 アジア諸国における女性に対する 暴力根絶のための取組み



NWEC国際研修
平成24年度アジア太平洋地域における男女共同参画推進官・リーダーセミナー **研修生**
(カンボジア、韓国、フィリピン、タイ、ベトナム)

ここに集まれたすべての人が、全力を注いで女性に対する暴力からの解放を求めて闘うという、この意義あるイベントに参加できますことを光栄に存じます。国立女性教育会館の皆さまには、このような話し合いの場を設けていただきましたことに、心より感謝します。私たちは女性に対する暴力に関する問題を提起するために、ここに集まりました。このような問題提起は、世界をより良いものにするために、特に女性のエンパワーメントのために必要とされるものです。私たちはこの機会を利用して、ジェンダーに基づく暴力について情報を共有し、議論したいと思います。この問題については、2週間にわたって日本で実施されたNWEC主催のプログラムでも学習し、情報共有を図り、深く掘り下げるとともに議論してきました。

これからお話しするジェンダーに基づく暴力の枠組について、簡単に説明します。DVおよび性暴力、人身取引、売春は、すべてジェンダーに基づく暴力に該当するもので、これらの問題については、5カ国の代表である私たち同士で話し合ってきました。どの国にも、これらの問題に関する法律や政策が存在しています。しかし、そうした法律や政策と実際の運用との間には、今なお隔たりがあります。また、ジェンダーに基づく暴力は長い間、女性の問題として認識されてきたし、今でもそのように認識されています。しかし、私たちはジェンダーに基づく暴力は、人権問題および開発に係る問題であって、単に女性の問題だけではないということを強調したいと考えています。

次に、私たちはこれらの問題を防止し、対応するための政府の取組みについて議論しました。そ

の中で、私たちが提起した5つの問題をこちらに挙げています。最初のふたつは、新たな課題とみなされているもの、すなわちメディアとサイバー暴力（e-violence）と、LGBTIQ、レズビアン（lesbian）、ゲイ（gay）、バイセクシュアル（bisexual）、トランスジェンダー（transgender）、インターセックス（intersex）、クィア（queer）に関する問題です。残りのふたつは、ジェンダーに基づく暴力の防止と対応への鍵を握るものとして捉えられてきた問題です。まず男性の関与について、続いてサイバーへのサービスについて報告します。プレゼンテーションの最後に、ジェンダーに基づく暴力への取組みについて、日本政府に対していくつかの提言をする予定です。

1) 新たな課題1：メディアと女性に対するサイバー暴力

メディアと女性に対するサイバー暴力の問題は、アジア太平洋地域だけでなく、世界中で起こっています。メディアは現実を設定し、世論を形成する上で強い影響力を持っています。というのも、メディアは主要な教育者および情報提供者のひとつだからです。またメディアは、営利を目的とした人気度を重視する、家父長的要素の強い業界です。企業として運営されていることから、こうした要因が、責任ある放送に影を落としています。

女性の問題が、メディアで重要なものとして扱われることはありません。一般に、たいした問題ではないとみなされていることがよくあります。さらにメディアは、女性に対する暴力を問題視しない傾向があります。例えば広告で、商品やサービスを売るために女性の身体を利用する等、女性を性的対象として見せるということがおこなわれています。さらに、女性を男性よりも劣った存在とみなす傾向があります。男性は仕事に行き、女性は家にいるという紋切り型の分業が定着しています。最後にもうひとつ、性差別的な言葉が使われていますが、これは職場だけでなく、あらゆる公共の場で、セクシュアルハラスメントを引き起こす場合がよくあります。

次に、女性に対するサイバー暴力の問題に移ります。この問題は拡大を続けています。女性に対するサイバー暴力とは、携帯電話やインターネット、ソーシャルメディアなどのテクノロジーを利用する新しい形態の暴力で、女性に嫌がらせをする、屈辱を与える、またその品位を落とすことを目的としています。簡単に手早くできるものですが、現実の世界で悪事をはたらく場合と同様に、脅迫的かつ破壊的な行為です。また規制することが難しく、加害者は偽のIDを使うことができるため、追跡も困難です。

私たちは次のような提言をしています。ポルノやサイバーセックス、サイバー上での人身取引といった、女性に対するサイバー暴力の原因となるものに取り組むための法律が必要です。また、教育

制度や意識向上のための活動を強化しなければなりません。さらに、とりわけマスコミュニケーションや情報、ジャーナリズムを扱う講座では、カリキュラムや講義内容にジェンダーに配慮する必要やメディア・リテラシーを組み入れることが求められます。最後に、私たちがメディアと提携して、両性の平等と女性のエンパワーメントを推進していくことも必要です。このことを可能にするには、現在フィリピンで進められているように、特に強姦事件や売春宿への強制捜査の報道において、メディアの担い手が敏感な感性を養い、既存の倫理規定や指針を見直すための研修を実施することが欠かせません。

2) 新たな課題2：LGBTIQ

LGBTIQ、すなわちレズビアン (lesbian)、ゲイ (gay)、バイセクシュアル (bisexual)、トランスジェンダー (transgender)、インターセックス (intersex)、クィア (queer) といった性的少数者は、多くのアジア諸国で今なお目立たない存在ですが、一方で深刻な暴力の被害者となっています。私たちには、同性愛に対する嫌悪感やLGBTを毛嫌いする傾向があり、性的指向や性のアイデンティティに基づく憎悪犯罪が起こっています。こうした犯罪が蔓延しつつあります。

現在、ホモセクシュアルやレズビアンに対して死刑を課している国が、世界にはまだ8カ国あります。また矯正のため、あるいは真の女性にするためとして、懲罰的なレイプがレズビアンの女性に対しておこなわれています。さらに、同性愛者間でのDVも起こっていますが、これは異性愛者間でのDVよりも目立ちにくい状況にあります。以上のように、こうした暴力に苦しむ女性のためのサービスは存在しないのです。

私たちからの提言として、LGBTの権利、女性の権利、また人権という枠組の中で、私たちは性的指向の多様性を理解しなければなりません。LGBTに対しては、差別禁止法や政策が必要です。また家族や社会、国家、女性団体、政府、メディア、国民、援助国等、さまざまなレベルで意識の向上を促し、多様性や差別禁止、権利に関する教育を進めていかなければなりません。一方で、特に同性愛者間での暴力事例に対応できるよう、ソーシャルワーカーやカウンセラーのための研修を実施することも必要です。さらには、LGBTが抱える問題に対処するために、彼らが置かれている状況について、調査をおこなうことも忘れてはなりません。

私たちは、自国およびLGBTに対する死刑や憎悪犯罪がおこなわれている国々で、これらの問題に取り組むためのメカニズムを追求していかなければならないと感じています。介入できる可能性のある分野のひとつが、現在起草中のアセアン人権宣言です。起点となる文書として、ジョグジャカ

ルタ原則を利用することができます。この問題は非常に重要なものであると感じています。もし私たちが、LGBTが置かれている状況に対して沈黙したままですとすれば、それは暴力の継続を許すことになってしまうのです。

3) 女性に対する暴力の防止と対応1：男性の関与

なぜ、女性に対する暴力に男性を関与させなければならないのでしょうか。それは、女性に対する暴力は女性だけの問題ではなく、男性と女性の両方に影響する問題だからです。女性に対する暴力には、特定の社会の社会構造が反映されます。社会規範が社会的態度や社会的期待をもたらし、そうした態度や期待が、異なるジェンダーに対応する異なる価値観を生み出すのです。

ジェンダーによる分業に基づいて形成された、このような価値観は、結果的に、固定観念や間違っただ行動、また男性と女性に対する誤信を招くものとなっています。例えば、男性は勇敢で、攻撃的で強い存在でなければならず、泣くことはできず、意思決定においてはリーダーシップを発揮すべきであるが、一方女性は、繊細で礼儀正しく、また優しくて思いやりがなければならないと信じている人がいます。

男女共同参画プログラム（Gender Equality Program）で対象となるのは、関与する可能性のある男性ではありません。重要な役割を担う存在として男性を関与させることは一定の効果をもたらすと、昨年のデータで指摘されています。以上のような理由から、私たちは女性に対する暴力に男性を関与させなければならないと考えます。

カンボジアでおこなわれている、あるプロジェクトをご紹介します。妻や子どもを殴ることで怒りを発散させるのではなく、怒りをコントロールする方法を男性に指導することを目的とした、怒りのコントロールプログラムです。タイから来ている私たちの仲間からは、両性の平等を警察学校のカリキュラムに組み入れる動きが始まっているという話がありました。カンボジアでは、ポスターやチラシ、ウェブサイトなどのアイテムを使って「グッド・メン・キャンペーン（Good Men Campaign）」を実施しました。ベトナムでは、加害者になる可能性のある男性を対象に、虐待行為を改めさせるキャンペーンを展開しました。2012年度のNWECEリーダーセミナー（NWECE 2012 Leader Seminar）の参加者が紹介した優良事例を参考に、提言をおこなうにあたって次の点を指摘したいと思います。第1に、加害者のためのプログラムは、適切な訴追と処罰の後に実施しなければなりません。第2に、キャンペーンの対象は、要求に的確に合致したものでなければなりません。第3に、プログラムの効果を測るための指標を確立しなければなりません。

4) 女性に対する暴力の防止と対応2：サービス

女性サバイバーが必要とするサービスについてお話します。女性サバイバーの多くは、必要とするサービスが整っていても、それらをほとんど利用することのできない状況にあります。これは、実際に彼女たちは情報を入手することができず、またお金や移動手段等のサービスを利用する方法が限られてしまっているためです。サービスに関するもうひとつの問題は、サービスを提供する側の多くに、知識やスキルという点で能力的な限界があることです。そのため、女性サバイバーに十分なサービスを提供することができません。

私たちはまた、さまざまな国で、法的な枠組が整備されていることを学びました。しかし、その適用の度合いは一律ではありません。これまでどの国も、保護や心理的リハビリ、健康、社会経済的エンパワーメントといった女性サバイバーのニーズを満たすために、さまざまなサービスを提供すべく努力してきました。しかし、まだ十分ではないことを強調したいと思います。

私たちは、女性サバイバーにより良いサービスを提供するためのネットワークづくりをより体系的に進めていく方法を見定めていかなければなりません。また、女性が一箇所に行くだけで包括的なサービスを受けられるようにするための、ワンストップサービスの充実も必要です。さらに、サバイバーがより良いサービスを簡単に利用できるようにするためのネットワークや照会サービスの強化も欠かせません。

同時に、サービス提供者のスキルの向上を図り、自信を持たせることで、サバイバーに良いサービスを提供するに足る能力を備えられるようにすることも大切です。そして、最後に重要なこととして、人的資源と経済的手段の両方を含みリソースを増やさなければならないことを提言したいと思います。こうしたことが実現すれば、すべての女性サバイバーが、より良いサービスを利用し、苦悩や課題を克服できるようになると信じています。

最後に、私たちから日本政府と日本の皆さまに、ふたつのことを提言したいと思います。日本は人身取引の主要受入国のひとつであり、特に多くの女性や子どもが、性的労働や搾取的労働のために、日本に送り込まれています。また、日本では一般に外国人移住者は、暴力や搾取を非常に受けやすい状況に置かれています。

そこで女性移住者に対する暴力の存在に目を向け、包括的で効果的な措置を講じることで、ジェンダー・センシティブかつ人権的な観点から、暴力に取り組んでいただきたいと思います。またそのためには、諸外国および日本国内の多様なステークホルダーとの提携も必要であると考えます。

さらに、ジェンダーは分野横断的な問題であり、両性の平等が、開発の目標であることは言うまでもありません。ジェンダーについては、特定のプログラムに携わるチームが発展を後押しするという全過程の中で、主として検討していく必要があります。

日本は主要援助国のひとつです。開発途上国での両性の平等に対する能力の向上に貢献していただけるよう願います。私たちは、日本には世界中に男女共同参画型の社会をつくる意欲と能力があると確信しています。私たちからの提言を踏まえ、これからも努力を重ねていかれることを願っています。

Ⅱ-2 専門家からの提言 ——政策と実態の格差解消をめざして

バングラデシュの草の根団体による、
女性に対する暴力根絶のためのイニシアティブ



カムルン・ナハール
「ナリポッコ」メンバー
弁護士

はじめに

ここで日本の皆さまにお会いできますことを、大変光榮に存じます。またNWECの皆さまには、このようなシンポジウムを開催し、私たちの経験を共有できる機会を設けていただきましたことに、深く感謝申し上げます。実際に、私たちは運命を共にしています。他の国同様、私たちもまた、女性に対する暴力という問題に直面しており、皆さまからいろいろなことを学んでいます。

本日は、この問題と闘うために私たちが実践しているイニシアティブについて、いくつかご紹介する予定です。プレゼンテーションの中で、女性に対する暴力の背景事情に触れるとともに、この問題を終わらせるために政府が取っているイニシアティブをいくつかご説明します。そして最後に、こうした問題に取り組むための、私たちの戦略とフィールド活動についてご紹介します。

女性に対する暴力と闘うために

他の国同様、女性に対する暴力は、社会的に正当化されています。わが国では、女性に対する暴力は、女性の地位を男性よりも下に位置づける社会的文化的信念および規範に根差しています。皆

さまの国も同じだと思います。妻を殴る、蹴るといった行為が、犯罪として深刻に捉えられることはなく、男女ともそれを社会的に容認しています。わが国では、夫に殴られた箇所はどこであれ、地獄で焼かれることはない信じられています。このような身体の部分が焼かれないのは、すべての女性が、天国は夫の足元にあると信じているからなのです。被害者を非難し、女性にさらなる制約を課すというのが、女性に対する暴力への一般的な対応です。

このように、女性の地位は下位に置かれています。詩、文学、歌、演劇、映画等のメディアは、ジェンダーの固定観念を表現し、女性の従属性というイデオロギーを不滅のものにしています。女性に対する暴力への脆弱性、社会的偏見、また財産相続、子どもの親権、婚姻の権利における法律上の差別は、階級、カースト、宗教、民族に関係なく、すべての女性に当てはまります。

平等とアファーマティブ・アクション（積極的是正措置）に関する女性の権利は、バングラデシュ憲法で保証されています。バングラデシュは、CEDAW（女性差別撤廃条約）およびCRC（子どもの権利条約）の締約国です。婚姻、婚姻の解消、子どもの親権、相続における女性の権利に関する属人法において、また子どもまたは夫に国籍を付与する権利、さらには裁判所での証言の機会において、女性は差別されています。しかし、私たちには女性に対する暴力に終止符を打つ、あるいは、女性の権利を確立するための30を超える法律があります。

これは統計上のシナリオです。すなわち、報告された事例に基づいたシナリオです。情報源は警察です。警察は、女性に対する暴力の発生件数を知ることのできる唯一の情報源です。しかし、すべての事件が報告されているわけではないので、厳密にはシナリオと言うことはできません。何らかの結果が導き出されているのか、また1日に何件の事件が起こっているのか、私にはわかりません。しかし、ある調査から、女性の60%が一生のうちに何らかの暴力に直面していることがわかりました。

女性に対する暴力と闘うための、制度的な仕組みがいくつか存在しています。非常に意義深い役割を担っている場合があります。1995年には、暴力の女性サバイバーに、医療およびケア、法的支援、警察業務等の総合的なサービスを提供することを目的として、ワンストップ・クライシス・センター（One Stop Crisis Center）が設立されました。これには非常に長い歴史があります。また、ナショナル・リーガルエイド・プログラム（National Legal Aid Program）は、暴力のサバイバーへの法的支援の提供に、特に重点を置いています。こちらも政府主導のプログラムです。わが国は64の地方に分かれているのですが、特別裁判所が地方レベルで設立されており、女性に対する暴力に関する法律の下で審理するために、裁判官または追加裁判官を配置しています。これは良いイニシアティブだというのが、私たちの見解です。

次に、私が所属している団体についてご紹介します。団体の名前は、ナリポッコです。ナリポッコ

コとは、ベンガル語で「女性のために」という意味です。会員制の団体で、1983年に設立されました。私たちの人生経験に基づいて、アジェンダを設定し、参加型の集団での話し合いを通じて、意思決定をおこなっています。毎週火曜日に開催しているミーティングの際に、話し合いの場を設けています。というわけで、設立当初から現在に至るまで、毎週火曜日の晩に自分たちの経験を共有し、アジェンダを設定してきました。

私たちは、さまざまなテーマ別の分野に努力を傾注しています。すなわち、女性に対する暴力と人権、女性の政治参加と代表権、女性の健康と生殖の権利、環境と開発におけるジェンダー問題、文化の政治と女性の代表権、および共同体の調和です。

ここで、女性に対する暴力を終わらせるために、私たちがどのような経験を積んできたかについて、お話しします。当初から、この問題に関して私たちの位置づけを明確にしなければならないと考えていました。というのも、わが国では今でも、女性たちでさえ女性に対する暴力は、個人的な問題であると考えているからです。つまり、犯罪だとは思っていないのです。私たちは、女性に対する暴力は犯罪であり、女性やその家族、または国家に対する名誉の喪失をもたらすものではないと確信しています。暴力にさらされている女性は、サバイバーであって被害者ではありません。政策やプログラム、姿勢、行動、さらには、私たちが使用する言葉の中に、この点を反映させなければなりません。サバイバーに発言の機会を与え、実態を目に見えるようにすることは、女性に対する暴力との闘いにおける重要な側面です。国家は、女性や少女が有する暴力から解放された生活を送る権利を、尊重、保護、遂行するという明確な義務を負っています。

ふたつの戦略的枠組

配布資料10頁は、私たちの戦略的枠組をわかりやすく示したものです。私たちは、ふたつの方向から取組んでいます。ひとつは国家との提携、もうひとつは支持基盤の構築です。支援を動員するための支持基盤を確保し、女性団体や人的資源に関する団体、またはNGOと連携すれば結果を出すことができると信じています。そこで私たちは、概念的明確性を打ち出すために能力の構築を図り、また私たち自身の声を挙げるよう努めています。一方、政策を変えるために国家と協働し、政府に対して技術的な支援を提供することで、政府が女性に対する暴力を終わらせるための政策を策定できるようにしています。政策が私たちにとって有利に働くよう、時には政府の委員会に出席することもあります。

もうひとつ、支持基盤構築のためのイニシアティブです。1例をご紹介します。1995年、ナリ

ポッコは、女性団体の全国会議（National Conference of Women's Organizations）を主催し、同会議において女性のための独立した議論の場を設けることが提案されました。1995年には、全国から235の女性団体がこの議論の場に集まりました。また私たちは、女性に対する暴力の問題と女性の政治的エンパワーメントに取り組むために、「不屈」を意味する「ドアバー（Doorbar）」という名の女性団体から成る全国的なネットワークを形成しました。現在、このネットワークを構成しているのは、全国から集まった地方レベルで社会的に疎外された草の根の女性たちと、彼女たちが所属する団体計535のメンバーです。

こうした支持基盤は、どのように機能するのでしょうか。戦略として、サバイバーおよびその家族との接触を図る、必要ならば加害者とみなされる人物およびその家族との接触を図る、事案の実情調査を実施する、地方行政機関および法的執行機関との接触を図る、政府機関を監視する、サバイバーが訴訟を起こせるように支援するというをおこなっています。さらに、人間の鎖、集会、デモなどの抗議活動を組織する、メディアを動員して、警察および行政当局に圧力をかける、当局に対して覚書を提出する、可能ならば地方議会議員に相談する、地元で仲裁手続きがとれるように支援する、治療に関して、あるいは医師による十分な法的検討がなされたことを証明できるよう働きかけるという活動も含まれます。

数枚の写真をご覧いただいておりますが、これは、抗議活動の写真です。11月25日の、女性に対する暴力撤廃の国際デー（International Violence Against Women Protest Day）を祝したときのものです。私たちは弁護士やジャーナリスト、また警察といった政府関係者とも協力しています。また意識の向上を図るために、人気の演劇を制作して周知に努めることや、中庭ミーティングの開催等、さまざまな組織活動に従事してきました。

硫酸を使う暴力

続いて、もうひとつの暴力の形態について、ご紹介します。私たちとは違って、皆さまがこの深刻な問題に直面しているということはないと思いますが、わが国では硫酸を使った暴力が、深刻な問題となっています。硫酸は非常に腐食性の高い化学薬品で、主に女性や子どもへの腹いせとして、その容姿を損なうために用いられることがよくあります。硫酸を使った暴力を受けた人の容姿は、一生変形したまま残ります。このような攻撃は多くの場合、性的な誘惑や結婚の申し込みに対する拒絶、持参金の不払い、土地をめぐる争い等が引き金になっています。硫酸を使った暴力の件数は減少しているものの、今なお2.5日に1回の頻度で発生しています。減少してはいますが、今も続

いているのです。

硫酸を使った暴力に取り組むために、私たちにはどのようなイニシアティブがあるのでしょうか。ナリポッコは1995年以来、硫酸を使った暴力を受けた女性と協力して、この問題の可視化を進めるとともに、暴力を受けた少女や女性が発言権を持てるよう取り組んできました。また、硫酸を使った暴力を受けた女性への治療や再建手術を推進するために、アシッド・サバイバー財団（Acid Survivors Foundation, ASF）のような制度的な仕組みを作るよう提唱してきました。現在、アシッド・サバイバー財団は、実際に活動しています。

アシッド・サバイバー財団はASFと呼ばれています。ASFが展開する人権を土台に置いたキャンペーンは、前例のない数多くの制度改革や政策改革につながっています。ASFは、医療と心のケア、経済的再生のための法的支援と金融支援、エンパワーメント等、包括的なサービスを提供しています。バングラデシュ政府は、2002年に2件の法律、すなわち刑罰の強化と刑事訴訟の改善を定めた法律と、硫酸を簡単に入手できないようにするための法律を制定しました。これまで、硫酸の所持についての許可や入手方法に関するいかなる法律や規制も存在しなかったことから、制定される運びとなったものです。つまり、非常に簡単に硫酸を購入し、使用することができるのです。バングラデシュでのアシッド・サバイバー財団の成功をもとに、ウガンダ、カンボジア、パキスタン、ネパール、インドにも同様の組織が設立されています。

暴力を防止するための活動と課題

支持基盤の構築における、私たちの強みとは何でしょうか。女性に対する暴力を防止するための各委員会は、さまざまな分野の専門家で構成されていることから、あらゆるレベルの人々との効果的な関係が維持されています。女性に対する暴力と闘うために、どのようなレベルの人でも参加することができます。私たちはあらゆる種類の暴力に向き合い、紛争解決を図ることのできる、強力なリーダーシップ能力を有しているのです。新たなリーダーシップを発揮することで、組織内だけでなくネットワーク内にも、従来型のリーダーシップの延長線上にはない新しい活動範囲が生み出されています。また、効果的なコミュニケーションを通じて、警察や病院からの行政支援を受けることができます。さらに、紛争解決、意思決定、権利擁護、実情調査のスキルが著しく向上しています。

しかし、私たちの協力相手を中心に、いくつか課題もあります。私たちの協力相手はすべて、規模の小さな、地方レベルの団体です。そのため、いくつか課題を抱えています。これらの団体には、

支援体制および指針のさらなる強化が必要です。小規模な団体の中には、通常の組織活動を維持するために必要とされる資金を有していないところがあります。そうした問題が存在することから、これらの団体は日々弱体化しています。そこで私たちは、このような団体の能力を高めることで、団体自身でこうした活動に必要な資金を動員できるようにするべく努力しています。また、個々の問題に対して各団体が打ち出す概念的明確性のレベルにばらつきがあります。このことは、私たちにとって非常に大きな課題です。さらに、団体の中には規模が非常に小さく、その役割を果たせるだけのマネジメント能力を有していないところがあります。現在、私たちは以上のような課題に取り組んでいます。いつの日か、私たちの目標が成就することを願っています。

震災と女性への暴力



竹信 三恵子

和光大学教授
東日本大震災女性支援ネットワーク共同代表

はじめに

本日は風邪をこじらせ、まったく声が出なくなりました。不十分ではありますが、越智方美さんにプレゼンテーションを代読していただく形で進めさせていただきます。

本日は、日本社会での女性への暴力の現状について、東日本大震災での女性への暴力をめぐる状況を通して報告させていただきます。竹信自身の被災直後の聞き取りのほか、竹信が共同代表を務めます東日本大震災女性支援ネットワークのメンバーがオックスファム・ジャパンの支援で調査した結果をもとにしたものです。

今回の震災では、被災後半年以内に、「東日本大震災女性支援ネット」「全国女性相談研究会」や「ヒューマンライツ・ナウ」、ほかにも多数の女性の人権にかかわるNGOが被災地や避難所に入り、女性被災者のカウンセリングなどの支援にあたりました。阪神大震災以降の震災での体験から、女性被災者が避難所などの意思決定にかかわりにくいこと、女性への暴力が表面化しにくいことが女性グループの間でかなり共有されており、その声を聞き取る必要を感じたからです。そうした活動の中で、共通して上がってきたのが、このパネルのような問題です。

避難所での女性への暴力

避難所では、女性被災者のプライバシーを保つ場所が確保されない例が目立ちました。

ある避難所では、女性のトイレの前に男性のたまり場ができてしまい、トイレに入りにくいいため我慢しがちになるとの声が出ました。そうした状況でも、「ささいなことでわがままを言っただけで避難所にいにくくなる」として、支援者に対しても、黙っていてほしいと言うのです。見かねて、支援者が避難所リーダーの男性に助言すると、建物の中にあつた卓球台を持ち出してトイレの入り口の前に立てかけ、目隠しがすぐにできてトイレに入り安くなりました。そんなことさえ、不安と「みなで頑張ろう」の掛け声の中で、言い出しにくくなっていたのです。こうした小さな声を吸い上げるために、避難所などでの意思決定への女性の参加が重要です。

また、政府からは、支援者などからの要請もあつて、プライバシー確保のために間仕切りが避難所に配られました。しかし、一体感を強調する男性リーダーの下で、配られた間仕切りを使えない避難所も出ました。

災害時に女性への暴力が起きやすいことについては、米国での災害事例などから、ようやく認知され始めています。そのため、今回の震災で、内閣府男女共同参画局は警察や自衛隊に、女性への暴力への警戒をいち早く求めました。その点は大きな進歩だったと思いますが、内実では問題も目立ちました。

マスメディアも、女性への暴力が起きやすいことは認知していたため、NGOなどにレイプやDVが起きていないかとの問い合わせが相次ぎました。

警察庁も震災1カ月後に、パネルのような報告を発表しました。

性暴力の発生は、むしろ減っているという趣旨です。この前提に立って、インターネットで性暴力があつたと流すことはデマの流布として規制の対象にするとも発表しました。

しかし、支援者の聞き取りでは、避難所でもいくつもの例が起きていました。それが警察に届かなかったのは、警察に報告して事件とされても、自身が保護されるかどうかにか強い不安があつたからではないかと支援者たちの多くはみえています。避難所の中で、警察がこうした問題に立ち入つた場合、こじれば、加害者からの報復が心配です。自宅が壊れ、行き場がないとき、そのようなりスクを犯すでしょうか。避難所の中でうわさになることも、二次被害となります。それらを防ぐ手立てがない中では、事件は表面化しません。「デマだから規制する」だけでは、女性たちの声はさらにもぐってしまう恐れがあります。

DVの夫が訪ねてきたとおびえる被災女性もいましたが、公式の手続きがとれないことから、公

的なシェルターに保護することを断った自治体もあったと聞いています。災害時にシェルターをどう運用するかが防災計画の中になかったのです。

必要なことは、事件の件数が何件あったかではなく、女性の安心を第一として総合的に対応できる体勢づくりです。そのためには、一つの窓口相談すれば、必要な手立てをこうじてくれるワンストップ支援センターを、事前に各地に多数、設けておくこと、それらを災害時にどう運営するかを防災計画の一環として練っておくことが必要です。日本にはこうしたセンターがないに等しいほど少なく、今年まとめた女性に対する暴力専門調査会報告でも、設置が促されています。

ほかにも、避難所では女性をめぐるさまざまな暴力が報告されています。

DVとしては、避難所から、周囲の目が届かない仮設住宅へ移ったあとの増加が報告されていますし、身体的な暴力だけでなく、義援金や生活費を渡さないという経済的暴力も報告されています。被災者の生活再建のための支援金も、日本の「世帯主」に支給されることになっています。このため、世帯主になりにくい女性には不利となり、夫の経済的DVを起しやすくする構造を持っています。阪神大震災で、被災当時は世帯主だった女性が、被災者でない男性と結婚したら世帯主要件から外れて受給できなくなる事態が起き、裁判を起してこの要件は無効とされました。にもかかわらず、自立支援金を支給する震災復興基金は、特例で対応し、この要件を消さなかったため、要件は残ってしまいました。

避難所での上下関係を利用したセクハラ、パワハラともいえる事態も起きています。

子どもへの加害も、起きています。

こうした事態を防ぐには、災害時の支援者への「女性と子どもへの暴力防止」をテーマにした研修を日常から行っておく必要があり、暴力防止のための指針も必要です。

今回の震災は、これまでに比べると、内閣府や女性NGOの相談事業が幅広く実施され、これによって、これまで述べたような暴力の存在が表面化した点は高く評価できます。ただ、その相談支援体制は、自治体の男女共同参画の浸透度によって大きく異なり、温度差がありました。こうした点から、自治体内での防災と人権にかかわる女性ネットワークを確立していく必要があります。

これらをまとめて、災害時のみならず、日常の性暴力への対応として次のようなことが求められているといえます。

暴力防止の試み

以下は、避難所で行われた暴力防止の試みです。

女性被災者のプライバシーが守れないという支援者の声を受けて、ある被災地の避難所では、写真のように、男性たちが木を組み上げ、支給された毛布を利用して、中が見えない間仕切りをつくってくれました。しかし、女性被災者たちは、毛布をめくってどこからでも入って来られるうえに、中が見えないので却ってこわいという不安の声も出ました。しかし、つくってくれた男性たちに申しわけないと、その苦情は声高には語られませんでした。避難所設計に、女性の声が適切に取り入れられる仕組みがあれば防げた事例です。

宮城県内で、被災者たちに手芸を教えながら、その声を引き出していく女性NGOたちです。いきなりカウンセリング、調査、といっても、被災者たちはこれに応じられる状態ではありません。手芸やマッサージなど、癒しの道具を生かしながらのカウンセリング・支援の手法が、今回、各地で普及しました。

さまざまな避難所で見られた段ボールなどを使った当座の間仕切りです。低すぎて、中が見えてしまうといた訴えもあり、適切な規格のものが求められています。

プライバシーが保てないとの声を受けて、急ごしらえの紙で作った授乳室ができました。右は、避難所に貼られた住み込み家事労働者募集のちらしです。家を失った被災者に住む場所と仕事を、という意図ともとれますが、住み込みの労働は四六時中の緊張を強いられる恐れもあり、雇用の質の維持を考えさせられるちらしでした。こうした募集の中には「当方、独身男性」といった家事労働者募集など、被災者の弱みにつけこんでいるのではないかと思われるものも見受けられました。

女性支援者たちの努力で、避難所内にできた女性のための情報コーナーと、授乳室です。避難先の地域で従来から活動してきた女性グループが、避難所の設置とともに女性被災者たちのために奔走してできたもので、女性被災者が声を出しにくい中、ノウハウのある地域の女性グループの存在が人権的支援に有効であることを物語っています。

先ほども述べたように、今年、女性に対する暴力専門調査会では、暴力防止のためのさまざまな提案を盛り込んだ報告書を出しました。その主なものがパネルの二つです。これまで述べてきた災害時の女性の暴力を見ても、日常からの性犯罪への厳正な対処による意識の改革、いざというときに、安心して駆け込めば、ニーズに応じて多面的な支援を抵抗できるワンストップ支援センターを各地に設けることで、被害を訴えたことによる二次被害を防止することの必要性は明らかと思われます。

災害時の女性への暴力を解決するには、日常からの女性への暴力への対応と人権感覚であること、日本社会では、女性への暴力の言葉はそれなりに普及したものの、内実としての対応は、あまりにも手薄であることを、そうした前提に立って、日常からの対策を進めることが急務であることを、再度強調して、報告を終わります。

支援の現場からみる人身売買



大津 恵子

人身売買禁止ネットワーク (JNATIP) 共同代表
女性の家HELP 前ディレクター

女性の家HELPとは

私の報告は「支援の現場からみる人身売買」です。

日本では人身取引包括的な法律はありません。人身取引対策の行動計画の中に、人身売買罪というものがあります。人身取引に関する法としては、1956年の売春防止法があるのみです。この売春防止法は、売ってはならない、買ってはならない、としていますが、処罰規定がないのが大きな問題です。また、女性だけが罰せられるもので、たとえば路上で男性を勧誘したらすぐに逮捕されるという法律です。

私が属している日本キリスト教婦人矯風会は、今から126年ぐらい前の明治の中頃にできた団体で、その百周年記念のときに、女性の家HELPを創設しました。それまでは、公的などころでも民間でも、外国籍の被害者を受け入れるところがひとつもありませんでした。HELPの設立は、ちょうど1980年代の後半、アジアから女性たちが日本にきたときと重なっています。フィリピンの女性やタイの女性たちが日本にきたわけです。HELPは入所者の国籍を問わないので、日本人も外国籍の人も入ることができるシェルターです。在留資格というのは外国籍の人たちにとっては一番大切なものですが、ビザがない女性でもHELPは受け入れてきました。

そういう意味では、様々な外国籍の女性たちのニーズに応えるためにHELPが活動してきています。そしてHELPに来る方々の多くは、大使館や入管、警察を通して、さらに今では民間のシェルターを通してHELPを利用しています。

どれくらいの人が入ってきたかについては、資料3をご覧ください。これはほとんど人身取引の被

害者です。1992年から93年には本当に200人以上が1年間で入ってきています。12部屋ぐらいのところにこれだけの人が入っているのを見ると、いかに密集された中で来ていたのかということがわかると思います。

人身売買の被害者の実態

1996年からコロンビアの女性たちが増えてきました。コロンビアの被害者の女性の話からソニーという名前が出てきました。ソニーというのは日本人の男性、ブローカーのニックネームです。なぜソニーかと言いますと、ソニーのカメラを使って、女性の写真を撮り売春させていたということで、ソニーを訴えたいとして、私たちは警察庁に要望書を書きました。その後、私は10年間、内閣府の女性に対する暴力に関する専門調査会の委員を務めていました。そこで私は、この日本で暴力を受けている人は、日本人だけではない、外国籍の女性たちも同じように暴力を受けているということを言ってきました。

その中で、当時、内閣府男女共同参画局長の坂東眞理子さんに、ぜひ内閣府の中で勉強会をしてほしい、日本の中に人身取引の被害者がいることを、この専門調査会の皆さんに知っていただきたいと思い主張し、勉強会作りをしました。その当時、HELPにコロンビアの女性がたくさん来ていましたので、コロンビア大使館やタイ大使館、民間シェルター、警察庁、外務省の人たちが、ひとつのテーブルについて人身取引について勉強会をしました。その時に、コロンビア大使館のソーシャルワーカーの方が、分厚いファイルを机の上にほんと置き、この人もこの人もこの人も人身取引の被害者ですと資料を示しました。この女性たちが置かれている状況はどんなものか、被害の状況を訴えたのです。そこで一番多く出てきたのがブローカーのソニーだったのです。

その勉強会がきっかけになって警察庁が動き、そしてソニーが捕まりました。しかし、まだ人身売買罪がなかったので、何百人という女性をストリップ劇場や売春の場に送っていたのに、ソニーの実刑に対する処罰は2年10ヵ月という判決でした。

その女性たちがHELPにきたときには、本当に心も体も傷ついていました。ある人は歯を折られていたり、全身あざだらけで、中には望まない妊娠をした人もいました。妊娠させた相手はブローカーだったので、女性は本当に考えて、考えて、中絶することにしたのです。私が病院まで連れていったときに、電車の中で彼女は深い帽子をかぶって、人に見つからないようにしていましたが、あるところにくると、震え出したのです。私は彼女の手をしっかりと握って「大丈夫よ、大丈夫よ」と支えました。なぜ震え出したかということ、見覚えのある場所だったので、思い出したのです。

女性たちは比較的長い間HELPにいましたので、私たちはその女性たちが心の回復とそして楽しみをもって、もう嫌な経験はいっぱいしていますから、なんとか楽しい経験をして帰国していただきたいと思い、いろんなプログラムをつくりました。ダンスセラピーやアロマセラピーです。コロンビアの女性はもともとエンターティナーでくる人たちも多いし、フィリピンの女性たちもエンターティナーで来ているので、ダンスをすると、体を動かして、みんな本当に楽しく踊り出すのです。それからアロマセラピーなど、様々なことで、彼女たちがいる間はなんとか元気になるようにと務めました。

被害者への支援

彼女たちはほとんどが借金をしてきています。この借金は架空のものです。女性たちも親もお金をもらっていない架空の借金ですが、ブローカーを頼ってしか日本に帰ることができませんので、来日した途端にこの借金が課せられる仕組みになっているのです。そして返した女性もいますが、ほとんどが返さないで逃げ出しています。私は女性たちに「借金を返してしまったの」「国にいるお母さんやお父さんにお金を送ることができたの」とたずねました。家を建てることができたとか、お母さんにお金を送れた、子どもたちの教育資金を送れたと言った女性たちも中にはいますが、ほとんどはお金を送ることはできないのです。

女性たちは、なぜ日本に来なければならないのか。貧しい状況の中で家族を養うために日本に来ていますから、必死で借金を返し、架空の借金を返し、自分が持ってかえるお金を少しでも得るために、毎日毎日売春してきたということです。しかし、女性たちは一切お金を持たないで帰っています。働いていた分を返したにもかかわらず、自分の収入として何も持たないで帰っています。これが日本における人身取引の問題です。なんとか私は女性たちが帰るときには働いてきた分だけでも公的な支援を得て、持って帰れるような対策が必要だと思います。

女性たちの中には心身ともに傷ついている人が多いのです。その他にも精神の病気を患っている人も、性感染症を患っている人たちもかなりいます。無料定額診療を使い、女性たちに「病院に行くことができます、行きますか」と聞くと必ず「行きます」と答えます。それはなぜかという、性産業で働いてきた人たちですので、HIV、エイズに感染しているかどうかをものすごく心配し、まずそのチェックをしたいと思っているのです。それで病院に行きますが、ほとんどの人がHIVには感染していなくても、他の性感染症にかかっています。感染した状況の中で、病院に行き、お薬をもらい、治癒しないまま帰国してしまうケースも多いです。せめて日本にいる間にその性感染症

を治癒して、そして自分の国に戻って行ってほしいです。国に戻ってからそれだけの治療を受けられない状況があると思います。以上が、女性たちを取りまいてる状況です。

国は、すべて女性たちは帰国したいと言っていると言っていますが、本当にすべての人が帰国を望んでいるかという、そうではないと思います。しかし女性たちに対する施策、保護、それからあとのケア、帰ってからどこに行くかということがきちんと決まらないまま、時間ばかり経って、中には3ヵ月ぐらい残らざるをえない人がいます。しかし、帰るしかもう方法がないわけです。3ヵ月の間に自分が自由になるようなお金を得ることができたら、彼女たちは日本にいたいと思っています。何らかの形でビザを得ることができたら、日本で働いてから帰りたいと思っている女性がほとんどです。何の施策もないまま、ただ民間シェルターや公的シェルターにいるのでは、何のメリットがないので帰国が選ばれるのです。

シェルターの役割

民間のシェルターも公的なシェルターも、ほとんどの人がお金を持っていません。しかし一緒にいる日本人や外国籍のDV被害者は公的なお金を持っています。それに対する不公平感があり、私たち民間シェルターにとってはそのことがとてもつらかったです。人身取引の被害者であると認定されるならば、彼女たちが自由になるお金がないと、ただただ食べて、寝てというだけの施策では問題は解決しないと思います。

人身売買被害者保護の支援計画の中、包括的な法律がないので、包括的な法律をぜひつくってほしいと思います。そしてその中で被害者たちがどこに行っても、どこであっても、同じ支援が得られるようであればならないと思います。人身取引対策行動計画以後、HELPには毎年2人、多いときでも3人ぐらいしか来られません。ほとんどの人が婦人相談所という公的なシェルターに行きます。民間シェルターには外国語のスタッフがおり、タイ語、タガログ語、スペイン語、その他を話せるボランティアの人もあります。しかし、公的なシェルターには外国語を話せるスタッフがいません。そういう中に、女性たちが何ヵ月もいなければならないという状況は被害者にとってはとても大変なことでしょう。

私からの提言としては、外国籍の人が入ることのできる、外国籍の人に特化したシェルターがほしいと思います。その中で何ヵ月もいる人たちに対するケアができればいいと思っています。そして、国を越えた支援の連携が必要です。

今日はアジア各国の方がきておられますので、皆さんと連携し、日本で保護された人がその地域

に戻ったら、そこで連携して支援を受けられるような対策が必要だと思います。

人身売買禁止ネットワークと啓発活動

次に人身取引のJNATIPのことを少しお話します。人身売買禁止ネットワークをつくり、そこでの大きな活動は、被害者調査です。次の活動としては、法律案の提言と立法へ向けてのロビーイング、啓発キャンペーンをしたいと私たちは思っています。一般の国民は、人身取引という問題は、日本の国の中で存在しないものとみなしているのです。警察庁が毎年統計を出している数字としては20数名しかあらわれてこない。そのようにこの問題は、なかなか浸透していないと思います。

しかし、学生や若い人たちがこの問題に関心をもち、人身売買ネットワークにたどりついて、この問題をぜひ教えてほしいと言う人たちもおられるので、啓発キャンペーンをぜひやりたいと思います。今、女性たちは警察や入管に摘発されれば、民間のシェルターか公的な婦人相談所に行きます。その中でほとんどの人が婦人相談所に行きます。帰国の際、大使館、入管が東京にあるので東京の民間シェルターを利用しています。民間シェルターに来ても、短いと1週間で帰国することになります。この中で、IOMが帰国の支援、カウンセリングや面接実施をします。一番の問題は、加害者からの賠償金がないということです。法律的な支援がなされていないということが一番大きな問題だと思っています。

人身取引被害者と認定された人への医療的、心理的、法的支援、それから訓練の強化拡充ということがレジメに書かれていますが、人身問題に関する教育・啓発活動をぜひやらなければならないと思います。今中学生でもデートDVについていろんな形で研修がなされていますが、デートDVの研修のときに、この人身取引の問題を教育としてぜひ一緒に入れてほしいと思います。

私も中学校で人身取引の話をすることがあります。その中で13歳までの中学生が、本当に一生懸命聞いてくれます。まずシェルターとはどういうところかを説明し、そしてここには男性は、13歳までの人しか入れない、女性は何歳でも入れると説明します。すると、なぜ13歳になったら入れないのかという質問を受けます。みんな不思議がるのです。なぜ男の子は駄目なのかと。ここにきているのはDV、夫からの暴力や、人身売買で逃げてきた女性たちですから、背の高い男の子に関してはやはり恐怖を覚えるのだということや、きれいなお姉さんたちがいるところに行くと、男の子は関心をもって追いかけることもあるので、13歳までということにしていると説明します。また、どういう暴力があつてここに来ているのかという説明もすると、13歳までの子どもたちは本当によくわかってくれます。そういう意味でも、この問題をDVと一緒に啓発活動していただけたら嬉しいと思います。

今後の課題

婦人相談所に逃げてきた人たちの中には、警察にまず駆け込んだのに、警察では他のところに行ってくださいと言われて、他のところへ行き、そしてまた婦人相談所に行っても、外国人だから入れられないと言われ、また入管に行き、そして入管からHELPに来た人がいます。そのように外国籍の人たちが、たらい回しにされているケースがあります。それぞれの機関がこの人身取引に対しての啓発・研修をしていくことが必要だと思っています。

外国籍の被害者は、各地にある婦人相談所に入ります。婦人相談所はもともとは売春防止法によってできた施設なのです。日本人の女性が入るところなのです。そこに外国籍の人が、DVでも人身取引被害者でも入って来る。宗教の問題があります。豚肉を食べられないとか、野菜だけという人もいます。言葉の問題に加え、文化の違いを理解しないといけないということが婦人相談所では理解されていないのです。日本食を毎日出されると、食べられないと訴えるということがおこります。そのときに、トウガラシとナンプラーをひとつ入れるだけで食べることができるのに、日本料理ばかりを出されたということもありました。そういう意味では、婦人相談所もアジアの女性たちの文化や習慣を学ぶ必要があると思います。

私は夢として職業訓練プランを描いています。そこに長い間入っている人が、食べて、寝てというだけではなく、そこにいる間に、日本で得られるような職業とか仕事を身につけること。例えば、日本食をつくることをできる、日本語を少ししゃべることができるなど、日本にきたことによって得られるものを、その3ヵ月、6ヵ月の間に、トレーニングできれば、国へ帰ってからもそれが利用できるのではないのでしょうか。そういうことを私は民間シェルターやいろいろな人たちに訴えているのですが、なかなか実現しません。私がもう少しまだ力がある間にこの問題が解決できるようにと切に祈っています。

質疑応答

司会：パネリストと研修生の皆さんとの質疑応答を始めます。たくさんの質問を寄せていただきましてありがとうございます。時間の許す限り、ご質問にお答えしたいと思っています。

質問1：バングラデシュのナハールさんへ質問です。ナリポッコが硫酸を使った暴力に関する運動を開始されたあと、このことに関する法律がふたつできていると聞いています。硫酸を使った暴力はその法律の施行の結果、減っていますか、それともただ単に硫酸を使った暴力の件数自体は減っていないで、地下に潜っているのではないのでしょうか。

ナハール：まずお伝えしたいのは、法律のみで硫酸を使った暴力をなくすことはできないということとです。硫酸の売買をきちんと規制することが求められています。

これについては、ふたつの法律があります。ひとつは硫酸を使った暴力事件の訴訟に関する法律で、もうひとつは硫酸の売買に関する法律です。これらの法律が施行された結果、硫酸を使った暴力の件数は減少していますが、ナリポッコは法律のみが寄与したとは言えないと考えています。硫酸を使った暴力に関するバングラデシュの人々の認識を高めていくことが大切だからです。ナリポッコのこれまでの経験から、バングラデシュでは法の実施には様々な課題があることがわかっています。とりわけ硫酸を使った暴力のケースには専用の法廷が必要なのですが、専用法廷を設定できるに足る法律は今のところ存在していません。

法律は不備をかかえながらも施行されています。バングラデシュ国内のあらゆる地域で硫酸の売買をチェックする委員会が組織され、硫酸の販売は免許制となっています。しかし硫酸を用いた犯罪の処罰という点では、現行法では十分に対応しきれていません。犯罪の発生時点から判決が下りるまでの一連の流れの中で、既存の手続きとは別の新たな枠組の構築が求められているのです。

バングラデシュの警察官は犯罪の証拠を収集するという訓練を受けてはいません。硫酸を使った暴力の被害者はまず、体にかかった硫酸を洗い流そうとします。そのため傷は当初よりは軽傷となります。ナリポッコではこのことに関する視野を広めるための啓発活動をおこなってきましたが、それは容易なことではありません。医師が硫酸を使った暴力を受けた被害者を診察する際、硫酸はすでに薄められています。被害の大きさを証明するために、ナリポッコが様々な証拠を集めなければならないのですが、これはとても困難な作業なのです。証拠の収集と犯罪の立証手続きが、私たちにとって大きな障害となっています。法律の適用にも長い時間がかかることがあります。こうした困難に直面した被害者は、加害者に対して妥協してしまうことがあります。これも問題ですが、

ナリポッコとしては被害者による加害者への妥協を禁止することはできません。また法律がこのような問題から被害者を保護することもできないのです

質問2：メディアでのVAWのキャンペーンについて、各国で実施されている取組みの具体例があれば教えてください。

研修生（フィリピン）：2012年のNWECリーダーセミナーに参加している国はすべて、メディアでの暴力対策において長年イニシアティブを發揮しています。例えば、ジェンダーに対する感受性を養うための研修をおこなうことで、メディア企業の能力向上を図るといった活動を通じてです。私たちはまた、ラジオの宣伝やテレビ広告、映画といったメディア・コンテンツの開発も始めています。しかしながら、その数を性差別的または差別的なメディア・コンテンツの数と比較すると、大きな差があることがわかります。私たちはさらに、女性に対する暴力の廃絶に関する数種類のビデオを制作し、その中で、地元の男性著名人にこの問題における権利擁護について語ってもらっています。彼らは、男性が、女性に対する暴力を廃絶する上でのパートナーになり得るというメッセージを、男性に向けて発信しています。しかし、メディアには収益が必要なことから、多くの場合、このようにジェンダーに敏感な素材が放送されることはありません。また、放送されたとしても、テレビで見ることができるのは、そのうちの数種類です。

フィリピンでは、「女性のためのマグナカルタ（Magna Carta of Women）」と呼ばれる、両性の平等のための法律に基づいた、省庁間で機能するメカニズムが存在しています。このメカニズムを構成しているのは、政府機関とNGOです。これら機関の果たすべき役割は、メディアや映画での女性の描写を差別的、軽蔑的ではないものにするよう推進し、また、その実態を監視することです。現在、政府は、協定の覚書を交わすことで、民間のメディアと提携し、既存の規範や指針の見直しと強化に取り組んでいます。

もうひとつの優れた実践例をご紹介します。フィリピンの主要な映画祭のひとつでは、「最もジェンダーに敏感な映画（Most Gender Sensitive Film）」に与えられる賞を設定していて、ジェンダーに対する感受性の指標を、映画の判定基準にしています。私たちはまた、性差別的、差別的なコンテンツを生み出す誤ったメディア、特に広告会社に対し書簡を送っています。ほとんどの場合、こうした広告会社は、自社の広告を取り下げます。つまり人々が抗議の声を挙げれば、それに耳を傾けます。しかし私たちは、政策決定や意思決定に影響を与えるような、さらなるイニシアティブを發揮することで、すべての国が両性の平等と女性のエンパワーメントを真に推進できるよう、取り組んでいかなければなりません。

質問3：報告の中にあった「暴力をふるう男性の暴力的な行為を変革させる」との発言ですが、どうやって「潜在的に暴力的な男性」を見定めるのですか。男性一般に働きかけるのでしょうか。

研修生（ベトナム）：私の回答は次のとおりです。ベトナムでは、女性に対する暴力に取り組むために、政府と非政府組織が協力して、キャンペーンを立ち上げる等いくつかの活動を実施しています。女性に対する暴力に関する活動への男性の参加を促すキャンペーンが数種類あり、政府と非政府組織の両方によって運営されています。どのキャンペーンも特定のグループに焦点を当てています。例えば、あらゆる階層のリーダー的存在でありながら権利擁護を訴える男性たちに、女性に対する暴力に反対する活動への参加を呼びかけるキャンペーンがありますが、その目的は法の整備や政策決定において、彼らの支持を取り付けることです。

特にセミナーでは、参加者の皆さまに、ベトナムで映画を完成させるために、これまでのところある都市の市長さんにモデル・リーダーとして登場してもらったというお話をご紹介します。私たちはキャンペーンを展開して、歌手や俳優、大使といった有名人や権威のある人たちに、この映画に関わってくれるよう促してきました。このようなやり方は、社会の中で人々の意識を喚起する新たな方法だと思います。もうひとつ、男性を対象にしたキャンペーンがあり、こちらは、男性の虐待行為を改めさせることを目的としています。ご質問はそうした男性をどのように見定めているか、ということでしたが、私たちはアルコール依存症者、ギャンブラー、薬物使用者がこれに該当すると考えています。こうした人たちが、理想の男性クラブ（Ideal Men's Club）、父親クラブ（Father Club）、青少年クラブ（Youth Club）等に見られるようなモデル的な存在になってくれることを願っています。

質問4：キャラウェイ先生からの質問です。フィリピンの人たちは、米軍基地に反対するためや、マルコスの独裁体制に反対するための政治的動員について、世界にたくさんのことを教えてくれました。同様に、ゲイ、バイセクシュアル、レズビアン、トランスジェンダー（LGBT）の権利擁護についての取組みがおこなわれていますが、これについて、ご説明いただけますか。

研修生（フィリピン）：確かに、フィリピンのピープルパワーは有名です。私たちはこれまでに2人の大統領を追放してきました。時代も変わり、私たちは戦略の転換を図りました。今では、立法による権利擁護を訴えています。しかし、これもまた大変難しいものです。腐敗した政治家を追放する際に、ローマカトリック教会が私たちを支持してくれるようになりました。しかしローマカト

リック教会は、性と生殖に関する健康についての懸案の法案に関しては、私たちとは異なる立場をとっています。LGBTの権利を立法によって擁護する取組みでは、学校や職場でのLGBTに対する差別禁止法案を求めるロビー活動をおこなっています。私たちが要求しているのはこのことだけです。しかし、教会側は、メディアに対して、私たちが同性婚を要求していると言っています。私たちはそのようなことを要求しているわけではありません。職場や学校で、LGBTが差別されないようにしてほしいだけなのです。

私たちは、平均すると9年から10年かけて、フィリピンでのさまざまな女性のための法律に向けたロビー活動を展開してきました。差別禁止法案は、すでに10年間、議会で未決のままとなっています。これは、平均年数を上回るものです。

現在、フィル・ウィメン（Phil Women）と呼ばれるネットワークがあります。私たちは、政府に働きかけて、間もなく起草予定のASEAN人権宣言に性的指向および性的認識を盛り込んでもらうよう、非常に活発に活動しています。この点に関して、フィリピンは非常に積極的です。というのも、フィリピンは労働者の輸出大国だからです。そこで当初、私たちは出稼ぎ労働者に関心を向けていたのですが、今では、LGBTについても宣言に盛り込まれることを望んでいます。昨年9月に、カンボジアで東南アジアのNGOによる会合がありましたが、政府に働きかけて人権宣言にLGBT問題を盛り込んでもらうというのは難しいことで、今もその試みは続いています。

長く困難な道のりになることはわかっています。簡単にできるなどと夢のようなことを言うつもりはありません。それにしても、どのような機会においても、ASEAN人権宣言はLGBTに触れることさえないように思われます。しかし私たちは、あらゆるチャンスを利用して、この会合で今おこなっているように、この問題を議題として審議していきたいと考えています。

質問5：人身売買被害者への自立支援（ビザ発給や生活支援）の重要性は認めるのですが、実現には多くの困難があると思います。例えばイタリアでは、毎日海をはさんですぐ隣の国のアルバニアからゴムボートで密入国する若者（18歳未満の男子）がいます。イタリアでは未成年（18歳未満）の外国人が保護者なしで入国した場合、本国に送り返さずに保護しなければならない法律があるからです。本来はこの密入国の若者を保護するための法律だったのですが、結果としてこの法律がアルバニアの若者に、ゴムボートで海を渡るという危険を犯して、ブローカーにお金をはらってイタリアに密入国させているのです。保護の政策、法律は両刃の剣であるので、実現はとても難しいのです。

大津：すべての人身取引被害者を保護するということは難しいと言われていますが、まだそこに

至っておりません。人身取引被害者であるならば、女性相談所や民間のシェルターに行くことができます。

配布資料の「グレーゾーン」の図をご覧ください。人身取引被害者は現在、日本では20数名、2011年は25名という数字になっています。その中には様々な被害者がいます。例えば、偽装結婚、強制労働などの形でいろいろな被害者が存在します。その被害者は、人身取引被害者として認められていませんから、みんな強制送還されると思うのです。すると日本では被害者であるという認定をすることそのものが、ハードルが高くなっていると思います。

私がなぜ被害者の人たちを支援する必要があるのかというと、日本ではまだ十分な水準に至っていないからです。女性の人権を守るためには、まずその女性たちがどういう状況に置かれているかということを認めて、安全なところで保護するということが必要だと思います。

人身取引被害者の人たちの多くはビザを持たず、オーバーステイになっています。そういう意味では、被害者たちは保護の対象にならない、それが大きな原因です。

例えば、国際結婚で日本に住んでいる人たちは、多くは日本人の妻として、日本人の子どもを育てる母親として日本に滞在しています。日本人と同じような保護支援を受けることができるのですが、オーバーステイであり、ビザを所持していない人は日本の法律の中でははじき出されています。そういう人たちが人身取引の被害者であるということならば、保護支援の必要がある。そこがまだきちんと整理されていません。

性的な搾取だけを被害の対象にしていますが、性的搾取だけでは、その被害者は存在しないということになります。まず日本が、様々なグレーゾーンの人々を幅広く被害者として認めないといけないと思います。

その中には外国人の男性労働者もいますし、元被害者の人たちもいます。今この人身取引の被害者の定義を、もう少し広く考えた中で保護をすることがまず必要です。保護ができてからそういう問題を考えなければならないと思います。それが今は全然できていないということを私は強調したいのです。

質問6：今のグレーゾーンの人身取引被害者の話は、最初のキャラウェイ先生の、このアプローチの幅を広げていくという基調講演の中でも触れられていたことと共鳴する点があるかと思っています。

次は、キャラウェイ先生への質問です。グローバル化が使い捨ての人々を生み出し、人身取引がグローバル化のプロセスの負の側面をまさに映し出しているという意見には、私も賛成です。日本は、広く知られているように、グローバル化を推進している国のひとつです。人身取引という行為やそのルートを根絶するために、日本にどのような役割を期待で

きるでしょうか。この点について、ご提言いただければと思います。

キャラウェイ：ここにいる私の仲間が、日本政府のアプローチに関する問題を人身取引と結び付けてくれました。人身取引のふたつの側面、すなわち、女性と子どもについて、国連の議定書に関する日本の取組みは十分ではありません。性的な搾取に着目していますが、労働に関してはしっかりと取り上げてはいません。日本政府は、この18年間、労働者の人身取引違反を起訴したことはありませんでした。日本政府は、繊維、鉱業、IT、建設等、産業界のあらゆる分野で、搾取に加担する人たちを起訴することから始めなければなりません。労働分野における人身取引違反については、国際基準に合致するものではありません。そのため、言うまでもなく、人身取引禁止のための包括的な法制化は必要なのですが、必ずその法律を施行しなければなりません。

労働者の人身取引違反が数多く発生している深刻な分野のひとつが、産業界の研修生制度です。このプログラムを通じて、何千人という労働者が送り込まれています。主に男性で、大部分は中国から来ていますが、他の国の労働者もいます。このような産業界の研修生制度には、NGOからもある程度関心が寄せられていますが、そこに労働者の虐待が生じていることは知られていますし、広く報告されています。そこで、性的搾取や売春、女性や少女たちの違反ばかりに目を向けるのではなく、農業等、ありとあらゆる労働の領域で起こる何千件もの虐待にも目を向けるよう、政府に働きかけることが必要です。

質問7：カンボジアで男性を対象とした、怒りの感情をコントロールするキャンペーンや取り組みがおこなわれているようですが、どのような人を対象とされているか教えてください。

研修生（カンボジア）：怒りのコントロールプログラム（Anger Management Program）で対象にしているのは、虐待的な男性です。まず、虐待的な男性とはどのような人たちなのかを明確にします。なぜなら、ドメスティック・バイオレンスは、男性の行動に端を発するものだからです。そこで私たちは、地方自治体に連絡を取り、対象となるグループを特定し、その上でカウンセリングを通じて対象者との関係を築いていきます。次に対象者を集めて、女性の人権やその他の関連する法律、例えばドメスティック・バイオレンスに関する法律や被害者保護、刑法等について研修を実施し、もし彼らが妻を殴り、ひどい傷を負わせれば、刑務所に入れられる可能性があることを、彼らに説明しています。

その後も継続してカウンセリングをおこないます。また、テレビやラジオを通じて、前向きなメッセージを発信しています。いわゆる「グッドメン・キャンペーン（Good Men Campaign）」をおこ

なっているのです。このキャンペーンでは、非常に前向きなメッセージを男性に向けて発信します。例えば、男性の行動が良ければ、家族に幸福をもたらすことができるといったメッセージです。男性が自らの行動をすでに改めた良い家族をお手本として紹介しています。お手本となる家族の男性は、他の男性たちの教育係の役割を果たし、また怒りのコントロール方法を彼らに指導することができます。例えば怒りが激しいときには、その場を離れてみる、または座って仏教式の瞑想をやってみるといったことを男性たちに指導します。妻を殴る代わりにスポーツをするという方法もあるでしょう。男性たちが自らの行動を改めるための手助けとなるような方法をいろいろと試してみましたが、すべて非常に良い結果を出すことができました。

研修生（カンボジア）：このプログラムには課題もあります。虐待的な男性に接触するのが非常に難しいのです。というのも、自宅を訪問しても不在の場合がよくあるためです。友達と外出している、仕事で、あるいはお酒を飲みに出かけているというように。会える場合もありますが、酔っていれば、話すことはできません。そこで解決策として、私たちは彼らの奥さんに話をし、夫が家にいるときに連絡をしてもらうようにしています。このためスタッフは、できるだけ対象者の男性に接触できるよう、フレックスタイムで働くことになります。

ふたつめの課題は、人を教育する、または、人の行動を改めさせるというのは、時間のかかるプロセスだということです。たった一日とか一晩でできることではありません。時間を要します。そのため時として、私たちへの寄付金の提供者が、プログラムの費用対効果を調べることにより、難色を示す場合があります。しかし、女性の権利を尊重するという点に関しては、本当に良い結果をもたらしています。

質問8：次の質問はナハールさんあてです。ナリポッコのプログラムの中で加害者更生プログラムは実施されていますか。具体的には、それは心理教育のようなものでしょうか。ナハールさんにお答えいただいた後、研修生の皆さんにもご発言をお願いします。

ナハール：加害者更生プログラムは、ナリポッコでは実施していません。しかし2006年に、私たちは加害者の動機や意識について調査をおこないました。その結果あきらかになった興味深い点をいくつかご紹介します。この調査を計画した当初、何人もの開発プロジェクトの関係者やナリポッコの支援者から、暴力加害者を対象とした調査など、時間とお金の無駄だと忠告されました。しかし私たちはDVの加害者とは一体どのような人たちなのか、その実態を明らかにする必要があると考え、調査を実行したのです。

法的に有罪が確定し、服役している43名の加害者を対象に調査をおこないました。心理療法士や心理学の専門家が3～4回にわたり面談をおこない、なぜ彼らが暴力をふるったかを解明しようと試みたのです。加害者はこれまで人生の中で、一度も誰からも暴力をとがめられたことがないことがわかりました。少年期に加害者が母親や姉、妹に対して怒りを向けても、周囲の人々は彼の暴力を止めようとしなかったのです。成長した後、彼が妻に暴力をふるうようになっても、誰一人介入しようとはしなかった。こうした過程を経て、暴力の加害者が形成されていくのです。

加害者の中には、自らの怒りの感情をうまくコントロールできないと告げる人もいました。暴力的に生まれついているかのようだ。ナリポッコでは男性のグループセラピー・カウンセリングの手法を用いて、怒りをコントロールするプログラムに着手しようと計画中です。しかしバングラデシュ国内にカウンセラーが不足していることが問題となっています。こうした問題に対応するため、ある大学の心理学部では、将来的に加害者に対応できるような専門家を育成しようという計画もあります。

加害者を対象とした心理セラピーに関しては、継続して実施をすることが困難な現状です。カウンセリングを受ける必要のある人々が、カウンセリングルームに来ることに興味を示さないからです。

研修生（カンボジア）：カンボジアでは、ドメスティック・バイオレンスの加害者を罰することは、めったにありません。夫が稼ぎ手であることから、もし刑務所に入ることになれば、家族全員が苦勞することになってしまいます。経済的に男性に依存しているため、男性の加害者を罰することが困難であるという状況に直面しています。

研修生（カンボジア）：私が言いたいことはひとつ、すなわち 人身取引の加害者はどの国でも同じだということです。彼らを罰するのは困難です。なぜなら、人身取引の被害者である女性が、取引業者からの報復や何らかの不利益をもたらすような行動を恐れて、訴えを起こさないからです。

越智：時間をかけて、男性と加害者について話し合ってきたわけですが、問題は3点あると思います。どの国も予算が限られていますが、その予算を男性の教育に使うのでしょうか、それとも女性の保護のために使うのでしょうか。ふたつめの問題は、女性被害者のバックグラウンドがそれぞれ異なるという点です。つまり、バックグラウンドは多種多様だということです。それならば、男性加害者もまた多種多様ということになり、たったひとつの万能な解決策などあり得ないのではないかと思います。第3の問題は、多くの国で、ある程度の介入がおこなわれていることから、積極的な加害者になることで、ワークショップが罰を回避するための口実になる可能性があるという点で

す。これは良いことではありません。カンボジアでの取組み事例でも触れられていましたが、人を変えるには3年を要します。人を変える、その人の精神構造を変えるというのは、非常に難しい問題です。この問題について議論すれば、簡単ではないということを、私たち全員が納得できるのではないかと思います。

質問9：最後の質問です。今日のシンポジウムに登壇された皆さんはなぜ、暴力を受けた女性への支援や、ジェンダー研究等のテーマに関心をもたれたのですか。きっかけは何でしょうか。

研修生（韓国）：私自身の話ができることを、とても嬉しく思います。かなり長い話なのですが、手短にお話しします。私は児童虐待の被害者です。わずか7歳だったのですが、何か悪いことをして、そのことを隠したために殴られました。この出来事が、私がフェミニスト運動に関わるようになった唯一の理由だとは思っていませんが、私に強い影響を与えたことは事実です。その時から、ジェンダーとセクシュアリティが私にとっての大きな関心事となりました。そこで、大学では女性学を専攻し、入学してからは、フェミニスト運動に積極的に参加するようになりました。こうした運動に関わるようになった最大のきっかけは、性暴力被害者を対象にしているカウンセラーのための研修プログラムに参加したことでした。

その研修プログラムを通じて、暴力の被害者が自分の身に起こった出来事を話せる人を求めているのだというとても重要なことに気づきました。私は、女性たちの話に耳を傾けることで、発言する女性たちに力を与えられるような人になろうと決めました。このようにして私の仕事が始まったわけです。研修中に私は、日本でも韓国でも、フェミニスト活動家の高齢化が進んでいることを知りました。世代交代には、いくつかの困難が伴います。韓国も今そのような状況にあります。そこで、私たちの声を代弁する能力を備えた若い活動家がたくさんいることを、知っていただきたいと思います。そうした人材を発掘して、教育し、皆さまのお話をその人たちに伝えてください。

キャラウェイ：私たちが強調しているのは、個人的に悲劇の影響を受けていなくても、苦悩を断つための努力において、道徳的、倫理的責任を示すことができるという点です。とは言え、私自身、子どもの頃は非常に暴力的な家庭で育ちました。父は言葉によって、また、心理的、性的、身体的に母を虐待していました。そこで当然の成り行きとして、このようなことを二度と起こさないために、他の女性たちに手を差し伸べることができるのであれば、できることを何でもしようと決意したのです。

まずしなければならないことは、女性の人生について真実を語ることです。被害者を非難すると

いう恥ずべき行為を断ち切らなければなりません。男性や少年が女性に暴力をふるうとすれば、その行為は暴力をふるった側にとっての恥です。被害者側の落ち度ではありません。私たちはとにかく、少女であろうと成人女性であろうと、暴行を受けた人を見下すような恥ずべき行為を払拭しなければなりません。私たちは日々、こうしたことに抵抗する姿勢を示していかなければ



ならないのです。もう一度繰り返しますが、被害者を非難するという恥ずべき行為を断ち切らなければなりません。また私たちに起こっていることについて、真実を語らなければなりません。真実を語る必要があるのです。

女性に対する暴力についても、コメントさせていただきたいと思います。あらゆる社会的地位の男性が、女性に対する暴力をはたらいています。政治家、大使、芸術家、建設作業員、アルコール依存症者、薬物使用者、聖職者、大学教授、隣人等、いわゆる異常者に限ったものではなく、女性に対する暴力は、あらゆる社会階層に蔓延しています。そのため、女性に対する暴力をただ単に、錯乱した精神状態に由来するものとして受け止めることはできないのです。実際には、精神が錯乱しているなどということはまったくありません。残念ながら男性は女性に暴行を加える、または女性を攻撃することが許されるのだ、ということが世界各地で許容されています。この事実に対してこそ、私たちは立ち向かっていくべきなのです。すべての男性およびあらゆる階層が対象になります。私はすべての男性が暴力的だと言っているのではありませんが、攻撃的でたくましく、また軍国主義的であることを男性に奨励する、男性的文化というものが存在しています。私たちが怒りの矛先を向けなければならないのは、男性ではなく、女性に対して暴力をふるう男性を称賛し、罪を免れることを許すような男性的文化です。

更生は望ましいことです。カウンセリングを受けることができれば、それは素晴らしいことだと思います。心理学者や精神科医によって指標が与えられることがわかりました。自分自身が暴力的、虐待的家庭で育った男性は、子どもや配偶者に同じ痛みを負わせる確率が高くなります。動物に暴力をふるう男性は、将来、人を対象にする可能性があることを指摘する指標がたくさん存在しています。しかしこれは、一部の限られた少数の人たちだけの話ではありません。最も重要なことは、このことを女性の問題として隔離し、特別なものにしてしまわないことだと思います。というのも、女性のさまざまな問題に人々が関心を向けてくれるのを気長に待っていても、何の結果も得られな

いからです。これは、私たちの文明や私たちの地球を破壊しようとするグローバルな問題です。なぜなら、女性や少女に対する今日のような暴力を許し続ければ、私たちは経済的、精神的、道徳的に生き延びることができなくなってしまうからです。隔離すべき枝葉の問題ではありません。今生きている倫理的な人間がどのようなものであるかを問う、核心的な問題なのです。

付記:竹信氏は国際シンポジウム当日体調不良のため、参加者との質疑応答の前に退席されました。竹信氏の報告に対して寄せられた質問について後日、書面での回答をいただきましたので、報告書に掲載いたします。

1. 被災地での女性の立場をサポートしていらっしゃいますが、男性の立場をお考えになることはあるのでしょうか。居づらさ、不満、男性の中でも意見を言えない、あるいは、女性により威圧を受けている人はいるのではないのでしょうか。少数派かもしれませんが、男性に対するサポートについて意見をお聞かせください。

今回は声が出なかったもので、限られた事実関係だけに絞って報告しました。男性の問題と女性の問題は表裏一体で、たとえば仮設住宅での男性の孤独死が多いというのは、男性が助けを求めることが下手というジェンダー問題に起因していると思われまます。本来は「女性支援」というより「ジェンダー視点の支援」「多様な支援」なのです。つまり、社会的・文化的につくられた性差によって、必要な支援に差が出てくるわけです。ただ、日本ではジェンダー視点といっても意味がわからないと言われがちで、しかも、女性の意思決定への進出度がきわめて低く、女性の状況が極端に見落とされがちな社会の特徴があるので、「女性支援」を入り口として多様な支援の問題を考えてもらおうという切り口をとっています。男性サポートは、父子家庭グループが取り組んでいますが、男性が男性であるがゆえに必要なとする支援もまた重要なポイントで、これから男性グループと連携していかなければならない問題です。この点については、2012年10月に刊行された岩波ブックレットの『災害支援に女性の視点を！』にも多少書きましたので、あわせてご一読いただければ幸いです。

2. 日本はワンストップサービスのような、一つの窓口対応が非常に少ないとのことですが、なぜ、日本はそれができないのでしょうか。原因は何でしょうか。このシステム問題を解消する努力をし

ないと、適切な対応ができないと、日頃の支援活動を通して実感しています。本当に解消してほしい問題です。

なぜできないのか、というのは、やはり女子供にカネを出し渋る政府のありようが、あまりにも長く続いたということでしょう。もっといえば、中所得以下の国民の生活の向上にカネを出さないともいえるかもしれません。政権交代で多少は改善の兆しが見えたとは私は思っていますが、参院とのねじれで逆戻りとなりました。女性運動も全般に政治力が弱く、税金の使い道を変えるために政権を選び直すという視点がいまなお弱いと私は感じています。そもそも政治が身近ではないので、女性が身を粉にして人を支えることにはそれなりに懸命になるのですが、それを政治問題として発展させていく構想力が出てきにくいのです。ここをどうするかが今後の課題です。

3. 自然災害時における女性の支援と暴力というコンテキストでの研究成果は、自然災害を共通問題としているアジアに広く出されるべきだと思いますが、東日本大震災での竹信先生の研究はアジア各国で共有する動きはあるのでしょうか。(もしなければ是非取り組んでいただきたい。)

私はジャーナリストだと自認していて、「研究」といわれるとちょっと気恥ずかしいのですが、おっしゃるように、アジアだけでなく、いわゆる先進国でも、この問題は大きい問題だと思います。今回のシンポジウムを機に、招かれたアジアの専門家の方々とも連絡をとりあって、何か共同行動をとれないものかと相談してみたいです。

閉会挨拶



山根 徹夫

国立女性教育会館 理事

「平成24年度 NWEC国際シンポジウム」の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、シンポジウムにご参加いただき、誠にありがとうございました。国内のみならず海外からも女性のエンパワーメントのための活動をされている皆さまがこのように一堂に会し、交流を深めることができたことを主催者として大変喜ばしく思う次第でございます。

シンポジウムでは女性に対する暴力の根絶に関して、専門的、実践的なお話を伺いました。国立女性教育会館といたしましては今後とも皆さまとの交流を深める拠点としてこの問題に取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、基調講演とパネルディスカッションをお引き受けいただいた皆さま、シンポジウムの開催に当たり、ご後援をいただいた国際協力機構の皆さまに、厚く御礼を申し上げ、閉会のご挨拶といたします。

発表資料

1) 研修生資料

2012 NWEC International Symposium

Report and Recommendations by participants of the Seminar for Gender Equality Officers and Women Leaders in the Asia Pacific Region



27th October, 2012

JICA Research Institute, Tokyo, JAPAN

OUTLINE

1. Framework on Gender-based Violence

- ✓ Domestic violence, sexual violence, trafficking in persons
→ law/policies and implementation
- ✓ VAW is BOTH human rights and development issue
- ✓ Prevention and response

2. Issues

- 2.1 Emerging Issues
 - Media and electronic VAW
 - Lesbian, Gay, Bisexuals, Transgender, Intersex, Queer
- 2.2 Approaches (prevention and response)
 - Men's involvement
 - Services

3. Recommendations to Japan

2012 NWEC International Symposium

2

Media and electronic VAW

- **Powerful in setting the reality and shaping public opinion**
- **Profit-oriented, ratings-conscious and highly patriarchal**
 - women's issues are NOT treated as important
 - normalization of VAW (e.g women as sex objects, victimization of women, stereotypical gender division of labor, use of sexist language)
- **e-VAW is becoming rampant**
 - a new form of violence that uses technology such as mobile phones, Internet, and social media to harass, humiliate and degrade a woman
 - easier and quicker to commit
 - hard to regulate, hard to track down perpetrator

Recommendations:

- Need to have laws to address e-VAW such as anti-pornography, cyber sex, and cyber-trafficking
- Strengthen educational system and awareness raising activities
 - Integrate gender sensitivity and media literacy in the curricula/syllabi especially in Mass Communication, Journalism and Information courses
- Partner with media
 - Conduct trainings to sensitize media
 - Review existing Codes of Ethics or Guidelines especially in coverage of rape crimes and sex den raids

2012 NWECC International Symposium

3

Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender, Intersex, Queer

- LGBTIQs are still **invisible** in many Asian countries while LGBTIQs are **victims of serious violence**
- **Homophobia** (hatred of LGBTIQs) and **hate crimes** on the basis of sexual orientation and gender identity (SOGI)
 - 8 countries with death penalty for homosexuality/lesbianism
 - Punitive rape (raping lesbians in order to reform or make them "real" women)
 - DV (within same-sex couples) more invisible than DV in heterosexual couples; no services for women suffering from violence

Recommendations:

- Need to understand diversity in sexual orientation within the framework of LGBT rights, women's rights and human rights
 - Need for Anti-discrimination laws or policies for LGBTIQs
 - Awareness-raising/Education on diversity, anti-discrimination, and rights – family, community, State, women's groups, government, media, people, donor countries
 - Training for social workers and counselors especially for violence in same-sex relationships
 - Research on the situation of LGBTIQs in order to address issues
 - For JAPAN and other countries – explore mechanisms of addressing the issues of LGBTIQs at home and in countries where death penalty and hate crimes are perpetuated against LGBTIQs
- Possible area for intervention is on going drafting of ASEAN Human Right Declaration
This issue is important if we do not break the silence on LGBTs, we allow the violence to continue

2012 NWECC International Symposium

4

Men's Involvement

Why shall we involve men in VAW?

- VAW is not just women's issue - it is also men's issue
- It involves power relation between men and women
- Socially constructed –men's gender "**machismo**" need to control women
- Gender Equality program may not targeted men who involve potentially in VAW
- Lack of data/indicators to measure effectiveness of program implementation that involving men as key players

Men's Involvement

How to involve men in VAW?

Current Program

- Anger management for men – educate men to manage their anger (Cambodia)
- Gender Equality curriculum are being integrated in police academy - is under the process (Thailand)
- Campaigns:
 - Good men campaign: poster, leaflet, website, etc.. (Cambodia)
 - Targeting potential men to change abusive behavior (Vietnam)

Recommendations

- Perpetrator's program should be taken place after suitable prosecution and punishment
- Campaign should be precisely target as needed (youth, abusers, men in media..)
- Indicators shall be developed to measure the effectiveness of program

Services

Why services need to be provided to women survivors?

- Services are available but hard to access because:
 - Lack of access to information
 - Lack capacity to access: money, means of traveling etc.
- Many service providers has limited capacity, knowledge and skill in order to provide better services (psychological, social and legal..) for the survivors.
- Legal framework is in place across the countries, but degree of implementation is uneven

2012 NWECE International Symposium

7

Services

How to provide better service for women survivors?

Current program

Different services are provided to women survivors: protection, psychological, rehabilitation, health, social, economic empowerment etc.

Recommendations

- Define more systematic approach/networking for better services for women
- Establish/expand one-stop service center for comprehensive services
- Strengthen networks, referral services
- Upgrade skills of service providers
- Increase resources (human, financial..)

2012 NWECE International Symposium

8



Recommendations to Japan

- ♀ Support foreign migrant women in Japan who are vulnerable to human trafficking and violence , with comprehensive, effective , gender sensitive, human rights-based measures.
- ♀ Make commitments to capacity building for gender equality in developing countries, as a major donor country, with Gender and Development (GAD) approach.

Thank you very much.

2) カムルン・ナハール氏資料

Bangladesh の草の根団体による、 女性に対する暴力根絶のための イニシアティブ

カムルン・ナハール
Bangladesh NGO ナリポッコメンバー／弁護士
2012年10月

女性に対する暴力の社会的正当性

女性に対する暴力は、女性の地位を男性よりも下に位置づける社会文化的信念および規範に根差しています。

妻を殴る・蹴るといった行為が、犯罪として深刻に捉えられることはなく、男女とも、それを社会的に容認しています。

「被害者」を非難し、女性にさらなる制約を課すというのが、女性に対する暴力への一般的な対応です。

Naripokkho, Bangladesh, 2012

2

女性の地位

- 詩、文学、歌、演劇、映画等のメディアは、ジェンダーの固定観念を表現し、女性の従属性というイデオロギーを不滅のものにします。
- 女性に対する暴力への脆弱性、社会的偏見、また、財産相続、子どもの親権、婚姻の権利における法律上の差別は、階級、カースト、宗教、民族に関係なく、すべての女性に当てはまります。

Naripokkho, Bangladesh, 2012

3

女性の法的地位

- 平等とアファーマティブ・アクション(積極的是正措置)に関する女性の権利は、Bangladesh 憲法で保証されています。
- Bangladesh は、CEDAW(女性差別撤廃条約)およびCRC(子どもの権利条約)の締約国です。
- 婚姻、婚姻の解消、子どもの親権、相続における女性の権利に関する属人法において、また、子どもまたは夫に国籍を付与する権利、さらには、裁判所での証言の機会において、女性は差別されています。

Naripokkho, Bangladesh, 2012

4

カテゴリー別／年度別暴力事件数

年度	暴力の種類										合計
	結婚特許会に係る暴力	懸かけ	強姦	強姦	強姦殺人	人身取引	殺人	傷害	その他の暴力		
2001	2986	153	1691	3178	20	63	82	63	4722	12958	
2002	4922	232	2236	4095	22	74	90	83	6700	18454	
2003	5869	222	2262	4442	28	74	73	120	7152	20242	
2004	3081	198	1594	3097	17	68	62	134	4564	12815	
2005	3130	177	2069	2796	22	138	97	49	2949	11427	
2006	3417	135	2087	2566	14	107	109	75	2558	11068	
2007	4146	137	2736	3495	33	113	142	74	3374	14250	
2008	4487	120	2874	3387	65	105	131	87	3032	14,288	
2009	4061	100	2772	2900	39	00	139	94	2,693	12,798	
2010	5331	97	3391	3328	25	117	176	120	3768	16353	
2011	7079	88	4109	3638	28	-	280	139	4528	19889	
2012	3448	49	2077	1869	13	-	116	63	2394	10,029	
(1月-10月) 合計	51957	1737	29898	38791	326	959	1497	1101	48425	1,74,691	

出典: 警察庁、Bangladesh 政府

Naripokkho, Bangladesh, 2012

5

女性に対する暴力と闘う組織機構

- 暴力の女性サバイバーに、医療およびケア、法的支援、警察業務等の総合的なサービスを提供することを目的として設立された、ワンストップ・クライシス・センター。
- 女性に対する暴力のサバイバーへの法的支援の提供に、特に重点を置いた、ナショナル・リーガルエイド・プログラム。
- 女性に対する暴力に関する法律の下で審理するために、裁判官または追加裁判官を配置した、地方レベルで設立された特別裁判所。

Naripokkho, Bangladesh, 2012

6

ナリポッコ

- ❖ 1983年5月に設立された、会員制の女性団体
- ❖ 女性の人生経験に基づいて、アジェンダを設定
- ❖ 参加型の集団意思決定
- ❖ 定期討論会
 - (a) 火曜日ミーティング
 - (b) 調整委員会会合
 - (c) 実行委員会会合

Naripokkho, Bangladesh,2012

7

ナリポッコが取り組んでいる分野

- ・ 女性に対する暴力と人権
- ・ 女性の政治参加と代表権
- ・ 女性の健康と生殖の権利
- ・ 環境と開発におけるジェンダー問題
- ・ 文化の政治と女性の代表権
- ・ 共同体の調和

Naripokkho, Bangladesh,2012

8

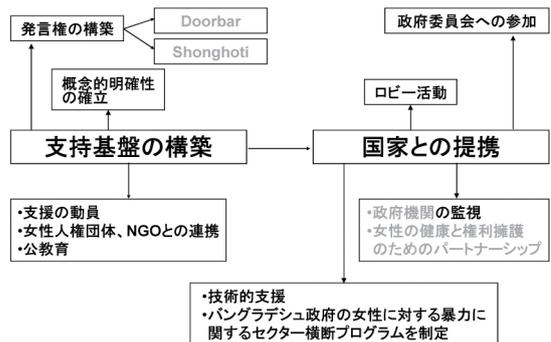
女性に対する暴力に関するナリポッコの見解

- 女性に対する暴力は犯罪であり、女性やその家族、または国家に対する名誉喪失をもたらすものではありません。
- 暴力にさらされている女性はサバイバーであって、被害者ではありません。政策やプログラム、姿勢、行動、さらには、私たちが使用する言葉の中に、この点を反映させなければなりません。
- サバイバーに発言の機会を与え、実態を目に見えるようにすることが、女性に対する暴力との闘いにおける重要な側面です。
- 国家は、女性や少女が有する、暴力から解放された生活を送る権利を尊重、保護、遂行するという明確な義務を負っています。

Naripokkho, Bangladesh,2012

9

女性に対する暴力の根絶:ナリポッコの戦略的枠組み



Naripokkho, Bangladesh,2012

10

支持基盤構築のためのイニシアティブ

- 1995年、ナリポッコは女性団体の全国会議を主催し、同会議において、女性のための独立した要綱の作成が提案されました。
- 1996年、ナリポッコは、女性に対する暴力の問題と女性の政治的エンパワーメントに取り組むために、「Doorbar」(「不屈」の意)という名の、女性団体から成る全国的なネットワークを形成しました。
- 現在、このネットワークを構成しているのは、全国から集まった、地方レベルで社会的に疎外された草の根の女性たちとその団体、計535のメンバーです。

Naripokkho, Bangladesh,2012

11

女性に対する暴力根絶のための戦略

- ・ サバイバーおよびその家族との接触
- ・ (必要ならば)加害者とみなされる人物およびその家族との接触
- ・ 事案の実情調査
- ・ 地方行政機関および法執行機関との接触
- ・ 政府機関の監視
- ・ サバイバーが訴訟を起こせるように支援

Naripokkho, Bangladesh,2012

12

続き

- ・ 人間の鎖、集会、デモといった、抗議活動の組織
- ・ メディアを動員して、警察および行政当局に圧力をかける
- ・ 当局への覚書の提出
- ・ (可能ならば)地方議会議員への相談
- ・ 地元で仲裁手続きをとれるように支援
- ・ 治療に関する、また、医師による十分な法的検討がなされたことを証明できるように働きかける

Naripokkho, Bangladesh,2012

13

抗議活動



Naripokkho, Bangladesh,2012

14

意識向上活動



概念的明確性の確立



女性に対する暴力についての宣誓



人気の劇場



中庭ミーティング

Naripokkho, Bangladesh,2012

15

硫酸による暴力

- ・ 硫酸は非常に腐食性の大きい化学薬品で、相手(主に女性や子ども)への腹いせとして、その容姿を損なうために用いられることがよくあります。硫酸をかけられた人の容姿は一生変形したまま残ります。
- ・ このような攻撃は多くの場合、性的な誘惑や結婚の申し込みに対する拒絶、持参金の不払い、土地をめぐる争いなどが引き金になります。
- ・ 硫酸による暴力の件数は減少しているものの、今なお2.5日に1回の頻度で発生しています。

Naripokkho, Bangladesh,2012

16

硫酸による暴力への取り組み

- ・ ナリポッコは1995年以来、硫酸による暴力を受けた女性と協力して、この問題の可視化を進めるとともに、暴力を受けた少女や女性が発言権を持てるよう取り組んでいます。
- ・ 硫酸による暴力を受けた女性への治療や再建手術を推進するため、アシッド・サバイバー財団(ASF)のような制度的な仕組みを作るよう提唱しています。

Naripokkho, Bangladesh,2012

17

アシッド・サバイバー財団(ASF)

- ・ 人権を土台としたASFのキャンペーンは前例のない数多くの制度改革や政治改革につながりました。
- ・ ASFは、医療、心のケア、経済的再生のための法的支援と金融支援、エンパワーメントなど、包括的なサービスを提供しています。
- ・ バングラデシュは2002年に2件の法律、すなわち①刑罰の強化と刑事訴訟の改善を定めた法律、②硫酸を簡単に入手できなくするための法律を制定しました。
- ・ ASF/バングラデシュの成功をもとに、ウガンダ、カンボジア、パキスタン、ネパール、インドにも同じような組織が設立されています。

Naripokkho, Bangladesh,2012

18

強み

- ・ 女性に対する暴力を防止するための各委員会は、さまざまな分野の専門家構成されていることから、あらゆるレベルの人々との効果的な関係が維持されています
- ・ あらゆる種類の暴力事件に向き合い、紛争解決を図ることのできる、強力なリーダーシップ能力があります
- ・ 新たなリーダーシップを発揮することで、組織内だけでなくネットワーク内にも、従来型のリーダーシップ発展の延長線上にはない、新しい活動範囲が生み出されます
- ・ 効果的なコミュニケーションを通じて、警察や病院からの行政支援を受けることができます
- ・ 紛争解決、意思決定、擁護、実情調査のスキルが著しく向上しています

Naripokkho, Bangladesh,2012

19

課題

- ・ 支援体制および指針のさらなる強化が必要です。
- ・ 小規模な団体の中には、通常の組織活動を継続するための資金を要求していないところがあります。そうした問題が存在することから、これらの団体は、日々弱体化しています。
- ・ 個々の問題に対して各団体が打ち出す概念的明確性のレベルにばらつきがあります。
- ・ 団体の中には、規模が非常に小さく、管理能力が水準に達していないところがあります。

Naripokkho, Bangladesh,2012

20

ありがとうございました

Naripokkho, Bangladesh,2012

21

3) 竹信三恵子氏資料

震災と女性への暴力

和光大学・竹信三恵子

女性支援グループの報告から

・避難所のプライバシー問題→着替えや授乳場所の欠如

- * 被災者が声を上げにくい状況:トイレへの目隠しを申し出られない女性被災者→「わがままと思われるといられなくなる」
- * →「被災者はひとつだ、間仕切りなんて水臭い」と言った男性リーダー
- * 女性の無償労働の搾取

政府の取り組み

3月16日:女性のニーズを踏まえた災害対応について関係機関に働きかけ

- * 自治体に女性の悩み相談窓口、性暴力、DVなどへのホットライン
- * 被災地の妊産婦の避難受け入れ要請
- * 被災地での女性自衛官・警察官の派遣
- * 好事例の収集・周知など
- * 間仕切りの支給

「被災時の性暴力」への対応

メディア:「レイプやDVは起きていませんか?」

- * 警察庁:「3月11日から4月15日現在まで、岩手、宮城及び福島県の3県において、強姦及び強制わいせつの認知件数は、前年同期よりも大幅に減少している。また、被災した避難所等に避難している女性を被害者とした強姦及び強制わいせつの発生は把握されていない」

東日本大震災女性支援ネットの調査

・避難所で

→性関係の強要でなくとも、ちょっとした親切を施した上で、自分の身のまわりに居ることを強要/男性が隣に寝に来る/からだを触る/授乳の注視/のぞき/医療ボランティア女性への検査中のセクハラなどボランティアの女性に対する性暴力

- * 破壊された町の路上、仮設住宅周囲の暗い道での被害

DVをめぐって

- * 身体的暴力
- * 経済的暴力(義援金や生活費を渡さないなど)

避難所での上下関係

- * 支援男性からその立場を利用したの被災女性へのパワーハラスメント
- * 仮設住宅の一人住まい女性への嫌がらせ

子どもへも加害

- * 顔見知りでない避難者からストレスのとぼちりを受け、怒鳴られたり、たたかれたり
- * からだを触られる・キスをされる
- * 下着を脱がされる(男の子も含む)
- * トイレについてくる
- * のぞかれる、
- * 仮設住宅への帰途街灯のない道でおそわれるなど

研修などに必要な対応

- * 日ごろからの防災研修・訓練で、防災・危機管理部門の職員、一般の行政職員、男女の地域リーダー、医療看護の関係者、男女共同参画センター職員向けにも「女性・子どもへの暴力」防止のテーマを
- * 災害・復興時における女性や子ども・障害のある女性などへの暴力防止の指針の必要性。

DVに必要な対応

- * DVは震災をきっかけに、内閣府やシェルターネット、しんぐるまざーず・ふぉーらむなどの官民の相談事業が広範囲に実施され広範囲に実施され顕在化
- * 官民の相談支援体制は各県によって温度差

性暴力に必要な対応

- * 性暴力に関して、避難所等で、地域の年配の女性に相談しても「我慢しろ」、「(被害にあうのは)当たり前のことだ」「若いから当然」。警察の対応も各県で差。性暴力とその被害についての認識は浸透していない。
- * 性暴力について地域の隅々までDVや性暴力についての意識を高める取り組みが必要。
- * 日ごろからの各地における相談体制の整備や、警察・医療、各種相談機関の連携の充実

毛布の間仕切りはできたが



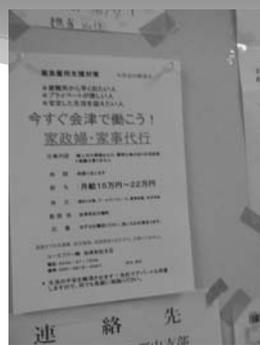
避難所で手芸を教えながら悩みを聞く支援NGOたち



段ボールの間仕切り



段ボールの授乳室と家事労働者募集



女性に対する暴力対策の今

- * セクハラ、DV、レイプ、痴漢などが女性に対する暴力であるという認識はある程度浸透
- * 中身の理解は極めて不十分
- * 解決のための法制度も資金も不備
- * 量的質的支援強化の必要

女性に対する暴力専門調査会報告のポイント(2012年7月)

- * 親告罪を非親告罪にするなど強姦罪の見直しによる性犯罪への厳正な対処
- * ワンストップ支援センターのサービス設置促進、二次被害の防止

量質とも足りない女性と暴力への対応

(和光大学教授、東日本大震災女性支援ネットワーク共同代表・竹信三恵子)

1. 東日本大震災に見る女性への暴力

①避難所でのプライバシー

- ・ 間仕切りが使えない、プライバシー空間を持たない避難所の存在 = 「わがまま」論、個人の尊厳を認めない、「家族なのに水臭い」？
- ・ 無料相談の広報体制の不足、無料電話の設置場所はだれでも聞ける通路

②雇用の不足にからむ人権侵害的な状況の可能性

2011年6月3日付『毎日新聞』夕刊：仙台市で被災した女性（三九）に売春をさせていたとして、東京都江戸川区のバーの経営者が売春防止法違反で逮捕。女性は自宅の家具の修理などで貯金を使い果たし、勤務先の工場も被災して失業。仙台では仕事が見つからず、携帯電話のサイトでお金になる仕事とPRしていた同店を知って上京し、売春を求められ、賃金を受け取るまではと働き続けた。

③性暴力をめぐって

- ・ 女性警察官・自衛官の派遣要請。4、5月には性暴力の発生はないとの報告。ネット上での性暴力情報は根拠がなく、摘発の可能性もあると広報
- ・ 警察の数字と女性支援者の体験とのかい離
 - 4月末時点での警察庁報告：阪神大震災時点で「性犯罪は減少」／東日本大震災3月11日から4月26日現在まで強姦及び強制わいせつの認知件数は去年同期より大幅に減少
 - 「全国女性相談研究会」メンバーの報告
 - 福島では震災1カ月後にDV加害者の男性が被害女性をさがしに避難所へ。自治労の男性支援者に頼んで出て行ってもらう／ホテルに避難した家族が個室内でDV（周囲から相談）／妻がマッサージを受けていると夫から執拗な電話／5月には連続婦女暴行の相談も。
 - 被害届を出さないと事件にならず、統計に反映されない、声を上げると避難所にいづらくなる、女性の一部支援者からまで「男の人はいらいらしているのだから」と我慢を求める声／カウンセリングに出かけた女性たちにも露出で嫌がらせ。
- ・ DVの夫の避難所への侵入→「措置」ができず、公的シェルターを使えない
- ・ 7月、強姦致傷事件、8月には仮設でDV殺害事件発生。

・東日本大震災女性支援ネットワーク調査チームの調査

(2011年11月～2012年6月末まで、アドバイザー正井礼子、実施は吉浜美恵子、ゆのまえ知子、池田恵子、柘植あづみ／参考資料：竹信三恵子・赤石千衣子編「災害支援に女性の視点を！」(岩波ブックレット、2012)

→DV：身体的暴力と経済的暴力（義援金や生活費を渡さないなど）

→避難所：性関係の強要でなくとも、ちょっとした親切を施した上で、自分の身のまわりに居ることを強要／男性が隣に寝に来る／からだを触る／授乳の注視／のぞき／医療ボランティア女性への検査中のセクハラなどボランティアの女性に対する性暴力

→破壊された町の路上、仮設住宅周囲の暗い道での被害

→避難者同士でも力関係に上下／支援男性からその立場を利用しての被災女性へのパワーハラスメント／仮設住宅の一人住まい女性への嫌がらせ

→子どもへも加害（顔見知りでない避難者からストレスのとばっちり。怒鳴られたり、たたかれたりのほか、からだを触られる・キスをされる、下着を脱がされる（男の子も含む）、トイレについてくる、のぞかれる、仮設住宅への帰途街灯のない道でおそわれるなど）

→必要な対応：研修・訓練で、防災・危機管理部門の職員、一般の行政職員、男女の地域リーダー、医療看護の関係者、男女共同参画センター職員向けにも「女性・子どもへの暴力」防止のテーマを。災害・復興時における女性や子ども、障害のある女性などへの暴力防止の指針の必要性。

→DVは震災をきっかけに、内閣府やシェルターネット、しんぐるまざーず・ふぉーらむなどの相談事業が広範囲に実施され顕在化。官民の相談支援体制は各県によって温度差

→性暴力に関して、避難所等で、地域の年配の女性に相談しても「我慢しろ」、「(被害にあうのは)当たり前のことだ」「若いから当然」。警察の対応も各県、各地域で差。性暴力とその被害についての認識は浸透していない。

→地域の隅々までDVや性暴力についての意識を高める取り組みが必要である。日ごろからの各地域における相談体制の整備や、警察・医療、各種相談機関の連携の充実

★女性に対する暴力についての一定の認知は進んだが、内実の理解は浸透していない。その結果、法による厳正な対処や支援制度は質量ともに不足。

2. 女性に対する暴力専門調査会報告（2012年7月）のポイント

①親告罪を非親告罪にするなど強姦罪の見直しによる性犯罪への厳正な対処

②ワンストップ支援センターのサービス設置促進、二次被害の防止

4) 大津恵子氏資料

支援の現場からみる人身売買

人身売買禁止ネットワーク(JNATIP)共同代表
女性の家HELP元ダイレクター

大津恵子

1

- 1956年売春防止法公布
売ってはならない。買ってはならない。
女性だけが罰せられる片罰性(5条違反)

2

女性の家HELPについて

- 日本キリスト教婦人矯風会の創立百周年記念事業として1986年4月に開設。
- 国籍を問わない女性と母子のための緊急避難の家として安全な場所と暖かい食事を提供。また必要な支援を実施。
- 入所者は日本人と外国籍の女性と母子。人身売買やDVの被害者や住む場所がない女性などさまざまなニーズに対応。
- 人身売買で被害を受けた女性はほとんどが大使館か警察を経由して入所。

3

女性の家HELPとタイ人女性

開設初期10年はタイ人女性が多数入所。

	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	小計
タイ		9	144	131	119	270	210	220	160	106	1363
フィリピン	83	99	52	13	16	10	14	25	14	9	335
外国人小計	88	125	203	152	143	299	271	263	191	140	1875

国別HELP利用者数(1986.4.1-1995.12.31)『来日アジア人女性に関する調査研究報告書』p6, 第二東京弁護士会 1997年

4

1997年以降のHELPにみる 人身売買問題

- 1997年から2004年7月までにHELPを利用したタイ人女性99人の資料統計(JNATIP人身売買データブック部会)
 - 今年持たれた警察庁コンタクトポイント会議での内容が変わっていない。
「人身売買組織(ブローカー、エージェント)」を「移住労働」手段として利用。「他に選択肢がないため」。
- 日本行きの動機や告げられる日本での就労内容はさまざまである。だが、来日した途端、「借金」を負わされ、返済をせまられて強制労働(売春含む)、監禁、脅迫、暴力など奴隷的状态を強要される。

5

HELPを利用した女性たちの状況 1

借金の額

300万未満	2
300万以上400万未満	3
400万以上500万未満	23
500万以上600万未満	15
600万以上	1

女性たちは平均400万円以上の「借金」を負わされ「返済」しない限り自由になれない。「借金」を根拠に「逃げたら殺す」「逃げたら(タイの)家に火をつける」などの脅迫、暴力、監禁等が行われる。

年齢

17歳以下	5
18～24	25
25～29	21
30～34	16
35～39	2
40～44	2

年齢は、17歳以下の児童が5名のほか、18歳以上30代前半までがもっとも多い。

6

HELPを利用した女性たちの状況2

- 入国から帰国までの期間では、入国一ヶ月未満と短期間で救援を求めて逃げ出した女性が多い
 - 出国前に予測していなかった状況に置かれたことが伺える。
 - 「強制的に売春させられ、返済のために売春料金は相殺され、お金を全くもらえなかった」
 - 「働かなければ20万円の罰金、4ヶ月以内に借金を返済しなければ20%の利子を罰金に科された」
 - 「1日に10人以上の相手をしなければならなかった」
 - 「できるだけ多くの客をとらないとリンチされた」
 - 「そのまま働き続けたら狂ってしまうと思った」

7

HELPを利用した女性たちの状況3 精神状態

- HELP入所者を「出発前の約束と違うから逃げた」とだけ括ることはできない。
- 監禁、常時監視状態などで精神的にも極限状態に置かれている場合が少なくない。
 - 「どこにいても監視されている気がした」
 - 「仕事の時間は夜、休み時間は2、3時間だけ」
 - 「昼も夜も働かされた」
 - 「ヤクザが管理している道で客を誘わなければならない」
- HELPに来て、そこが転売の場所だと勘違いし、安全な場所であることを信じられず、逃げだそうとしたり、刃物を自分や寮母に向けたりして自分を守ろうとした女性もいる。

8

買春者の需要について

- 若い人ほど容認している。
- セックスツアーあることについて知らない。
- 売春防止法を知らない
- 性サービスを売ること買うことへの考え
- 男性の半数が性的サービスを買うことを構わないと考えている。
- 約4割が売春することを構わないと考えている。

人身売買禁止に向けて

- 法整備
 - 包括的な「人身売買禁止法」の提案
 - 刑法改正の中の「人身売買禁止」項
- 「人身売買被害者保護・支援行動計画」への提言
- 2004年人身取引政策行動計画
 - 2010年行動計画の見直し
 - 強制労働と偽装国際結婚の項目が入った
- 人、とくに女性と子どもの人身売買に関する特別報告者ジョイ・ヌゴジ・エゼロ提出の報告書*
(2010年6月)

10

団体概要

- 団体名
- JNATIP (人身売買禁止ネットワーク)
- 共同代表・運営委員
- 共同代表： 戒能民江 吉田容子 大津恵子
 - 運営委員： 稲葉奈々子 川上園子 斎藤百合子 玉井恵子 原由利子 藤原志帆子 藤本伸樹 丹羽雅代 森田明 百瀬圭吾

2009年
7月現在の
加盟団体

女性会議会津マスクウィアアジア・ファウンデーション日本事務所 アジア女性資料センター アジア女性自立センター アジア女性センターFAHこずす社団法人アムネスティ・インターナショナル 日本移住労働者と連帯する全国ネットワークACE(Action Against Child Exploitation) (特活)ADP委員会エグザクト・ジャパン 関西OAPP人間の安全保障と搾取的移住労働研究会 京都YWCA・APT クローバー (外国人労働者支援ネットワーク大阪) 国際子ども権利センター 子ども性の性と命の教育コミッティ(OESA) コングレガシオン・ド・ノートルダム女性エンパワメントセンター福岡 女性の家サーラー-SWASH(Sex Work and Sexual Health) 世界女性会議岡山連絡会 タイ女性の友てのひら～人身売買に立ち向かう会 東京YWCA 反差別国際運動日本委員会(IWADR-JC) 北京JAC ボラリスジャパンアジアの女性と子どもネットワーク 社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

事務局連絡先 〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1【戒能研究室気付】
090-1439-6149(安住) yahagiymiko@hotmail.com

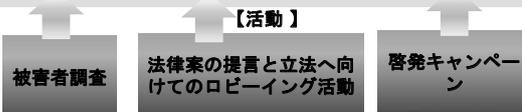
©2009 JNATIP

11

人身売買禁止ネットワーク(JNATIP)について

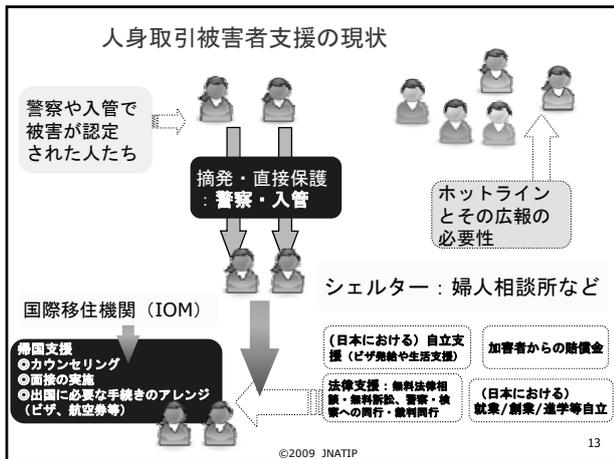
2003年10月設立
【ミッション】

日本における人身売買の実態を明らかにし、被害の防止、被害者の救済と保護、加害者の処罰等を盛り込んだ実効性ある法律の制定を目指しています



©2009 JNATIP

12



JNATIPからの提言

被害者の精神的・身体的疾患

- ・HIV/AIDS等の感染症、薬物依存など
- ・被害者の母国語を解するスタッフがいない
- ・医療・生活費予算がなく、就労は認められず自立に向けた制度がない
- ・無償での法的支援、手続きに必要な期間の滞在費、母国での安全確保が不十分であり、法的手段は現実には困難

社会の認識不足

人身取引問題に関する教育・啓発活動

- ・人権教育：義務教育に限定せず、社会教育、青少年教育の中で人身取引問題の啓発
- ・教材：人身売買に関する適切な解説を中等教育（中学、高校を含む）の教材の中に盛り込む
- ・予防教育：日本人児童や女性の被害者も警察が保護していることを踏まえ、予防教育の一環として啓発に組み込む

人身取引被害者と認定された者への医療的、心理的、法的支援および職業訓練の強化拡充

14

人身売買被害者保護の課題

被害者の認知

- 婦人相談所、入管、警察における認知の違い
 - 事例1：A県のタイ人女性の事例
警察に駆け込む→婦人相談所へ→婦相は被害者と認知せず入管へ→入管は認知し大使館へ→HELP
 - 事例2：B県のタイ人女性の事例
警察の留置所に被疑者として長期拘留後、入管へ→入管で被害者と認知し大使館に連絡→HELP

被害者なのに被疑者として扱われたことへの精神的ダメージと健康被害（性感染症の悪化）

15

人身売買被害者保護の課題

1. 保護施設での対応

- 多言語への対応する
 - タイ語、タガログ語、英語（内部で対応可能）
 - インドネシア語、その他の言語（外部に依頼：通訳費用の発生）
- 保護施設内の生活の質の向上の必要
 - アートセラピーなど、精神的安定をもたらすもの
 - 自分で食べたいものを調理すること（調味料などの準備）→多文化への対応
 - 職業訓練プラン→帰国後に役立つスキル提供のために何ができるか？（滞在長期化のため）

16

人身売買被害者保護の課題

2. 医療支援

- 無料低額診療制度の限界
 - 適用できる医療機関で利用しにくい
 - 緊急時や夜間休日は利用しにくい
 - 通院するまでに、他の感染症への感染
事例：水疱瘡に感染した女性
 - メンタルな症状、疾患への対応への限界

その結果、

- 近隣のクリニックでの受診（医療費をHELPが負担）
（性感染症の治療、HIV/AIDS検査）
- 付き添いや通訳費用をHELPが負担

17

人身売買被害者保護の課題

3. 法的支援

- 積極的な法的救済や法的支援は、行動計画に明示されていない。
- 被害者本人が刑事告発、民事訴訟を望んでも、滞在の長期化および滞在中の生活の質の向上が望めないため、あきらめて帰国する。
- 入管や警察等での取り調べや調書が、具体的に被害者への被った被害への賠償に結びつかない。
- 被害者は何度も同じ質問に答えなければならない。被害の取り調べの簡素化は可能か？
- 現状では、帰国日が決定してから、特別在留許可が与えられている。

18

人身売買被害者保護の課題

4. 帰国支援

- すべての女性が帰国を望んでいるのではない。
 - 他に選択肢(職業訓練や法的救済)がないから、帰国する。
 - 帰国を条件としない特別在留資格の弾力的な運用は可能か？
- 人身売買再発防止の必要
 - 事例: 帰国後のブローカーらの追跡により安定した生活が営めない。生活困窮で日本行きを希望しつつあるという電話連絡。
 - 帰国に関しては、IOM(国際移住機関)

19

結論

人身取引対策をより効果的なものにするために

- 被害者がいずれの地域や機関に保護されても同じ質の保護・支援を受けられるようにする。
 - 民間保護施設の被害者対応情報やスキルの共有化
 - 支援の連携
 - 帰国支援-IOM(国際移住機関)
- 被害者支援のための予算的措置
 - 被害者が多く発生する地域を重点的に
 - 民間保護施設への継続した委託と予算的支援を
- 国を超えた支援の連携
 - 被害者の出身国との連携が必要
 - たとえばタイの取り組みに習う

20

ご静聴ありがとうございました。

21

グレーゾーンの被害者とは

現在の行動計画
(2004年)
のものとTIP

グレーゾーンにいる
TIP被害者

外国人・女性・性的搾取

元被害者

(例: 売春をさせられる店から逃げ出して、自ら飲食店などで働いていた場合など)

外国人・男性・
労働搾取

日本人・女性・
性的搾取

(性風俗産業やポルノ出演等
での搾取)

日本人・児童・
性的搾取

養子縁組の一部

外国人・女性・
労働搾取

(研修生・実習生および、飲食店などでの
売春を伴わない接客の強要など)

国際結婚の一部
(第三者が媒介)

HELPが支援した外国籍女性

	総数		国籍別内訳			
1996年	15	タイ: 9	コロンビア: 5	香港: 1		
1997年	15	タイ: 7	コロンビア: 5	韓国: 1	台湾: 1	中国: 1
1998年	12	タイ: 8	コロンビア: 3	韓国: 1		
1999年	19	タイ: 5	コロンビア: 4	韓国: 1	台湾: 7	メキシコ: 1 ルーマニア: 1
2000年	11	タイ: 2	コロンビア: 9			
2001年	35	タイ: 17	コロンビア: 17			ルーマニア: 1
2002年	26	タイ: 16	コロンビア: 7		中国: 1	メキシコ: 1 ペルー: 1
2003年	26	タイ: 16	コロンビア: 7		中国: 1	メキシコ: 1 ペルー: 1
2004年	25	タイ				
2005年	21	タイ	インドネシア			
2006年	3					
2007年	3					
2008年	1					
2009年	1	タイ: 1	2.5%(入所者のうち)			
2010年	3	タイ・韓国	5.6%			
2011年	2	タイ: 2	6.0%			
2012年	2	タイ: 2	7.0%			

ポスター展示

カンボジア、韓国、フィリピン、タイ、ベトナムにおける
女性に対する暴力撲滅のためのベストプラクティス

National Women's Education Center of Japan 2012NWEC International Symposium

ご挨拶

本日はお忙しい中、平成24年度NWEC国際シンポジウムにご参加いただき、まことにありがとうございます。会場に展示したポスターは、国立女性教育会館が実施した「平成24年度アジア太平洋地域における男女共同参画推進官・女性リーダーセミナー」の成果の一部です。カンボジア、韓国、タイ、フィリピン、ベトナムから参加した研修生が作成した、女性に対する暴力撲滅に向けたベスト・プラクティスや政策についてまとめたポスターを展示しています。



1993年にウィーンで開催された「世界人権会議」において「女性に対する暴力は人権侵害である」との宣言がなされて以降、この分野での取り組みが各国で展開されています。また、2013年3月にニューヨークの国連本部で開催される「第57回国連女性の地位委員会」でも、女性と女兒に対する暴力の根絶が本会議のテーマとして議論される予定です。

この展示が、男女共同参画を推進するための課題のひとつである女性に対する暴力の根絶に向けた歩みを進める一助となれば幸いです。どうぞごゆっくりご覧下さい。

2012年10月
独立行政法人 国立女性教育会館
理事長 内海房子

Message from the President

I wish to extend my sincere gratitude to everyone for taking the time to join the FY2012 NWEC International Symposium today. The posters on display at the venue is one of the outputs from the FY2012 Seminar for Gender Equality Officers and Women Leaders in the Asia Pacific Region, which was sponsored by the National Women's Education Center of Japan (NWEC). The posters were produced by seminar participants from Cambodia, South Korea, Thailand, Philippines, and Vietnam and address best practices and policies related to the elimination of violence against women.

Countries throughout the world have taken steps to tackle this issue ever since it was declared at the 1993 World Conference on Human Rights in Vienna that violence against women is a violation of human rights. Furthermore, the elimination of violence against women and girls is scheduled to be a major topic of discussion at the 57th session of the United Nations Commission on the Status of Women to be held in March of 2013 at the United Nations Headquarters in New York.

It is my hope that this exhibition proves to be of some help in taking steps to rid the world of violence against women, which is one issue that must be addressed in the pursuit of gender equality.

October 2012
Fusako Utsumi
President, National Women's Education Center



Women's Empowerment for Justice Experience from Cambodian Women's Crisis Center

1. Many Cambodian women are suffered from all form of violence. They find it difficult to access to services that would help them to rebuild their lives.



2. CWCC provides comprehensive (psycho- social and legal) services for women survivors to enable them access to justice and to rebuild their lives.



3. CWCC monitor staff provides psychological and legal counseling to women survivors/clients and interview them to formulate their case. If the clients could not go back home then CWCC provides temporarily safe accommodation in the drop in center.



6. While staying in the shelters clients receive psychological and legal counseling, vocational training: sewing, cooking, beauty salon and so on.



7. Clients attend literacy class in the shelters and their small children attend Day Care class. For school age children CWCC reintegrate them at local schools nearby the shelter.



9. CWCC reintegration staff conducts community/family assessment to ensure that the client can be reintegrated safely. Then they will cooperate with staff of Ministry of Women's Affairs and Ministry of Social Affairs to accompany clients to their chosen communities.

10. Reintegration staff facilitates reintegrated clients to form as Self-Help Group with other vulnerable women to share life experience and work together to combat violence.



4. If the clients decided to file complaints against perpetrators, CWCC legal staff and lawyers assist them to formulate complaints to be submitted to the court. In case the clients could not go back home they could stay in CWCC's safe shelters.



5. CWCC's lawyers represent clients in the court and assist them to get justice.



8. CWCC provides training on small business management and assist clients to prepare for reintegration.



11. When possible, reintegration staff facilitates members of self-help group to form as group business. By involving in group business, women are economically empowered so that they will be self dependent and dare to combat all form of violence against them.

Supported by



正義を得るための女性のエンパワーメント カンボジア女性クライシスセンター (CWCC) の経験より



1. カンボジアの女性の多くが、あらゆる形態の暴力に悩んでいます。彼女たちは、自身の生活再建の助けとなるサービスの利用が困難な状況に置かれています。



2. CWCCは、女性のサバイバーが、司法制度を利用し、自身の生活を再建できるよう、包括的な(精神的・社会的・法的)サービスを提供します。

3. CWCCの監視担当職員は、女性のサバイバー/クライアアントに精神的・法的カウンセリングを行い、また、面接することで、それぞれのケースに応じた対策を立てます。クライアアントが自宅に戻ることができなければ、CWCCが、センター内にある安全な一時滞在施設を提供します。



5. CWCCの弁護士は、法廷でクライアアントの代理人となつて、正義を勝ち取るよう、クライアアントをサポートします。

6. 避難施設に滞在中、クライアアントは、精神的・法的カウンセリング、および、裁縫、調理、美容サロンの職業訓練を受けます。



6. 避難施設に滞在中、クライアアントは、精神的・法的カウンセリング、および、裁縫、調理、美容サロンの職業訓練を受けます。



9. CWCCの社会復帰担当職員は、クライアアントが安全に社会復帰できるよう、コミュニティ/家族に対する評価を実施します。その上で、女性省および社会問題省の職員と協力して、自分自身が選んだコミュニティへと向かうクライアアントに同行します。

10. 社会復帰担当職員は、社会復帰を果たしたクライアアントに対し、他の脆弱な立場にある女性とともに自助グループを形成して、人生経験を共有し、互いに協力することで、暴力に立ち向かうよう促します。



11. 可能な場合、社会復帰担当職員は、自助グループのメンバ-に対してグループで起業することを奨励します。グループでの事業に関わることで、女性は経済的にエンパワーされ、その結果、自立し、自分に向けられるあらゆる形態の暴力に、恐れることなく立ち向かうことができるようになりますと考えられます。

後援団体:



Silence is the Killer!

Speak Out & Step Up to Stop VAW

Making Laws and Policies Work



- Enacting laws for preventing SV, protecting victims and punishing the crimes (1993)
- Enacting laws for preventing and punishing Sexual Harassment in workplaces (1995)
- Enacting laws for preventing DV, protecting victims and punishing the crimes (1997)
- Enacting laws for preventing Sexual Traffic, protecting victims and punishing the crimes (2004)
- Abolishment of Hoju System-the traditional family registry system by revising the Civil Law (2005)
- Enacting municipal ordinances on VAW (2009-)
- Legal initiatives

1. Adoption of "punishment first", "arrest first" principles on DV cases
2. Elimination of "requiring a victim's complaint for prosecution" on SV Acts
3. Making "an exceptional clause of false accusation" on SV Acts
4. Enacting the law for preventing and punishing "Stalking"
5. Building a separate support system for victims of VAW by reforming social security and welfare services

Strengthening Education to Raise Awareness of VAW and Train Activists



- Education programs for VAW counsellors (1983-)
- Sexuality and Human Rights Education programs for teenagers (1995-)
- Sexual harassment prevention education for employees especially in public sector
- Dating violence prevention education focusing on college students
- Educational initiatives

1. Developing integrative education programs dealing with all kinds of gender violence
2. Strengthening education and developing practical manual for investigative officers
3. Implementing VAW prevention education as a regular course in school and expanding mandatory subjects of the education

Strengthening Protection and Empowerment of Victims/Survivors



- Opening the first shelter for DV victims in Korea (1987-)
- Feminist counseling (individual, group) (1983-)
- Legal and medical assistances
- Empowerment & Healing programs: Women's Studies, art therapy, yoga, self-peaceful interaction etc.
- Mutual support groups of survivors (1987-)
- Initiatives for supporting victims

1. Mainstreaming of feminist counseling on counseling field
2. Vitalizing the one-stop service system
3. Strengthening victims's safety by cobating against e-government
4. Lifting survivors' voices by activating survivors' groups

Promoting the Use of Media to Raise Awareness of VAW



- Making films(1987-) and holding film festival for women's rights, 'fiwom' (2006-)
- Development of DV mobile homepage and Smartphone Apps of dating violence 'Date UP Date' (2011)
- Making and broadcasting DV prevention public service advertisement (2011)
- Initiatives for promoting media movement

1. Strengthening mass media monitoring such as news, dramas, etc.
2. Increasing PR activities using SNS
3. Raising budgets for nationwide public service advertisements on the prevention and eradication VAW

Activating Local Movement (2002~)



- Training programs for local feminist movement
- Monitoring local government's budgets and policies
- Campaigns and local events for raising awareness of VAW
- Initiatives for promoting local movement

1. Activating local feminist groups
2. Expanding public education and campaigns about VAW
3. Increasing activists' participation in local policy-making process

Raising NGOs' Power and Solidarity



Intiatives for making our voices heard

1. Consolidating NGOs' independence from the government by Increasing members who support and participate in anti-VAW movements
2. Promoting solidarity among anti-VAW advocacy groups at the international, regional, local levels and taking joint actions
3. Collaborating with other groups in civil society and calling their attention to VAW issues

沈黙は殺人である！

女性に対する暴力（VAW）を止めるために、声を上げて一歩前に踏み出しましょう

法の整備と政策の策定



- ・ 性的暴力（SV）の防止、被害者保護、犯罪処罰のための法律を制定（1993年）
 - ・ 職場でのセクシャル・ハラスメントを防止、処罰するための法律を制定（1995年）
 - ・ 家庭内暴力（DV）の防止、被害者保護、犯罪処罰のための法律を制定（1997年）
 - ・ 性的人身取引の防止、被害者保護、犯罪処罰のための法律を制定（2004年）
 - ・ 民法改正により、伝統的な家族登録制度である戸主制を廃止（2005年）
 - ・ VAWに対する市町村条例を制定（2009年～）
 - ・ 法的イニシアティブ
1. DV法において、「処罰第一」、「逮捕第一」の原則を採択
 2. SV法において、「被害者の告訴がなければ起訴できない」という条件を削除
 3. SV法において、「免罪の但し書き」を規定
 4. 「ストーカー行為」を防止、処罰するための法律を制定
 5. 社会保障・福祉サービスの改革により、VAW被害者のための独立した支援システムを構築

VAWへの意識喚起のための教育の強化と教育訓練活動



- ・ VAWカウンセラーの教育プログラム（1983年～）
 - ・ 十代の若者を対象にした性教育・人権教育プログラム（1995年～）
 - ・ 特に公共部門の被雇用者を対象にした、セクシャル・ハラスメント防止のための教育
 - ・ 大学生に焦点を合わせた、デート・DV（交際相手から受ける暴力）防止のための教育
 - ・ 教育のイニシアティブ
1. あらゆる種類のジェンダー暴力に対応する統合的な教育プログラムの開発
 2. 調査官育成のための教育の強化と実践マニュアルの開発
 3. 学校における正規の教育課程としてのVAW防止教育の実施と必修化の推進

被害者／サバイバーの保護とエンパワーメントの強化



- ・ 韓国で最初の、DV被害者のための避難施設を開設（1987年～）
 - ・ 女性のためのカウンセリング（個人、グループ）（1983年～）
 - ・ 法的・医療的サポート
 - ・ エンパワーメントと癒しのプログラム：女性学、芸術療法、ヨガ、自主的な平和交流等
 - ・ サバイバーの相互支援グループ（1987年～）
 - ・ 被害者支援のイニシアティブ
1. カウンセリング分野における、女性のためのカウンセリングの主流化
 2. ワンストップサービス・システムの活性化
 3. 電子政府への取り組みによる、被害者の安全性強化
 4. サバイバーグループの活動を促進することによる、生存者の声の吸い上げ

VAWへの意識喚起のためのメディアの利用推進



- ・ 映画製作（1987年～）と女性の人権映画祭、『fiwom』の開催（2006年～）
 - ・ DV関連のモバイルサイトおよびデート・バイオレンスのスマートフォンアプリ、『Date UP Date』の開発（2011年）
 - ・ DV防止のための公共広告の制作・放送（2011年）
 - ・ メディア運動推進のイニシアティブ
1. ニュース、ドラマ等、マスコミによる監視の強化
 2. SNSを利用したPR活動の増進
 3. VAW防止・撤廃のための、全国規模の公共広告に係る予算の増額

地方運動の促進（2002年～）



- ・ 地方における女性運動のための教育訓練プログラム
 - ・ 地方自治体の予算と政策の監視
 - ・ VAWへの意識喚起のためのキャンペーンおよび地方イベント
 - ・ 地方運動推進のイニシアティブ
1. 地方の女性団体による活動の促進
 2. VAWについての公教育およびキャンペーンの拡大
 3. 地方自治体による政策決定プロセスへの、活動家の参加の助長

NGOの権限と結束の強化



- 私たちの声を届けるためのイニシアティブ
1. 反VAW運動へ支援・参加するメンバーを増やし、政府からのNGOの独立を確立
 2. 国際・地域・地方レベルでの反VAW擁護団体間での結束強化と共同行動の推進
 3. 市民社会における他グループとの協力および、それらグループに対するVAW問題についての啓発推進



Are you in an ABUSIVE RELATIONSHIP?

Physical or sexual violence may occur without warning. But sometimes there are "red flags" or warning signs. If you answer YES to one or more of these questions, you may be in an abusive relationship or be at risk for it.

DOES YOUR HUSBAND, PARTNER OR BOYFRIEND...

- tease you in a hurtful way in private or in public?
- call you names such as "stupid", "bitch", "tangg", "bobo", etc.?
- act jealous of your friends, family or co-workers or accuse you of being interested in someone else?
- get angry about clothes you wear or how you style your hair?
- check on you by calling, driving by or getting someone else to?
- gone places with you or sent someone just to "keep an eye on you?"
- insist on knowing who you talk with on the phone?
- blame you for his problems or his bad mood or get angry so easily?
- hit walls, drive dangerously or do other things to scare you?
- often drink or use drugs or insist that you drink or use drugs with him?
- read your mail, check your cellphone messages, go through your purse
or other personal papers?
- keep money from you, keep you in debt, or have "money secrets?"
- kept you from getting a job or caused you to lose a job?
- threaten to hurt you, your family, friends or pets?
- force you to have sex when you do not want to or force you to have sex in ways that you do not want to?
- threaten to kill you or himself if you leave?
- act one way in front of other people and another way when you are alone?



If you are concerned about the possibility that your partner is showing early signs of abuse,
SEEK HELP NOW!

If you are in an ABUSIVE RELATIONSHIP and is considering ending your relationship, it would be helpful to tell your parents or confide with a friend or school teacher or counselor in order to have support when leaving the relationship.



Office of the President
Philippine Commission on Women
1145 J.P Laurel Street, San Miguel, Manila 1005
Tel No: 735-1654 ; Fax: 736-4449
Website: <http://www.pcw.gov.ph>

Anti-VAW laws

The following are laws that uphold and protect women's rights. For more details on these laws, visit the Philippine Commission on Women website (www.pcw.gov.ph).

- RA 7877: Anti Sexual Harassment Act of 1995
- RA 8353: Anti-Rape Law of 1997
- RA 9208: The Anti-Trafficking in Persons Act of 2003
- RA 9262: The Anti-Violence Against Women and Their Children Act of 2004
- RA 9710: Magna Carta of Women (2009)



虐待関係に陥っていませんか？

身体的または性的暴力は前触れもなく起こると言われています。しかし、「危険信号」や前兆が見られる場合があります。以下の質問で「はい」が一つ以上あれば、虐待関係に陥っているか、または、その危険性があると言ってよいでしょう。

あなたの夫、パートナー、恋人は・・・

- ・二人でいるとき、または人前で、あなたのことを傷つけるようなからかい方をしていませんか？
- ・「ばか」、「メス犬」、「まぬけ」、「能なし」などと呼び、あなたを罵っていませんか？
- ・あなたの友人、家族、同僚に嫉妬したり、あなたが他者に関心を持っていると、あなたを責めたりしていませんか？
- ・あなたの服装や髪型に腹を立てることはありませんか？
- ・電話や車を使って、あるいは、他の誰かに頼んで、あなたの行動を調べていませんか？
- ・外出時に、「あなたを監視する」ためだけに、あなたに付き添ったり、他の誰かに付き添わせたりしていませんか？
- ・電話の相手を教えるよう強要していませんか？
- ・自分自身の問題であるにもかかわらず、あるいは、自分が不機嫌であるという理由で、あなたを非難する、またはすぐにキルことはありませんか？
- ・壁をたたき、乱暴な運転をするなどして、あなたを怖がらせていませんか？
- ・頻繁に飲酒や薬物の使用を行っている、あるいは、一緒に飲酒や薬物の使用を行うことを無理強ひしていませんか？
- ・あなたのメールを読む、携帯電話のメッセージをチェックする、財布の中やその他個人宛ての文書を確認するといったことをしていませんか？
- ・あなたにお金を渡さない、あなたに貸しを作らせる、あるいは、「お金に関する隠し事」があるといったことはありませんか？
- ・職に就かせない、または職を失わせるようなことをしていませんか？
- ・あなた自身やあなたの家族、友人、ペットを傷つけると言って脅すようなことをしていませんか？
- ・あなたが望まないにもかかわらず性行為を強要する、あるいは、あなたが望まない形態の性行為を強要していませんか？
- ・あなたが出ていけば、あなたを殺す、あるいは、自分が自殺すると言って脅すようなことをしていませんか？
- ・他の人がいるときと二人きりのときで、態度が変わりませんか？



パートナーが虐待の兆候を示しているのではないかと心配ならば、今すぐ助けを求めましょう！

虐待関係に陥っていて、パートナーとの関係を終わらせることを考えているのであれば、両親に話す、あるいは友達や教師、カウンセラーに相談してサポートを得た上で、関係を断つという方法が良いでしょう。

女性に対する暴力防止のための法律

以下は、女性の権利を擁護・保護するための法律です。各法律の詳細については、フィリピン女性委員会のウェブサイト (www.pcw.gov.ph) をご覧ください。

- ・ RA7877: セクシャル・ハラスメント禁止法 (1995年)
- ・ RA8353: 反レイプ法 (1997年)
- ・ RA9208: 人身取引に対する防止法 (2003年)
- ・ RA9262: 女性とその子どもに対する暴力対策法 (2004年)
- ・ RA9710: 女性のためのマグナカルタ法 (2009年)



大統領府
フィリピン女性委員会
1145 J.P Laurel Street, San Miguel, Manila 1005
電話: 735-1654 ファックス: 736-4449
ウェブサイト: <http://www.pcw.gov.ph>

Eradication of Violence Against Women

THAILAND 2012

Legal Framework

- The Constitution of the Kingdom of Thailand B.E.2550 (2007)
- The Protection of Domestic Violence Victims Act B.E. 2550 (2007)
- Women’s Development Plan in the Period of the 11th National Economic and Social Development Plan (2012-2016)



- One of the OWAFD most important tasks is to tackle with domestic violence, of which OWAFD works hands in hands with many other units/organizations.
- Providing on Memorandum of Understanding (MOU) among related organizations to create systematic practices on the act.
- One Stop Crisis Centres are funded by the Ministry of Public Health and, within the Ministry, the Bureau of Health Systems Development Department.



หนึ่งเสียง
หยุด
ความรุนแรงต่อผู้หญิง

OSCC is a multidisciplinary unit that provides comprehensive services for victims of violence in Thailand. They have medical doctors, nurses, representatives from the Royal Thai Police, the Office of the Attorney-General, non-governmental organisations, emergency shelters, and the Ministry of Social Development and Human Security. As a result, victims have access to immediate services and assistance.



- Say no to violence, Royal Highness Princess Bajrakitiyabha, Thailand’s royal princess, has agreed to be UN Women’s goodwill ambassador and has led the campaign ‘Say No to Violence’ in Thailand since 2008. Her Royal Highness has taken part in many activities to support and promote this nationwide campaign on the elimination of violence against women. The aims are to address the magnitude of the problems as well as raising public awareness on the issue and the prevalence of violence used towards women, as well as educating the public on relevant law, especially the Domestic Violence Victim Protection Act 2007.

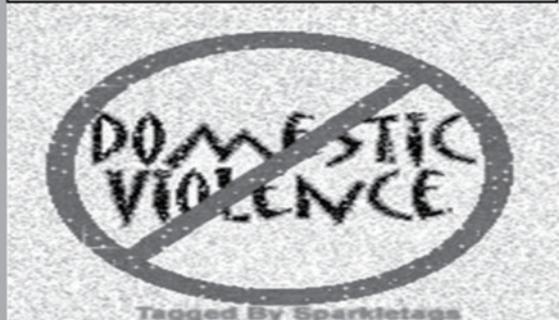


- Prachabodee Center or 24 hr. Hotline 1300. There are 77 Centers throughout the country under the Ministry of Social Development and Human Security providing 24 hour service. Each Center’s tasks are to receive complaints, coordinate with involved agencies for referrals and provide social counseling services. Moreover, there are also hotlines undertaken by NGOs.

Bangkok : The Department of Social Development and Welfare or Association for the promotion of the status of women (APSW), Etc.

Regional parts: Provincial Office of Social Development and Human Security

- Emergency Home for Children and Family. There are 77 Emergency Homes established under the Social Development and Welfare Department as temporary shelters for children and family members exposed to crisis. Within the shelters, victims are to be provided counseling service and protection as well as fundamental support. The Emergency Homes have also coordinated with local agencies concerned with referral of the cases. In addition to the above shelters, there are also other emergency homes managed by NGOs such as the Association of the Promotion of the Status of Women



Tagged By Sparkletags

女性に対する暴力の撤廃

THAILAND 2012

法的枠組み

- ・ タイ王国憲法B.E.2550 (2007年)
- ・ 家庭内暴力被害者保護法B.E.2550 (2007年)
- ・ 第11次国家経済社会開発計画期間 (2012～2016年)における女性開発計画

・ 女性問題家族開発局 (OWAFD) の最も重要な任務の一つが、家庭内暴力への取り組みであり、OWAFDは、他の多くの団体／組織と協力しています。

・ 体系的な取り組みを実践できるよう、関連する組織間で覚書 (MOU) を締結しています。

・ ワンストップ・クライシスセンター (OSCC) は、保健省がその運営資金を供給し、同省の保健制度開発局の管轄下に置かれています。

OSCCは集学的な組織であり、タイ国内の暴力被害者に包括的なサービスを提供しています。医師、看護師、また、国家警察庁、法務長官局、非政府組織、緊急避難施設、社会開発・人間安全保障省の職員が配置されていることから、被害者は、即座にサービスやサポートを受けることができます。

・ 暴力にNOを。タイ王国のBajrakitiyabha王女殿下は、国連の女性親善大使への就任に同意し、2008年より、タイでの「暴力にNOを」キャンペーンを先導しています。王女殿下は、女性に対する暴力撤廃を掲げた、この全国規模のキャンペーンを支援、推進するために、多くの活動に参加しています。その目的は、問題の大きさを訴えるとともに、この問題および女性に対する暴力の蔓延についての国民の意識を高めることであり、また同時に、関連する法律、特に、2007年の家庭内暴力被害者保護法について国民を教育することを目指しています。

・ Prachabodeeセンターまたは24時間ホットライン1300。社会開発・人間安全保障省の下、全国に77のセンターがあり、24時間体制でサービスを提供しています。各センターの任務は、苦情を受け付け、照会のために関係機関との調整を図り、社会的なカウンセリングサービスを提供することです。さらに、NGOが運営するホットラインも存在しています。

・ 子どもと家族のための緊急ホーム。社会開発福祉局の下、危機にさらされた子どもと家族のための一時避難施設として、77の緊急ホームが設置されています。避難施設内で、被害者は、基本的な支援だけでなく、カウンセリングサービスや保護を受けることができます。緊急ホームはまた、個々のケースの照会に関わる地方機関との調整を図ります。以上のような避難施設に加えて、女性の地位向上協会等のNGOが運営する緊急ホームも存在しています。



バンコク： 社会開発福祉局
女性の地位向上協会 (APSW) 等。

その他の地域： 社会開発・
人間安全保障省の
県事務所



ỦY BAN QUỐC GIA VỀ SỰ TIẾN BỘ CỦA PHỤ NỮ VIỆT NAM

THE NATIONAL COMMITTEE FOR THE ADVANCEMENT OF WOMEN IN VIETNAM

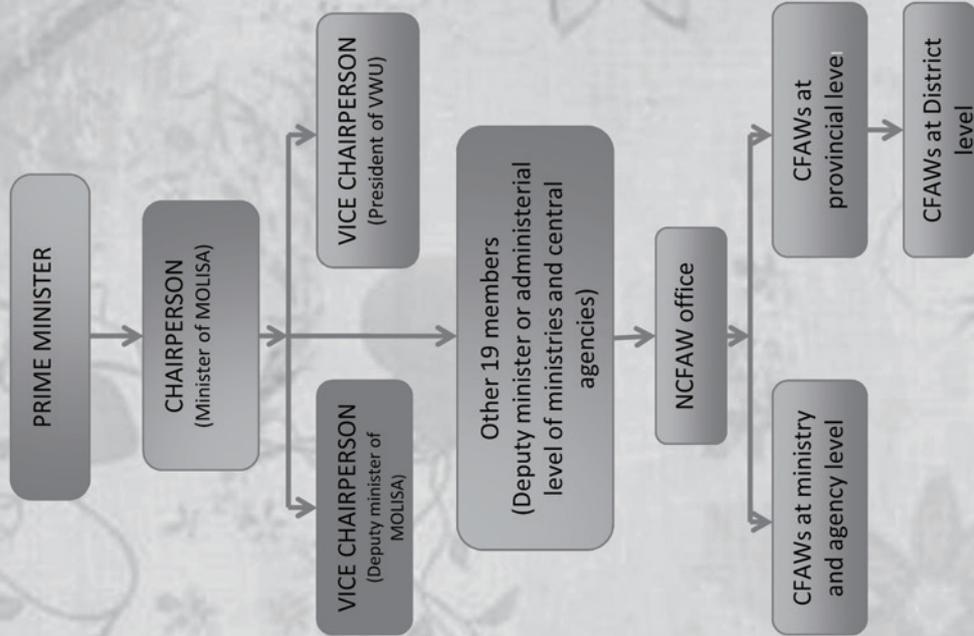


HISTORY

NCFAW has been established since 1985 with the initial name was the National Committee for Vietnamese Women's Decade. Over its past 25 years of development, the National Committee for the Advancement of Women in Vietnam (NCFAW) improves continuously in order to create a proper mechanism to fulfil assigned function and mandates. In the current new context, the NCFAW is working closely with the state management agency of gender equality, the Ministry of Labour – Invalids and Social Affairs (MOLISA), to effectuate the cause of gender equality and women's advancement in Vietnam. NCFAW has been established since 1985 with the initial name was the National Committee for Vietnamese Women's Decade.

FUNCTION

The NCFAW is a coordinately interdisciplinary organization, which has the function to assist the Prime Minister in researching and coordinating to deal with interdisciplinary issues related to the advancement of women in the whole country.



MISSION STATEMENT

1. To do research and provide proposals to the Prime Minister about directions and measures dealing with interdisciplinary issues related to the advancement of women.
2. To assist the Prime Minister in coordinating ministries, ministerial-level agencies, agencies attached to the Government, People's Committees at all levels and mass organizations to educate, disseminate and mobilize the people in implementing the Party's policies and the State's laws related to the advancement of women.
3. To assist the Prime Minister in promoting and speeding up ministries, ministerial-level agencies, agencies attached to the Government, People's Committee of provinces and centrally-run cities to coordinate the implementation of national targets on the advancement of women.
4. To make reports to the Prime Minister every 6 months, or upon request, about the performance of the NCFAW.
5. To fulfil other tasks related to the advancement of women as assigned by the Prime Minister.

Address: 12 Ngo Quyen, Hoan Kiem, Ha Noi
 Tel: (04). 3826 9551 / 3936 4400 Fax: (04). 3825 3875
 Email: ncfaw@molisa.gov.vn / ncfaw@hn.vnn.vn
 Website: <http://www.ubphunu-ncfaw.gov.vn>



ベトナム国家女性向上委員会 (NCFAW)

THE NATIONAL COMMITTEE FOR THE ADVANCEMENT OF WOMEN IN VIETNAM

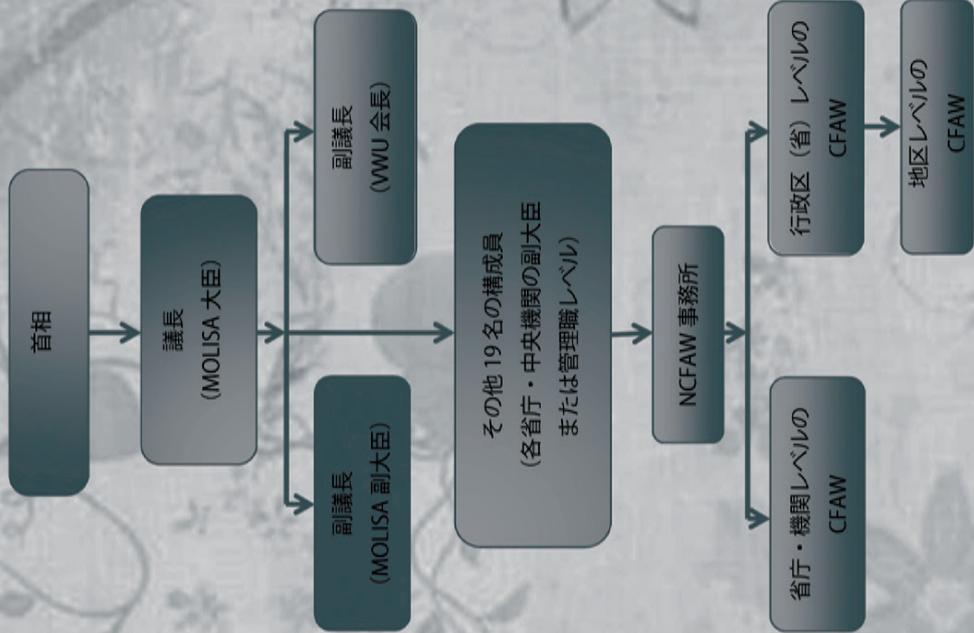


歴史

NCFAWは、1985年に設立され、当初はベトナム女性の10年のための国家委員会という名称で呼ばれていました。この25年間で発展を遂げる中、与えられた機能と義務を果たすに相応しい仕組みを構築するために、ベトナム国家女性向上委員会 (NCFAW) には絶えず改善が加えられています。現在置かれている新たな状況の中で、NCFAWは、男女平等を担当する国家機関である、労働・傷病兵・社会省 (MOLISA) と密に連携しつつ、ベトナムにおける男女平等と女性の向上という大義の確立を目指しています。

機能

NCFAWは協調的かつ学際的な組織であり、全国の女性の向上に関する分野横断的な諸問題に対応するための調査、調整において、首相を支援するという機能を担っています。



職務

1. 女性の向上について、学際的な問題に対応するための指示や対策について、調査を実施し、首相へ提言する。
2. 各省庁、省庁レベルの機関、政府の付属機関、あらゆるレベルの人民委員会、大規模組織に対する調整において、首相をサポートすることで、女性の向上に関する政党の政策や国家の法律について、国民を教育し、それらを普及する。また、国民を集結させ、そうした政策を実施し、法律を施行できるようにする。
3. 首相をサポートすることで、各省庁、省庁レベルの機関、政府の付属機関、行政区 (省) の人民委員会、中央が管轄する都市に対し、女性の向上に関する国家目標の実現に向けた調整を図るよう推進し、また、迅速な調整を促す。
4. 6ヶ月毎に首相に報告書を提出し、また、要請があれば、NCFAWの実績について報告する。
5. 首相から与えられた、女性の向上に関するその他の任務を遂行する。

所在地：12 Ngo Quyen, Hoan Kiem, Ha Noi
 電話：(04) 3826 9551 / 3936 4400 ファックス：(04) 3825 3875
 電子メール：ncfaw@molisa.gov.vn / ncfaw@hn.vnn.vn
 ウェブサイト：http://www.ubphunu-ncfaw.gov.vn

本報告書の内容は、「平成24年度NWEC国際シンポジウム 女性に対する暴力のない社会の構築に向けて」をとりまとめたもので、必ずしも国立女性教育会館の統一的な公式見解ではありません。

本報告書及び他の国立女性教育会館の報告書等は、当会館ホームページにて公開しております。

URL：<http://www.nwec.jp/>

なお、本報告書に記載されている内容は、国立女性教育会館の許可なく転載できません。

発行：平成25年3月

編集：独立行政法人国立女性教育会館（NWEC）

〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷 728 番地

TEL：0493-62-6437 FAX：0493-62-9034

E-mail：rese@nwec.jp